

令和 2 年 1 2 月 定例会

浪 江 町 議 会 会 議 録

令和 2 年 1 2 月 8 日 開会

令和 2 年 1 2 月 1 7 日 閉会

浪 江 町 議 会

令和2年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号（12月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	4
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	12
石井悠子君	12
紺野則夫君	25
紺野榮重君	30
渡邊泰彦君	48
馬場 績君	64
散会の宣告	87

第 2 号（12月9日）

議事日程	89
出席議員	91
欠席議員	91
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	91
職務のため出席した者の職氏名	91
開議の宣告	93
議事日程の報告	93
請願・陳情の付託	93
議案第139号から同意第5号までの一括上程、説明	93
延会の宣告	120

第 3 号 (12月16日)

議事日程	1 2 1
出席議員	1 2 3
欠席議員	1 2 3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 2 3
職務のため出席した者の職氏名	1 2 3
開議の宣告	1 2 5
議事日程の報告	1 2 5
議案第139号の質疑、討論、採決	1 2 5
議案第140号の質疑、討論、採決	1 2 7
議案第141号の質疑、討論、採決	1 2 8
議案第142号の質疑、討論、採決	1 3 0
議案第143号の質疑、討論、採決	1 3 6
議案第144号の質疑、討論、採決	1 3 7
議案第145号の質疑、討論、採決	1 3 9
議案第146号の質疑、討論、採決	1 4 0
議案第147号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第148号の質疑、討論、採決	1 4 1
議案第149号の質疑、討論、採決	1 4 3
議案第150号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第151号の質疑、討論、採決	1 4 4
議案第152号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第153号の質疑、討論、採決	1 4 5
議案第154号の質疑、討論、採決	1 4 8
議案第155号の質疑、討論、採決	1 5 3
議案第156号の質疑、討論、採決	1 5 6
議案第157号の質疑、討論、採決	1 5 9
延会の宣告	1 6 7

第 4 号 (12月17日)

議事日程	1 6 9
出席議員	1 7 0
欠席議員	1 7 0
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 7 0
職務のため出席した者の職氏名	1 7 0
開議の宣告	1 7 2
議事日程の報告	1 7 2

議案第 1 5 8 号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第 1 5 9 号の質疑、討論、採決	1 7 2
議案第 1 6 0 号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第 1 6 1 号の質疑、討論、採決	1 7 4
議案第 1 6 2 号の質疑、討論、採決	1 7 5
議案第 1 6 3 号の質疑、討論、採決	1 7 5
同意第 4 号の質疑、採決	1 7 8
同意第 5 号の質疑、採決	1 7 8
議会改革特別委員会報告	1 7 9
請願・陳情審査報告	1 8 6
請願第 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	1 8 6
発議第 8 号の上程、説明、質疑、討論、採決	1 9 6
委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について	2 0 7
町長挨拶	2 0 7
閉会の宣告	2 0 9

浪江町告示第 1 3 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 0 1 条第 1 項の規定により、令和 2 年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

令和 2 年 1 1 月 5 日

浪江町長 吉 田 数 博

1 日 時 令和 2 年 1 2 月 8 日（火） 午前 9 時

2 場 所 浪江町議会議事堂

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1 番	大 浦 泰 夫 君	2 番	石 井 悠 子 君
3 番	高 野 武 君	4 番	佐々木 恵 寿 君
5 番	半 谷 正 夫 君	6 番	紺 野 則 夫 君
7 番	佐々木 勇 治 君	8 番	平 本 佳 司 君
9 番	山 崎 博 文 君	10 番	渡 邊 泰 彦 君
11 番	松 田 孝 司 君	12 番	山 本 幸一郎 君
13 番	泉 田 重 章 君	14 番	紺 野 榮 重 君
15 番	佐 藤 文 子 君	16 番	馬 場 績 君

不応招議員（なし）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 2 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 1 号）

令和 2 年 1 2 月 8 日（火曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|-----|---|------------|
| 日程第 | 1 | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第 | 2 | 会期の決定 |
| 日程第 | 3 | 諸般の報告 |
| 日程第 | 4 | 行政報告 |
| 日程第 | 5 | 一般質問 |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	町佐藤良樹君
副町長	町小林弘典君	教員	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	生活支援課長兼 避難生活支援係長兼 仮設津島診療所 事務局長	中野夕華子君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局 長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長補佐兼 にじいろこども園長	門馬純子君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務 長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 君
吉田 厚 志
鎌田 記 典太朗 君

主任 主査 兼係長 君
志賀 美 樹

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

令和2年浪江町議会12月定例会に先立ち、東日本大震災によりお亡くなりになられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙祷をささげたいと思います。

ご起立ください。

〔黙とう〕

○議長（佐々木恵寿君） ありがとうございます。ご着席ください。

新型コロナウイルス感染防止の観点から、議場の出入口の開放等の対策を実施しておりますので、ご理解をお願いいたします。

議会だよりに掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影しますので、ご了承ください。また、報道機関から撮影の申出あります。これを許可したいと思いますので、ご了承ください。

傍聴される方々に申し上げます。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切るか、マナーモードにするようお願いいたします。

◎開会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） ただいまの出席議員数は16人であります。

定足数に達しておりますので、令和2年浪江町議会12月定例会を開会します。

（午前 9時00分）

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎会議録署名議員の指名

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、5番、半谷正夫君、6番、紺野則夫君、7番、佐々木勇治君を指名します。

◎会期の決定

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りします。今期定例会の会期は、配付のとおり、本日から17

日までの10日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から17日までの10日間とします。

会期中の会議についてお諮りいたします。8日、9日、16日及び17日を本会議とし、10日から15日までは委員会等のため休会としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、会期中の会議はこのとおり決定しました。

◎諸般の報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりですので、ご了承ください。

◎行政報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、行政報告を行います。

行政報告は、町長からお願いします。

町長。

〔町長 吉田数博君登壇〕

○町長（吉田数博君） おはようございます。

本日ここに、令和2年浪江町議会12月定例会を招集しましたところ、ご多用にもかかわらず、ご参集を賜り、誠にありがとうございます。

東日本大震災から9年8か月、一部地域の避難指示解除から3年8か月が経過をいたしました。

改めて、震災でお亡くなりになられた方々、過酷な避難生活の中で命を落とされた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し深く哀悼の意を表します。

行政報告に先立ち、まず、新型コロナウイルス感染関連についてご報告申し上げます。

皆様ご承知のとおり、全国では1日の感染者が連日2,000人を超えるなど、感染が急激に拡大しており、大都市圏においては、GOTOキャンペーンの対象除外や飲食店への営業時間短縮要請等、感染予防対策が講じられているところであります。

これまで町内では、5人の感染が確認され、9月以降に確認された感染者2名につきましては、いずれも環境省発注工事に従事する

作業員の方であり、症状では軽症で、一般の不特定多数の方々との接触はないものとの報告を受けております。

この報告を受け、環境省に対しましては、改めて施工業者に対する感染防止対策の指導徹底を申し入れたところであります。

町民の皆様には、大変なご不安とご心配をおかけしておりますが、引き続き感染防止対策を徹底、強化してまいりますので、議員各位のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、9月定例会以降の町政の執行状況につきましてご報告いたします。

初めに、新生児特別定額給付金給付事業についてご報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大に伴う国の緊急経済対策として実施しております新生児特別定額給付金につきましては、11月3日現在で給付の対象者が42人となっており、うち32人の方から申請を受け付け、給付を行っております。

次に、浪江町功労者表彰式についてご報告いたします。

文化の日の11月3日、地域スポーツセンターにおいて、第48回浪江町功労者表彰式を執り行いました。

式では、多年にわたり当町発展等に尽力された方々に対しご功績をたたえ、功労表彰3名、善行表彰2名に賞状及び記念品を贈呈いたしました。

また、本年度より創設した復興功労表彰につきましては、東日本大震災発生後、当町の復興に多大な貢献をされた方々15名に賞状及び記念品を贈呈いたしました。

次に、新型コロナウイルス感染症防止対策についてご報告いたします。

新型コロナウイルスの感染拡大と、冬季におけるインフルエンザウイルス感染症の同時流行を防止するため、12月1日から全世帯に対し、マスク50枚の発送を開始いたしました。

町民の皆様におかれましては、感染症の予防対策にご活用いただき、引き続き感染防止のご協力をお願いいたします。

次に、スマートコミュニティ事業についてご報告いたします。

道の駅なみえ内に太陽光発電設備や純水素燃料電池等の再生可能エネルギー由来の設備導入を目的とした、スマートコミュニティ施設設備工事が完了いたしました。

今後は、同施設を中心にエネルギーの見える化や、エネルギーの地産地消等、再生可能エネルギーの普及啓発に努めてまいります。

次に、津波被災地初の稲刈りについてご報告いたします。

今年、津波被災地域では初となる南棚塩地区において、29ヘクタールの水稻が作付され、10月3日、東京農業大学の学生30名が参加し、稲刈り作業が実施されました。

本年度は、町内各所で約89ヘクタールの水稻が作付され、梅雨から初夏にかけての低温と日照不足から稲の生育不良が懸念されましたが、その後の天候回復により、当町を含む浜通りの作況指数は103でやや良となりました。

次に、カントリーエレベーター整備事業についてご報告いたします。

苅宿地区と棚塩地区の2か所に建設を進めているカントリーエレベーターの建設工事合同安全祈願祭を、多くの関係者の出席のもと、11月12日に苅宿地区において挙行いたしました。

令和3年産米の収穫が可能となるよう、令和3年9月の稼働に向け、確実な工事の遂行に努めてまいります。

次に、酪農復興牧場についてご報告いたします。

昨年度からおよそ1年間、整備予定地である北棚塩地区の皆様との対話や事業者との協議、国との財源協議等、立地に向けた準備を進めてまいりました。

去る11月19日に、改めて北棚塩地区の皆様への事業説明の場を設け、私も出席をした中で、事業の効果を説明させていただき、意見交換を行いました。また、11月29日に開催された同地区の役員会にも出席させていただき、事業への理解をお願いしたところであります。

参加された方々からは、環境への影響に対する不安や具体的な対策を求める声が数多くいただきました。一方、牧場建設による地元雇用や農業へのプラス効果に期待するご意見もいただき、おおむね参加いただいた皆様へのご理解は得られたものと考えております。

今後は、事業の着手に向け、福島再生加速化交付金の申請を具体的に進めてまいります。

併せて、事業に対する不安解消のため、地元との意見交換を継続しながら、特に環境対策については、町・事業者・地域が一体となり協議する体制を構築し、町が責任を持って当事業を推進してまいります。

次に、町内での事業活動状況・支援についてご報告いたします。

11月30日現在の町内での事業者活動状況については、再開・新規合わせて174事業所となっております。

町としては、官民合同チームや商工会などと連携した事業再開の相談支援を行ってまいります。

再開事業者が安心して事業が継続できるよう、また新規事業者が参入しやすいよう、環境整備に努めてまいります。

次に、株式会社良品計画との連携協定締結についてご報告いたします。

去る11月20日、全国的に展開されている店舗、無印良品を運営する株式会社良品計画との間で、地域の発展と経済の活性化を目的とした連携協定を締結いたしました。

本協定に基づき、全国では初となる道の駅への無印良品の店舗の出店をはじめ、同社がこれまで培ってこられた経験を生かし、道の駅施設全体の運営支援や地域産品の販路及び認知度拡大等、地域振興や復興促進、産業・観光振興に相互協力して取り組んでまいります。

また、総務省の地域おこし企業人制度を活用した人材派遣にも取り組む予定としております。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取組についてご報告いたします。

町内へ進出意向のある企業を私が直接訪問する、いわゆるトップセールスを行い、進出が確実になるよう積極的な誘致活動を行いました。

11月24日に東京で開催されたイノベーション・コースト構想推進機構主催の企業立地セミナーに参加し、産業団地の紹介や町の取組をPRしてまいりました。今後もあらゆる機会を捉え、積極的かつ戦略的に誘致活動を行ってまいります。

現在、立地に向け相談をいただいている企業に対しましては、しっかりと伴走支援を行いながら、1つでも多くの企業がこの浪江の地で操業いただけるよう引き続き努力してまいります。

次に、水素利活用の取組についてご報告いたします。

11月20日、21日の2日間、道の駅なみえを会場に水素シンポジウムを開催いたしました。

シンポジウムでは、資源エネルギー庁、環境省、福島県、トヨタ自動車、浪江町の水素社会実現に向けた取組の紹介をはじめ、福島水素エネルギー研究フィールドの見学会やトヨタカローラいわき様の協力による子供たちへの水素教室、水素を燃料とする自動車、新型ミライの展示会等、水素を身近に体験する取組を行いました。

ゼロカーボンシティの実現に向けた取組の一つとして、その核となる水素エネルギーを積極的に活用し、様々な実証を進めながら、商工業・農業・交通・教育等様々な分野において、町全域での利用を進めていこうとするものであります。

2050年の二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、原子力に頼らない新しいエネルギー社会の実現に向け、様々な挑戦を続けてまいります。

次に、町営住宅の整備状況についてご報告いたします。

請戸地区に整備を進めてまいりました請戸住宅団地26戸が完成し、9月29日に完成式と鍵の引渡し式を行い、10月1日より15戸の入居を開始したところであります。

次に、町外の復興公営住宅の入居状況についてご報告いたします。

9月30日現在、県営及び市町村営合わせ1,438世帯、2,502名の方が、町外の復興公営住宅へ入居決定を受け、新たな住環境での生活を送っております。

次に、教育行政関連についてご報告をいたします。

10月10日、なみえ創生小・中学校と浪江にじいろこども園の合同の運動会を開催いたしました。

当日は雨天のため、体育館での開催となりましたが、子供たちは最後まで全力で競技に参加していました。

11月7日には、津島小学校二本松校の最後の運動会を開催いたしました。在校児童は1名でしたが、卒業生のほか、地域住民や支援団体の皆様のご参加をいただき、盛大な運動会となりました。

次に、子育て支援関連についてご報告いたします。

今年で10回目となる、こどもの笑顔フォトコンテストの受賞作品の表彰式を10月26日に開催いたしました。

今年のコンテストには62作品の応募があり、最優秀賞を含む15点を選定し、賞状と記念品を贈呈いたしました。

応募作品は、道の駅なみえや広報紙で紹介させていただいたところであります。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

県市町村大会が9月19日に軟式野球大会、10月17日にはソフトボール大会がそれぞれ開催されました。

町代表チームの皆さんは、新型コロナウイルス感染症の影響で練習が思うようにできない状況の中、避難先での各地より参加をいただき、力を発揮していただきました。

また、11月15日には福島駅伝競走大会が開催され、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、区間を短縮しての開催となる中、総合で26位、町の部で10位と健闘いたしました。

以上、9月定例会以降の現在までの取組についてご報告といたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、条例の制定及び改正案件3件、契約の締結及び変更案件15件、令和2年度の補正予算

案件が7件、人事同意案件2件であります。

詳細につきましては、提案の都度ご説明申し上げますので、慎重かつ円滑な審議、ご承認を賜りますようお願い申し上げます、行政報告といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で行政報告は終わりました。

◎一般質問

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、一般質問を行います。

一括質問方式については、慣例により質問が30分、再質問が10分、再々質問が10分以内となっています。

一問一答方式については、質問答弁合わせて60分以内となります。質問は自席で行います。

通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の議員から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解したときは、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることをご協力をお願いいたします。

なお、一般質問は通告順に許可をします。質問、答弁ともに簡潔にお願いします。

◇ 石 井 悠 子 君

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君の質問を許可します。

2番、石井悠子君。

[2番 石井悠子君登壇]

○2番（石井悠子君） おはようございます。

それでは、2番、石井悠子です。

議長より発言の許可をいただきましたので、質問を一括方式で行います。よろしくお願いいたします。

「明けない夜はないことを信じて」故馬場町長が、震災後初と思われ、2011年7月号広報紙で町民に向けたメッセージです。東日本大震災より来年3月11日で10年となることから、これまでに振り返ったところ、このメッセージが目に残りました。

この10年というのは、私にとってはあっという間でした。慣れない土地での避難生活、子供たちの転校・転園、そして転職、それから家族分離と生活が大きく変わり、毎日必死に生活していました。震災当初は、何か月かたてば浪江に戻り、元の生活に戻れると思っていましたので、少しの間頑張ろうと思っていましたが、その後、避難指示解除までに6年、原発事故というのは住む家、職を奪い、

家族、親族、仲間を離散させるなど、人生を大きく変えた出来事と、私は思っています。

町民の方々も、いろいろ悩み、苦しみがあり、帰りたいけど帰れない。避難先でようやく生活が落ち着いたところで、避難指示解除となっても、すぐに戻ることができない。帰還困難区域の方々は、いつになったら住むことができるようになるのだろう。自宅が荒れていくのを見るのがつらい。帰還された方は、やっぱり浪江はいいが、近所の人が帰っていないから話す人がいなくてさみしいなど、この10年いろいろそれぞれ悩み、こんな人生になるわけではなかったと思って生活してきた方もいると思います。

でも、この出来事がなければ、私は震災前の浪江町の暮らしがどれだけ恵まれていたのか、何事もなく平凡な日常生活がどんなに幸せなことだったのかと、失ってから気がつくこともありました。だからこそ、浪江町の復興の役に立ちたい、町民とつながっていたいとも思えたのです。

10年前、町は今後どうなるか先が見えない状況の中、故馬場町長が「明けない夜はないことを信じて」と、このようなメッセージを発信されたこと、苦しい時期を耐えしのげば、必ず明るい状態になると前向きの考えが、今の町のこし、そして吉田町長の目指す持続可能なまちづくりとつながっているのだと、私は思います。

それから、町をはじめとした関係者の皆様のご努力、ご尽力により、一度消えてしまった町の明かりがともるようになり、復興というものが目に見える形になってきたと思います。

今後も、持続可能なまちづくりを目指すには財源確保が必要と考えますので、これからどのようにしていくのかについてなど、ほか3項目質問させていただきます。

1、財源の確保について。

(1) 今現在、国・県支出金のみで行われている震災関連事業、例えば、デマンドタクシー運行事業、町内サポートセンター運営事業（通所介護形式）など、町民にとって必要な事業ともなっていますし、デマンドタクシー運行事業では、町民から「デマンドタクシーのおかげで買い物や病院に行けて助かる」との声をいただいています。来年、この事業が続くか分からないとはいづらいですし、特に高齢者で運転免許がなく独り暮らしとなると、移動手段となっている事業がなくなった場合、生活困難になることが考えられます。このような状況で、来年度以降継続のための財源確保を考えているのか伺います。

(2) 町長がおっしゃる「持続可能なまちづくり」を実現するに

は、財源がなければ持続が難しいと考えます。9月定例会で、財源の多くを国・県等に依存している状況とのことでした。依存ではなく自立するためには、自主財源を増収することかと思います。自主財源の主なものとして、町民税と固定資産税があると思います。固定資産税について、減免がありますが、徴収が始まる31年度までは、町民の方々から、浪江町の土地、家屋など所有しているものではありますが、住める状況でない土地や家屋などに税金を払えない、避難先で住宅を購入された方は、避難先に固定資産税を納めているので、浪江町の方まで支払う余裕がないなど、苦悩の声をいただいていたので徴収について反対でしたが、昨年12月の定例会の私の一般質問で、町長は、避難指示解除がされた区域においては、地方税法附則55条により、平成30年度から平成32年度までの3年間は、土地及び家屋の固定資産税は2分の1法定減免となります。平成30年度は残りの2分の1につきましては、条例により減免としたところですが、その減免額については、復興特別交付税により補填されているところですが、しかしながら、次年度以降は、法定減免を超えた部分の条例減免に対して、国から見直しを求められているところですが、私としては、納税意識の醸成の必要性も感じていますので、他の市町村の状況も踏まえつつ、慎重に検討していきたいと考えています。と回答いただきました。私としては、町民の大変な生活などを聞いていたこともあり、減免とはいえ、固定資産税などを徴収することに対し反対しましたが、3月定例会において、東日本大震災等による平成31年度の町税等の減免に関する条例を提出され、審議の結果、議案は賛成多数で可決しました。

私は、そこから考え方を改めました。今後、いつまでも減免であってほしいと願いますが、「町の持続」を考えますと、町長がおっしゃる納税意識の醸成を図ることが町のため、町民のためにもなるとも考えました。

震災前、平成22年度個人町民税の決算額は約6億5,000万円、今年度は、所得金額300万円以下全額免除、400万円以下4分の3減免、500万円以下2分の1減免、750万円以下4分の1減免、750万円超は減免なしとなっていて、当初予算額が約3億7,000万円です。また、固定資産税を申しますと平成22年度が約9億5,000万円、本年度は、避難解除区域2分の1、帰還困難区域課税免除となっていて、当初予算約2億6,000万円、個人町民税と固定資産税を合わせますと約6億3,000万円、平成22年度と比べますと約9億7,000万円の減収見込みとなっています。このような状況ですが、今後どのようにして自主財源を確保をしていくのか伺います。

大きい２番、駅前開発事業について。

６月定例会で私の質問において、中心市街地の再生についての回答は、今年度、中心市街地整備事業として、駅前周辺の整備の在り方等を検討していくこととしています。とのことでした。その後、有言実行で11月19日の全員協議会にて、「駅前周辺地区 事業素案」が提出されました。

先導整備エリアのまちづくりの考え方として、（１）人が中心のコンパクトなまちづくりに寄与する、駅前空間形成による「まちの顔」づくり、（２）駅東西間の市街地や公共施設の連携強化、（３）訪問者や施設利用者にとって居心地のいい屋外滞留空間の形成、（４）新たな交流や移住定住の促進に向けた拠点形成、（５）周辺への波及を意識したまちづくり、（６）担い手とともに進めるまちづくりなど、私は、特に人が中心のコンパクトなまちづくりに寄与する考えに賛成です。

今現在、人口が少ないことや高齢化が進む中で、交流機能・商業機能を一体的に配置し、歩いて暮らせる生活は、帰還を悩む方々にとって、安心材料になり人口増加にもなると思います。そこで、駅前開発事業をどのような計画で進めていくと考えているのか伺います。

（２）全員協議会にて、駅前を「先導整備エリア」として位置づけ、計画策定に着手した上で商工会、ＪＲ東日本、町内不動産業等との意見交換とのことでしたが、どのような意見が出たのか伺います。

（３）６月定例会にて、私は、町内の解体により更地になった土地についての考えについてを質問させていただきました。回答は、所有者の意向に基づき活用されると考えています。とのことでした。その後、区域内の町民から「意向調査が届いたよ」など連絡をいただきました。事業区域の地権者意向調査の回収率と回答結果を伺います。

（４）震災から約10年がたち、免許を返納された方や避難先で車に乗る機会がないことから車を手放してしまった方などが多く、浪江町に帰るには車がないと生活困難になると考える方が多くいますが、駅前に住宅ができれば帰還したいとおっしゃっている方もいます。今後の計画を示すことで帰還を促すこともできると思いますが、町の考えを伺います。

大きい３番、復興支援事業について。

これまで何度か質問させていただきました。町外の方とのつながりを持つ重要な業務と私は思っていますので質問させていただきます。

す。

(1) 今年2月くらいから、新型コロナウイルス拡大防止のため、不要不急の外出や3密を避けること、そしてようやく5月下旬、全国的に緊急事態宣言が解除されましたが、油断できない状況の中、前年度までは、訪問が主で、交流会にも参加されていたかと思います。令和2年度浪江町復興支援員事業は、避難先での心身ともに健康的に暮らせるための支援を中心に行います。日々の生活を営む上で困難な状況を抱えている方々が、心身ともに健康的に暮らせることができるように支援、または心身ともに健康を維持するための支援を行います。と、浪江町ホームページ4月3日に掲載されていました。現在、コロナ禍で支援員は、県内、県外の町民に対してどのような支援を行っているのか伺います。

(2) 町外で住宅再建した方から、コロナ禍ですので訪問や交流会ができないのは理解できるのですが、以前は「お元気ですか。変わりないですか」などの電話連絡があったようですが、今年に入ってから、電話連絡もないと聞いております。今年度、支援員が対象としているのは、町外に避難されている全ての方なのか伺います。

(3) 平成30年12月定例会にて、支援員事業はいつまで続けることができるのかの質問に、復興支援員制度の総務省で定める期間は、「東日本大震災復興特別会計の設置期間中」となっているため、復興庁の期限に合わせて、2020年度末まで続けることができるものと認識しているとの回答でした。その後、昨年11月に復興庁2031年まで存続させる方針と発表がありましたが、そこで、来年度、支援員事業の交流館担当者と生活再建担当者の継続と支援方法を伺います。

大きい4番、棚塩地区における「酪農復興牧場」計画について。

(1) 6月定例会においても、計画の進捗状況を質問させていただきました。回答は、国・県と協議を進めていて、町が計画している施設の目的、規模、導入設備、運営計画についてヒアリングを重ねていて、事業計画について、おおむね理解が得られていると考えています。また、地域住民や漁業協同組合への説明会を開催しました。棚塩地区については、希望者を対象に同種の施設見学会を実施するなど、計画への理解をいただく取組を進めています。とのことでした。その後、6月以降の進捗状況を伺います。

(2) 町としては、いつまでに事業実施をしたいと考えているのか伺います。

(3) 6月定例会にて、汚水の処理、肥料などの臭い、ハエが増える、鳴き声についてなど、周辺住民の心配と不安の声について、周辺住民の生活環境に影響が生じないよう最大限対応し、不安の払

拭と事業の目的についてご理解いただけるよう、丁寧な説明を行っていきます。説明責任として、説明会に参加されていなかった方に、個別に説明すると考えているとのこと。苦情の対応については、施設の設置及び存続する間、地元、町、運営者の３者による話し合いの場を設置し、牧場の建設や運営に関する情報や課題、苦情への対応について、常に話し合いの場を持てるように努めていく考えとの回答をいただきましたが、例えば、伝染病など問題が起きた場合は、どのような対応や対処します。など、リスクに対して具体的に解決策などが説明できれば、周辺住民の理解を得るのではないかと考えますが、町は、周辺住民の理解を得るために具体的にどのようなことをやるのか伺います。

以上で質問を終わらせていただきます。答弁によっては、再質問させていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より財源の確保についての（２）番、「持続可能なまちづくり」を目指すに当たり、財源がなければ維持は難しいと考えますので、財源の多くの国・県等に依存している状況です。今後、どのようにして自主財源の確保を図っていくのかという質問に対してお答えをいたします。

自主財源には、町税、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、諸収入などが含まれますが、一般的には、自主財源の比率が高いほど、自主的・安定的な財政運営ができるようになると言われております。

「持続可能なまちづくり」を進めるに当たっては、財源上の制約を受けない町独自の取組や、安定的な財政運営が求められるものと考えており、議員のおただしの町税をはじめ、町有財産の貸付・譲渡による財産収入、使用料等の受益者負担、ふるさと納税を含む寄附金などによる自主財源の確保に努めてまいります。

ほかの質問については、担当課長より説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） １の（１）の国や県の支出金のみで行われている震災関連事業の来年度以降の財源確保についてお答えをします。

復興関連事業の主要な財源でございます、福島再生加速化交付金や被災者支援総合交付金制度につきましては、令和３年度も継続することとなってございまして、現在、令和３年度分の申請に向けて準備を進めているところでございます。引き続き、必要な財源が措置されますよう求めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、大きな2番、駅前開発事業についての（1）駅前開発事業をどのような計画で進めていくと考えているのかのご質問にお答えをいたします。

駅前開発事業につきましては、福島再生加速化交付金の福島復興再生拠点整備事業（一団地の復興再生拠点市街地形成施設という）に係る調査費を活用しまして、本年度の上半期は事業素案の策定を行い、下半期は事業内容の具体化と事業区域内地権者を対象とした事業説明を行っていきたいと考えております。

令和3年度以降の計画でございますが、先月の全員協議会の後、県のヒアリング等もあり、工程の整理をいたしております。令和3年度に一団地整備に係る都市計画決定、事業認可手続及び基本設計、令和4年度以降、実施設計及び用地取得を計画しております。

用地取得など様々な変動要因はございますが、おおむね令和7年度の施設供用開始を目指したいと考えております。

続いて、（2）番、駅前を「先導整備エリア」として位置づけ、計画策定に着手した上で商工会、JR東日本、町内不動産業者との意見交換ではどのような意見が出たのかのご質問についてお答えをいたします。

駅前事業を展開する上で、関係事業者と情報共有は密に行わなければならない、これまで商工会とは5回、JR東日本とは2回、町内不動産業者とは1回意見交換を行いました。

商工会とは商業施設への進出可能性について意見交換させていただき、駅前事業についてご理解をいただいたところでございますが、想定人口などが不明確であるため、現段階では具体的に進出する結論には至っておりません。ただ、今後は商工会内に特別委員会等を設置していただき、継続して議論させていただくことを確認したところでございます。

続きまして、JR東日本については、主に東西自由通路について意見交換したところです。具体的な設置位置のほか、自由通路を造るためには駅西側に交通結節機能を設けなければならないことなど、主に技術的な助言をいただいているところでございます。

町内不動産業者については、駅前に自社で管理をしている土地などの今後の利用方針等について伺うとともに、町が事業用地を用意した場合、民間資本で住宅機能を整備できるかについても意見交換したところです。否定的な業者が多かったものの、前向きに検討したいとご回答いただいた業者もいたため、町としては、あらゆる可能性を追求しながら検討していきたいと考えております。

続いて、（3）事業区域の地権者意向調査の回収率と回答結果に

についてのご質問についてお答えをいたします。

地権者意向調査については、周辺地権者176名に対し令和2年7月7日から7月28日までの期間で、所有地の土地利用の意向を中心にご回答をいただいたところです。

10月末時点では、地権者176名に対し回答者が153名であり、回答率は約87%となっております。

回答の結果につきましては、回答者の約6割が「売却したい」「町の計画があれば協力したい」と回答をいただいているところでございます。

続きまして、(4) 駅前に住宅ができれば帰還したいとおっしゃっている方もいます。今後の計画を示す上で帰還を促すこともできるかと思いますが、町の考えについてのご質問にお答えをいたします。

令和2年10月末の町内居住人口は1,509名であり、交流人口を含めて居住人口を増やすことは喫緊の課題であると認識しているところです。

現在、駅前に居住機能を整備することを予定しており、町内へ帰還される方はもとより、これから町内産業団地の就業者等を対象とした福島再生賃貸住宅等の形態を想定しているところでございます。

現在の素案については、町ホームページに掲載するとともに、今後、広報などを通じて計画内容の周知を図っていきたいと考えております。

以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長補佐。

○生活支援課長補佐（中野夕華子君） それでは、大きい3番、復興支援事業について。

(1) コロナ禍で支援員は、県内、県外の町民に対してどのような支援を行っているのかのご質問にお答えいたします。

まず、県内につきましては、コロナ感染症対策には十分留意しながら、二本松市内に駐在する復興支援員により、訪問、電話等による生活支援相談や家賃支援事業の未請求者支援などを行っております。

また、交流館に配置の復興支援員につきましては、当初、2か月の交流館利用自粛期間はありませんでしたが、その後は、コロナ感染防止対策を実施しながら、自治会等による交流館活動を支援しております。

次に、県外につきましては、コロナ感染症拡大の影響が大きく、訪問自粛期間を設けるなど、十分な活動ができていない状況ではあ

りますが、関東地区の復興支援員により、電話連絡を中心とした生活支援相談のほか、7月からは支援員の居住県内での訪問、10月からは居住県外への訪問など、支援活動の範囲を広げております。

続きまして、(2)番、町外で住宅再建した方から電話連絡がないと聞いていますが、今年度、支援員が支援対象としているのは、町外に避難されている全ての方なのかのご質問にお答えいたします。

本町に関しましては、今年3月で県の家賃支援事業が終了いたしました。

これに伴い、経済的負担の増大による生活困窮世帯の発生が懸念されることから、今年度は、この措置が終了となった世帯を中心に、支援の対象とさせていただいております。このため、住宅再建がなっている方につきましては、今年度支援の中心対象から外れているかと思えます。

しかしながら、基本的な支援対象は、あくまで、全ての避難町民の方であり、訪問、見守り等を必要とする方、希望する方については、事業受託事業者と調整の上、今後とも復興支援員による支援を行ってまいります。

(3)番、来年度、支援員事業の交流館担当者と生活再建担当者の継続と支援方法はのご質問についてお答えいたします。

まず、交流館担当につきましては、今後の交流館の管理運営体制の見直しと併せ、来年度の復興支援員の配置を検討しているところであります。

次に、生活再建担当についてですが、今年度支援員の中心対象としている家賃支援事業の終了世帯に対しましては、「復興支援員訪問希望調査」を実施しております。

これによりますと、復興支援員の訪問を希望とした世帯のうち8割は県内の世帯でした。このため、来年度は、県外を縮小し、県内に重点を置いた復興支援員の配置とし、訪問等による避難者の生活再建支援や交流事業等による絆の維持に努めてまいりたいと考えております。

以上になります。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大きい4番、棚塩地区における「酪農復興牧場」の計画について。

(1) 6月以降の進捗状況についてお答えいたします。

6月以降、事業内容の説明や地域の意見の把握などに取り組んできました。

具体的には、帰町されている方を対象に個別に訪問を行い、事業

の説明やご意見をいただいております。

8月には浦尻地区、北棚塩地区を対象に事業説明会を実施し、事業内容、環境対策等についての説明を行いました。

11月には福島市にあるフェリスラテ牧場の視察を行い、昔のイメージと異なる牧場を確認していただきました。

11月の説明会では、町長が出席し、地域貢献の内容や町を存続させていくためには、持続可能なまちづくりが必要であり、水素製造拠点、集成材工場とともに酪農復興牧場が大きな柱となること、また町が責任を持って対応することを説明いたしました。

続きまして、(2)町としてはいつまでに事業実施をしたいと考えているのかについてお答えいたします。

6月以降、地元説明を重ね、事業に対しおおむねのご理解が得られ、また周辺の環境対策についても最新技術の導入や設計段階における緑地などの検討により対応が可能と考えています。

今後は、この事業について福島再生加速化交付金の申請を、年明け早々に行い、来年度の事業着手に進めてまいります。

(3)周辺住民の理解を得るために具体的にどのようなことをやるのかについてお答えいたします。

昨年10月より、数多くの説明会を開催し、事業に対する住民の不安払拭に努めてきたところです。加えて地域に戻られている方を訪問し個別にご意見をいただいております。

説明会開催後は、説明会の内容や、説明会の中でいただいたご意見の概要をまとめ、欠席した方に郵送し事業内容の周知を図ってきました。引き続きこうした透明性の高い迅速な情報共有に努めてまいります。

地域が安心できる牧場運営の確保と、それが維持されていくよう、地域の関係者によるチェック体制の構築が必要であると考えており、臭いなどの環境に影響を与える問題について迅速な対応を行えるよう、住民、浪江町、事業者による住民参加の協議会の設立に向けて進めてまいります。

こうした取組を通して、周辺住民の皆様のご理解を深めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） では、再質問させていただきます。

1番の財源確保についてなんですけれども、例えば、デマンドタクシーについては、令和3年度も引き続き事業ができるという答えをいただきました。回答いただきました。

ですが、令和3年度は確保できたとしても、やはり町内に帰ってくる方はそれがいつまで続くのか、今後分からないとなると、やっぱり帰還するということに対して足がこう進まないというか、やっぱり帰還を促すということがなかなか難しいと思うんです。だから、これからもその事業を継続できるような形を町は今後、その令和3年度以降もどのような形で財源確保をしていって、どのような対応をしていくのかということ伺います。

もう一つ、町長がおっしゃってくださった自主財源についてですけども、今現在、減収分は前に多分尋ねたところ、震災復興特別交付税により補填しているというお答えをいただいたと思います。来年度以降、この震災復興特別交付税が入ってくるかどうかという確約があるのか伺います。

それから、住民台帳上で震災前が2万1,542人、令和2年10月は1万6,770人と4,772人減少しています。そうしますと、町民税が減少するかと思います。住民基本台帳上、住民が減少するのはどのような傾向か、まず伺います。

2番、駅前開発事業について。

アンケートを行っていて8割回収できているということなんですが、例えば、2割、意向調査で回収できていない方に対して、今後どのような対応をするのか伺います。

3番、復興支援事業についてなんですけれども、支援員からコロナの状況で、失業となり生活に困っていると避難者からの相談が出ているので、電話等で避難者の状況確認、特に高齢者、シングルマザー、独居等を中心に連絡しようという話になり、町に町民の連絡先が分かる名簿が欲しいと連絡した際、現在、渡している名簿での訪問をとのことでしたと、支援員から避難している方々を心配して連絡がしたいと申し出があったにもかかわらず、なぜ連絡先を伝えないのか、現在渡している名簿はどのような方なのか伺います。

以上をもちまして、再質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 再質問の1つ目の国・県等の財源がなくなった場合に備えるべきではないかという趣旨のご質問がございました。

町といたしましては、まず必要な財源をしっかりと確保されるように国等へ求めてまいりたいと考えております。その上で、将来的に財源が終了することが見込まれるような場合には、事業内容の見直しや受益者負担の検討等を踏まえて判断していくことになるかと考えてございます。

次に、復興特交について確約があるのかというご質問でございますが、制度としては来年度も継続すると認識してございますが、その申請はこれからになってまいります。その事業単位で様々な協議が発生するというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 転出して住基人口が少なくなっている、その傾向についてのご質問についてお答え申し上げます。

転出される方の理由については様々なご事情等あると思いますが、特に多くは就職をされて転出される方などが主なものと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、再質問の大きな2番の（3）の意向調査の回収に応じていただいていない方についての対応はということで、現在、回答がない方も含めまして、事業区域内の地権者の方には来年1月までを目標に直接訪問と、架電にて事業の説明をする予定であります。

地権者の方には丁寧な説明をすることでご理解をいただき、事業の推進に努めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長補佐。

○生活支援課長補佐（中野夕華子君） 復興支援事業についての再質問ですが、現在、受託事業者に対しまして避難者のデータのほうについては避難先、住所等のものと、先ほども申し上げましたが、県の家賃支援事業が今年度9月末日で申請期限を迎えるため、こちらのほうのデータのほうをお渡ししております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 再々質問、2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 再々質問させていただきます。

1番の財源確保についてですけれども、震災復興特別交付税で町の持続ができています今現状というのは、今後どうなるか不安だと思うんです。

それから、町税を納めていくであろうと思われる若い世代の方々が転出してしまうこと、町にとって増収が見込めないのではないかと心配になります。

そのようなことから、以前も質問させていただきましたが、合併というのを考えなくてはならない状況にあるのではないかと思います、町長の考えを伺います。

大きな3番、復興支援事業について。

町外で住宅再建したからといって悩みや不安がなくなるわけでもなく、今後、浪江町に帰りたいと思っている方もいますし、町が心身ともに健康的に暮らすことができるように支援などを行いますと掲げているのであれば、コロナ禍で訪問、交流会ができない状況であれば、電話連絡だけでもすべきと考えますし、これからも町の継続を考える上で、特に住民票が浪江町にある方については、基本的に町民税を納めてくださっていること、それから投票権も持っていることを忘れてしまっただけは、町外に避難せざるを得なかった状況の方々が悲しむと思います。

浪江町に忘れられていると思われることがないように、やっぱり浪江町民でよかったと言っていただけのように、今後町外の方全てにおいて電話連絡などもしていただけないか伺います。

以上をもって終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 再々質問について、私より答弁をさせていただきます。

財源の問題でございますが、やっぱり復興を進め自立できるまで、国の責任において財政出動は当然だと考えておりますので、今後ともしっかりと国に求めてまいります。

そういった中で、合併も1つの選択肢ではないかというおただしでございますが、そのことについては、否定するものではございませんが、現在、約90何%の方が避難生活をされておられます。そういった中で、帰町された方、帰町を考えている方、帰りたくても帰れない方、様々でございますが、浪江町の存在は心の支えになっているんだろうと考えております。

合併の議論は、町民の皆様にもふるさとなってしまうのではないかという印象を与える可能性があるかと思います。まず、現在、町は持続可能なまちづくりに取り組んでいるところでありまして、合併の議論は、浪江町としての復興という概念をぐらつかせてしまうのではないかと心配をいたします。

さらに、双葉郡においては、消防をはじめとしたしっかりとした広域行政の枠組みがございます。当面、従来どおり、事業展開していくことが肝要かと思っております。

こういった中で、それぞれの皆様が浪江町をよりどころとしている状況の中で課題や困難に向き合っている最中であります。

合併につきましては、復興の形が見えた、それぞれの町の中で、その形が見えてきた段階でしかるべきときに検討を試みるものと認

識をしてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長補佐。

○生活支援課長補佐（中野夕華子君） 今後、町外の全ての方々に電話連絡をしていただけるかというご質問に対してお答えいたします。

議員おただしのこういった事情のほうを事業受託者のほうに協議しながら、町外の居住先で避難している町民の方々が心身ともに健康で安心した暮らしにつながるよう、そういった電話連絡など今後していけるよう、協議しながら事業のほうを進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で2番、石井悠子君の一般質問を終わります。

◇ 紺 野 則 夫 君

○議長（佐々木恵寿君） 続いて、6番、紺野則夫君の質問を許可します。

6番、紺野則夫君。

〔6番 紺野則夫君登壇〕

○6番（紺野則夫君） 6番、紺野則夫でございます。

質問に入る前に、先月21日、浪江町水素タウン構想が新聞等で報道されました。その内容は、町内で製造される水素を使った大規模な実証を進め、商工業、農業、交通、教育など様々な分野での水素利用を目指すとしております。これは、環境省が推奨する2050年までに二酸化炭素排出量ゼロにするという施策に合致するものであり、すばらしいことだというふうなことであります。さらに、ゼロカーボンシティの町を宣言したことは、日本国内はもちろんのこと、地球規模でCO₂削減に向けた取組がなされるものと期待するものであり、評価するものであります。

それでは、通告のとおり質問に入らせていただきます。

質問の第1は、原子力賠償審査会が提示した賠償指針、いわゆる中間指針の見直しについてであります。

東日本大震災及び東京電力第一原子力発電所事故から10年目を迎えようとしております。当町においては、平成29年3月31日に帰還困難地域を除く一部地域で避難指示が解除されたものの、町民の帰還が順調に進んでいるとは言い難いものがあります。

避難生活が長期化し居住環境が荒廃していること、生活インフラや就労環境等の回復が十分でないこと、除染によってもなお放射線量の高い箇所が存在していることなどの複合的な理由から、原発事

故以前と同様の生活が成り立つ状況にはなく、今もって浪江町民の大部分は避難生活を強いられたままであります。

今まで築き上げてきたものを消し去ってしまう原発事故、そして事故がもたらした放射線による健康被害がいつ現れるのか不安との葛藤が続く毎日であることは言うまでもありません。

平成23年8月、国が示した中間指針の賠償内容は、何ら根拠も示さず、理不尽な賠償内容であり、納得できるものではありませんでした。

そこで、平成25年5月精神的慰謝料の増額を求め、町が主体となり、浪江町民約1万6,000名は集団原発ADRを申立て、仲介人による和解案が示され、多くの町民は和解額が提示されたことに対し一喜一憂いたしました。しかしながら、東京電力は、最後の1人まで賠償貫徹、迅速かつきめ細かな賠償、和解仲介案の尊重という3つの誓いを掲げているにもかかわらず、和解案を長期にわたり拒否し続け、和解仲介手続が平成29年4月5日打ち切られました。多くの町民は落胆し、ADRの存在そのものに疑念を抱きました。

そこで、法的拘束力のないADRの存在について、町長はどのように捉えているのか、改めて伺いいたします。

現在、町内では2つの団体が東京電力、国に対し損害賠償を求め訴訟しております。1つの団体は来年にも一審判決が出されようとしております。もう一つの団体は公判が始まったばかりであり、判決が出るまでは長い時間がかかるものとなっております。

浪江町民も、原告となっているさきの生業訴訟仙台高裁判決は、東京電力、国の責任を認めた画期的な判決であることは言うまでもありません。一審判決では国の責任割合は東京電力の2分の1にとどまり、また賠償額も5億円程度でありました。仙台高裁では、被害を受けた住民に対し10億1,000万円の損害賠償を命じる判決であり、規制権限を適切に行使しなかったことの重大性から、国についても東京電力と同等の責任があると認定されたものです。いまだ多くの町民が過酷な避難生活を余儀なくされている町として、被害に遭った当事者として、仙台高裁の判決について、町長はどのように捉えているのか伺いいたします。

この仙台高裁生業訴訟判決は、原告一人一人に対する判決であることはもちろんのこと、訴訟に踏み切れなく今まで生活していたその地域住民、そしてその土地を守ってきた人々に対する判決でもあると考えております。仙台高裁判決は、浪江町地域全体に対する判決であると捉えても過言ではありません。

町民の避難生活は放射線による健康不安との戦いであり、10年が

経過した今も、明日をもしれない日々の暮らしの不透明さとの戦いであることは言うまでもありません。

避難町民は、肉体的、精神的苦痛をこれからも抱えて避難生活を送らなければならない現実があることを十分理解し、早急に中間指針の見直しを図るべきと考えますが、町として賠償指針、いわゆる中間指針の見直しを国に対し求めていく考えがあるのかお伺いいたします。

質問の第2点は、医療費の無料化であります。

6月定例会においても質問いたしました。

6月定例会において、町長は、医療費の無料化は避難生活も10年目となる中、医療費無料化の継続は必要不可欠なものであり、生命をつなぎ生きるための「命のパスポート」として認識しており、国は「具体的にどのように見直すかは各自治体の意見を丁寧に伺う」とし、また、意見聴取の機会には、町民の現状を踏まえ、安心して生活ができるよう財政支援の継続を求めてまいります。と答弁しております。その後、関係大臣等と会う機会があったと思われませんが、医療費無料化について財政支援を求めたのか、改めてお伺いいたします。

改めて、医療費無料化の継続は町民にとって切実な願いであります。昨年12月20日復興・創生期間後の基本方針が閣議決定され、帰還・移住等の促進、生活再建等の内容の中で、医療介護保険等の保険料窓口負担の適切な見直しを掲げております。避難生活が10年目となる中、多くの町民は心身ともに疲弊している現状下でこのような見直しがあってはなりません。

このような状況を憂い、チェルノブイリ支援団体ほか7団体2万5,000人の方々が、復興庁並びに国の担当部署に対し長年にわたり我々町民のために医療費無料化の継続を求めていただいております。非常にありがたく御礼申し上げる次第であります。今後の医療費無料化に対する財源確保は、閣議決定された内容を否定するわけにはいかず、予算獲得に対し決定事項が足かせになっているということです。

町は町民一人一人に寄り添い、尊い命と財産を守ることが責務であると考えております。町長は、予算確保の足かせとなっている閣議決定について国に対し見直しを求める考えがあるのかお伺いいたします。

以上で第1回目の質問は終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私より賠償の見直しについてのAD

Rの存在について答弁をさせていただきます。

東京電力が「和解案の尊重」を宣言しながら、集団申立ての和解案受諾を拒否したことは、原発ADRに法的拘束力がないことを逆手に取った行為であると、言わざるを得ないと考えております。

一方、個人によるADR申立てについては、約2万件の和解が成立しており、無料かつ短期間での解決が見込まれるため、適正な賠償を求める有効な手段と捉えており、説明会等を開催し、申立ての支援を継続しているところでございます。

続いて、生業訴訟仙台高裁判決についてでございますが、今般、仙台高等裁判所から示された生業訴訟の控訴審判決は、国及び東京電力の主張を詳細に否定をし、改めて国及び東京電力の法的責任と、避難指示等の区域共通の損害として一律の賠償を認め、双方に連帯して賠償金の支払いを命じた判決だと認識をしております。

国の法的責任を認めた初めての高裁判決であり、中間指針の見直しと、被災地域全体の救済につながる判決だと捉えております。

中間指針の見直しについてでございますが、今回の仙台高裁判決をはじめ、他の集団訴訟においても、賠償金額に差はあるものの、中間指針を上回る賠償が認められております。

このことから、多くの被災者に対して、裁判やADR申立てによらず、適正な賠償がなされるため、中間指針の改定が必要であると考えているところでございます。

昨年度も、原子力損害賠償紛争審査会に対し要望書を提出しておりますが、引き続き、現地視察など様々な機会を捉えて、中間指針の改定等を求めてまいりたいと思います。

他の質問については、担当課より申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、医療費の無料化についての1番、医療費無料化に伴う財政支援についてのご質問にお答えいたします。

双葉地方の多くの住民は、避難生活が長期化し、身体に様々な影響を及ぼしており、医療機関等の利用が増加傾向にあるため、医療費の一部負担金免除に対する財政支援継続については、6月29日に双葉地方町村会と双葉地方町村議会議長会の連名により、復興大臣等に要望しております。

また、町としても、復興大臣等との懇談の際には、議員おただしのとおり、避難生活も10年目となる町民の現状を踏まえ、安心して生活ができるよう医療費の一部負担金免除に対する財政支援継続について要望しております。

今後あらゆる機会を捉え、国に対し医療費の一部負担金免除に対する財政支援継続を求めてまいります。

次に、2番、閣議決定の見直しについてのご質問にお答えいたします。

令和2年9月30日付厚生労働省保険局国民健康保険課長からの通知により、厚生労働省が、令和3年度予算要求においても、東京電力福島第一原発の事故により設定された帰還困難区域等の被保険者、及び上位所得層を除く旧避難指示区域等の被災者に対する医療保険の一部負担金や、保険料の免除等の特別措置の実施に必要な経費として、対前年度同額を要求していることを確認しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問です。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 明確な答弁いただきまして、ありがとうございます。

再質問というふうなことでは、ちょっと考えていないような答弁をいただきました。非常にありがとうございます。やはり、医療費の無料化というのは、当然、浪江町民も含めて原発の被害に遭った方々、現在避難している方々、当然医療費の無料化というのは、これは心の支えであり、いわゆる生きるための担保であるというふうに、私は思っております。

今後についても、町、それからその被災自治体も含めて協力しながら、国に対して医療費の無料化の継続はもちろんでありますけれども、そういった制度について勧告できるような制度設計をできるような、そんなふうなことを国のほうにやはり要求していったほしいなど。これは私個人の見解でもありますけれども、私個人も今までそういうふうなことを今までやってきたつもりでおります。

やはり町と我々議会もタイアップしながら、この医療費無料化について国に対して要望してまいりたい、そんなふうな考えであります。

再々質問、それからはございません。今の答弁に対しても、今のお話に対しても、答弁は要りませんので、これで質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で6番、紺野則夫君の一般質問を終わります。

ここで休憩取ります。10時40分まで休憩とします。

（午前10時23分）

○議長（佐々木恵寿君） それでは、再開します。

（午前 10 時 40 分）

○議長（佐々木恵寿君） ここで、町長より発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君） 発言の訂正をお願いしたいと存じます。

先ほどの行政報告の中で、新生児特別定額給付事業につきまして、本来は「11月30日」現在だと申し上げるべきところを「11月3日」と発言をしてしまいました。正しくは「11月30日」現在でとなりますので、訂正をよろしくお願いいたします。

◇ 紺 野 榮 重 君

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君の質問を許可します。

14番、紺野榮重君。

〔14 番 紺野榮重君登壇〕

○14番（紺野榮重君） 14番、紺野榮重でございます。

議長の許可をいただきましたので、一般質問をいたします。

質問内容は、財政の件、上下水道経営改善の件、特定復興再生拠点拡大の件、農業の件であります。

質問の方法は一括質問であります。よろしくお願いいたします。

東日本大震災・原発事故から丸10年の節目を迎えます。また、一部地域を除き、避難解除されてから丸3年となります。震災から10年の「復興・創生期間」が終わり、次の10年に向けて復興が始まります。

多くの復興事業が稼働し始めました。交流情報発信拠点の開所、請戸住宅団地の完成、棚塩産業団地には、水素製造拠点、木材生産拠点が整備をされております。請戸港にはセリ場が完成し、近くには柴栄水産の加工施設と販売施設が営業を始めました。藤橋産業団地にはフォーアールエナジー、株式会社一路、工業用洗剤の会社、静光産業などなどが生産体制にあります。復興が進んでいるというふうに思います。

引き続き、大きなプロジェクトが計画されております。中心市街地の活性化に向けた取組、ふれあいセンター跡地に福祉、介護施設、まちづくり支援施設、アスレチック施設、駅前の開発計画、駅の東と西を結ぶ通路の計画、復興公園、請戸小の震災遺構、特定復興再生拠点のさらなる拡大などなど。

しかし、10年という節目の中で10年を振り返るとともに、今後の

浪江町の財政どうあるべきか、併せて考えなければならないというふうに思います。

いろいろな公共施設ができることはうれしいことですが、後世に負担にならないようにすることも考えていくべきだと思います。

町民の中にはいろいろと施設を造ってもらうのはいいが、人口減少、高齢化の中で施設を維持していくのは大変ではないのかと心配する人もおります。二宮尊徳の教えの中での至誠、勤労、分度、推譲という教えがありますが、やはり収入に合った生活が大事だと思います。家庭の財政も、町の財政も同じと思います。

町長は、今後の浪江町の財政を考えると、どのような方針の基、町の健全財政に臨まれるか伺いをいたします。

浪江町の主なる負債、借金は合計52億9,800万円、その概要は一般会計23億2,400万円、公共下水道が20億6,100万円、水道事業が5億8,700万円、土地改良事業が1億400万円、広域市町村圏組合浪江町分が、私の試算では2億2,200万円、浪江町におけるこの大きな負債に対する考えを伺います。

財政の中で一般会計の繰出金が相当の金額を示しております。この繰出金、負担金をできるだけ圧縮しないと今後財政負担となると思いますので、質問したいと思います。

一般会計からの繰出金、負担金は国民健康保険が2億9,700万円、国保直営診療6,600万円、公共下水道が4億7,900万円、農業集落排水が4,400万円、介護保険が4億3,500万円、後期高齢医療が6,500万円、水道事業が2億4,700万円、道の駅が3,800万円、広域の負担金が5億3,000万円、合計約22億100万円であります。これらの繰出金、負担金をできるだけ削減しないと、人口減少、少子高齢の中で浪江町の財政が悪化しかねないというふうに思います。

震災前の平成23年度の町税は18億7,000万円、地方交付税は25億円ですから、震災前であれば、町税のほとんどが一般会計からの繰出金、負担金でなくなる勘定であります。

しかしながら、令和元年の税収は約6億円、地方交付税予算は2.5倍の62億3,400万円であります。震災前と比べれば税収は少ないわけですが、特例の交付金は大変多くなっております。

現在は復興のための多額の地方交付税、国庫支出金、県支出金、交付されておりますが、いつまでも特例的な交付はないというふうに思います。今後の見通しをどのように考えるか伺います。

公共下水道の債務は20億6,100万円、一般会計からの繰出金は4億7,900万円、今後下水道使用料が特段増えるわけでもないと思います。特別会計は独立採算が原則と思いますが、町長は今後の経

営をどのようになされるのか伺います。

毎年4億7,900万円の繰出金の負担があるとすれば、今後町の財政に大きくのしかかると思いますが、どのように対応されるか伺います。

8月の居住人口は1,467人、920世帯、9月もほぼ同じですので、単純に現在の世帯で割り算すると、下水道は1世帯約52万の繰出負担となります。また、集落排水では繰出金が4,400万円、使用されている件数は85世帯、1世帯で約52万円の繰出金となります。震災だからとはいえども、費用対効果が悪いかが分かります。

今後は下水道エリアを広げないで合併浄化槽で補助金を出したほうがよいのではないかと思います。どのように考えられるか伺います。

高瀬の集落排水を、慶応橋から旧貴布祢につないだほうが、効率がよいのではないかと考えますがいかがですか、伺います。

上水道事業では債務残高が5億8,700万円、一般会計からの補助が2億4,700万円、住宅水道課長が言われましたが、東電の賠償がなければやっていけないというふうに言われました。賠償を当てにしないと経営できないのでは困るわけですので、特に今後上水道は独立採算を求められる中、どのように改善されるか伺います。

東電賠償はこれまで幾ら賠償されたのか、今後の見通しはどのようなか伺います。

町民の理解をいただき、段階的に徴収すべきではないかと思いますが、どのように考えられますか伺います。

上水道、下水道、農業集落排水それぞれ50%の徴収、あるいは通常の徴収の場合、どのくらいの収入になるか伺います。

町の財政状況について、平成30年12月20日に出された上下水道、農業集落排水の財政状況を拝見をいたしました。2年前の状況ですので、大きく変わってはいないと思います。

上水道の平成29年度の決算で営業収入が1,553万円、営業外収入補助金が7,000万円、赤字1億9,800万円、賠償金がなければ上水道の継続が困難と記載をされておりました。

下水道では、平成29年度決算で使用料が324万円、一般会計繰入金3億1,400万円、赤字補填のための基金繰入れが7,220万円、これも賠償金収入がなければ下水道の継続が困難と記載されております。

農業集落排水、平成29年度決算では使用料24万9,000円、一般会計繰入金3,429万円、赤字補填のための基金繰入れが837万円、賠償金収入がなければ農業集落排水の継続が困難と記載されております。

す。

上水道、下水道、集落排水、いずれも賠償金、一般会計からの繰入金がなければ継続困難であると言われる中、この状況をやはり多くの町民に知っていただいて対応を考えるべきだと思います。

繰り返しになりますが、上水道の営業収入は1,553万円に対し支出が3億4,000万円、下水道は使用料収入が324万円に対し支出合計が6億100万円、農業集落排水は使用料24万9,000円、支出は5,548万円、上水道、下水道、集落排水、いずれも不足分は一般会計からの繰入金、国庫補助金、基金繰入れで賄っております。いずれも、一般企業であれば会社として成り立ちません。賠償金がなければ継続が困難、一般会計からの繰入金がなければ継続困難と言われるのは理解できます。

この状況を今後とも続けることは問題であると思います。町民の方はあの夕張市のように財政破綻するのは非常に困る、財政破綻になるようなことになれば、町民として恥ずかしい、ある程度、町民負担があろうとも財政破綻しないようにと言われる町民が多くおられます。このことに対し、町長はどのように考えられますか伺います。

次に、特定復興再生拠点の拡大の件を伺います。

浪江町の面積は2万2,314ヘクタール、その8割1万8,139ヘクタールが帰還困難区域であります。これは全市町村の帰還困難区域の5割を占めております。町長は「国は原発事故で汚された全域を除染し、避難指示を解除すべきだ」というふうに言われました。まさしく、そのとおりかというふうに思います。

平成29年3月末、帰還困難区域を除く地域の避難指示が解除されました。10月現在、登録者数が1万6,770人、居住人口が1,509人、町長は「帰還困難区域の全域の復興なくして町が再生を果たせるはずはない」とも言われました。特定復興再生拠点は室原地区が349ヘクタール、末森地区が159ヘクタール、津島地区が153ヘクタール、合計661ヘクタール、「陶芸の杜おおぼり」の周辺も復興拠点になっております。5年後の復興拠点内の居住人口目標は1,500人としております。

国は除染の方針やさらなる帰還時期を示しておりません。そのために、飯舘村、双葉町、富岡町は、帰還困難区域の除染の新しい方法を国に提案されております。国に3町村の除染方式が提案をされました。

飯舘村方式では、全面的な除染をしなくても復興公園を整備してふるさとに訪れることができるようにする。土地利用については、

復興公園のほか、製造工場、物流施設、データセンター、この場合、避難指示解除後も現地には人は居住しない、バリケードは撤去される。太陽光発電や製造業、町全体を復興拠点とする方法であります。

双葉町は、町内の帰還困難区域の全域を復興拠点に認定するように国に求めました。帰還困難区域の全域を復興拠点とすることで、除染の時期などを明確化させ町民の不安解消につなげるということでもあります。

富岡町方式、除染を町主体でやる。帰還困難区域内の復興拠点外を町主体による除染や、家屋解体の実施を国に要望しております。

3町村は、帰還困難区域の方々がこれ以上除染、避難解除を待たせることはできない中、新しい方法を国に提案したと思います。飯舘村の方式、双葉町方式、富岡町方式、国に提案されましたが、浪江町としては、特定復興拠点拡大を国にどのように求められますか伺います。

町長は、旧津島村のことを述べられました。合併前の津島村は葛尾村と同規模の自治体でした。村が丸ごと帰還困難になってしまった。「帰還困難区域の復興なくして、町が再生を果たせるはずがない」と述べられました。飯舘村、双葉町、富岡町の帰還困難区域の新しい考えを提案をされましたが、浪江町の対応はどのようにされるのか伺います。復興拠点外の地域をどのように考えておられるのか伺います。

浪江町独自の方式で国に求めるのか、3町村の方式を取り入れて進めるのか伺います。帰還困難区域もできるだけ帰りたい町民を帰れるようにするのが復興の基本だと思います。

私は線量の低い酒井、羽附地区を避難解除するように国に求めるべきではないかと思いますが、どのように考えられますか伺いをいたします。

特定復興拠点解除は令和5年ですが、避難解除の時期は地区全体が除染完了されてからするのか、また部分的に解除完了したところから解除するのか伺います。

避難解除される前に準備宿泊がありましたが、準備宿泊は計画されるのか、また準備宿泊されるとすればどのような方法でなされるのか伺います。

浪江町は復興拠点解除後の拠点内の人口目標1,500人と言われました。積算根拠をお伺いをいたします。

次に、農業の件をお伺いいたします。

浪江町の基幹産業は農業でしたので、浪江町が復興するには農業の復興が非常に大事だと思います。国・県・町の支援により、除染

後、セイタカアワダチ草から保全管理されて、きれいな景観が保たれ、地域の住環境がよくなりました。今後も保全管理を継続するとともに、これからは作物を作る営農になっていかななくてはなりません。それが営農再開と管理耕作であると思います。現在の作付状況は水稻、トルコギキョウ、タマネギ、エゴマ等が主な栽培かと思っています。

私自身も農業の復興なくして浪江町復興はないと思い頑張っておりますが、災害から10年、現場は大変な状況であります。担い手の中心は60歳から65歳以上であります。

今後の方向性としては、担い手の農地の集積、管理耕作という方向になります。

まず、担い手の農地の集積ですが、圃場整備されているところは集積ができて借り手もありますが、圃場整備も数年でできるものではありません。農地の除草だけでは支援金は反当たり1万2,000円です。将来営農するという制約はありますが、5反連坦した場合には3万5,000円の支援もあります。ところが、なかなか集積することが難しい、新しい作物を作ることがなかなか難しいのが現状です。

農地を集積するために土地の交換分合が1つの方法と思いますが、町としてどのように考えられますか伺います。

農業を辞めたい、規模を縮小したい、誰かに貸したい、会社勤めなので貸したいという方が大部分であります。

そこで、福島県の農地中間管理事業が貸し手と借り手の間に立ち音頭を取ってくれる制度のようであります。今後、耕作放棄地にならないためにもこの制度を進めるべきかと思いますが、どのような制度で、どのように活用されるのかお伺いをいたします。

現在は、貸し手と借り手で単年度契約になっております。借り手のほうは1年ごとの契約で安定した営農ができないと心配をされております。せめて3年から5年ぐらいのマッチングにすべきだと思いますが、どのように考えられますか伺います。

津波で肥沃な土壌が流された田畑、地力回復のための堆肥投入制度があります。ぜひともいい制度なので皆さんに利用していただきたいというふうに思います。

田畑においても土が流され、客土しないと畑にならないところの対策、例えば、北幾世橋荒井の墓周りの畑、田んぼの底の盤が壊れてしまっているところ、軟弱地盤のところの対策をお伺いをいたします。これは原下周辺の例でありますけれども、原下の周辺の田であります。

基盤整備をしている土地は借り手がいるが、一反区で土側溝の田は借り手がない状況で、町として対応はどのように考えるか伺います。

国・県の指導で田畑を大きくして効率をよくしろと指導ですが、圃場整備予定であるところでも完成までは少なくとも8年はかかります。それまで保全管理しなくてはなりません。

東電の農業関係の賠償、平成29年に3倍相当額を賠償されました。今後さらに営農再開後も風評被害の継続、そのほかやむを得ない特段の事情により損害の継続の場合には賠償するというふうなことでありますけれども。

余儀なき事情に該当し得るところは、除染土壌仮置き場、水路が未整備、保全管理を実施しているところとなっております。

管理耕作で土地所有者と土地の借り手とで、貸借の契約をしているところでは、賠償をもらったほうが有利なので、貸借しないほうが良いという方も出てきます。今後の農業振興に影響があると思いますが、町としてはどのように農業振興されますか伺います。

次に、荒れ地にならないための対策について伺います。

保全管理から管理耕作移行で、管理されないところが出てきます。早めに保全管理しないと荒れ地になってしまいます。パトロールして対応すべきかと思えます。農業委員会では各地パトロールされていると思いますが、町と連携して荒れ地にならないように対処すべきだと思います。

これから耕作されない土地が出てくると思えます。耕作しなくても農地の固定資産税、土地改良区の賦課金も重荷になります。遊休農地化した農地の固定資産税1.8倍となると言われておりますが、どのような手順でいつから施行されるのか伺います。

以上で1回目の質問を終わりであります。答弁により再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、議員おただしの今後の財政状況についてのおただしにお答えをいたします。

まず、どのような方針の基で健全財政に臨むのかという質問でございますが、各公共施設の整備に関しましては、過大な施設とならないよう、また後年度の維持管理の負担とならないよう留意をしつつ、進めているところでございます。また、運営に当たりましても、管理方法の工夫や受益者負担の適正化によって、町財政への負担が増加しないよう進めてまいりたいと考えております。

健全財政を維持するための取組でございしますが、歳入の面におい

ては、国・県等の財源を最大限活用しつつ、町税等の自主財源の確保に努め、自立的・安定的な財政運営を目指してまいります。

また歳出の面においては、各事業の適切な見直しにより効率的・効果的な事業展開を目指すとともに、経常経費の抑制によって支出そのものを減らすことなどによって、健全財政の維持を図ってまいります。

続いて、負債に対する考え方でございますが、議員おただしのとおり、令和元年度末における一般会計の地方債残高は23億2,456万2,000円、土地改良事業負担金が1億484万円となっております。これを平成23年度末で見ますと、一般会計地方債残高が58億641万5,000円、土地改良事業負担金が6億9,439万4,000円となっております。比較しますと、地方債残高では約60%、土地改良事業負担金では約85%の減となっております。これは、償還や負担金の支払いが進んだことに加え、新たな地方債の発行を抑制したことによるものでございます。

一方で、標準的財政規模に対する元利償還金等の割合を示す実質公債費比率は、令和元年度決算で6.8%となり、早期健全化基準の25%は下回っておりますものの、福島県市町村平均の6.4%よりは高い状況となっております。

今後の地方債発行に当たりましては、復興関連の財源を最大限活用するとともに発行を抑制しつつ、普通交付税措置のある地方債を優先するなど、後年度の財政負担に留意して運用をしてまいります。

続いて、復興のための地方交付税、国庫支出金、県支出金の見直しについてでございますが、現在の震災復興特別交付税、普通交付税の人口特例、福島再生加速化交付金などの特例措置がなされておりますが、中長期的に、これらの特例が縮小または終了することも想定されております。

そのような厳しい状況下においても、町民が安心して生活が続けられる「持続可能なまちづくり」を進めるためには、安定的な財政運営が不可欠でありますので、町税をはじめ、町有財産の貸付・譲渡による財産収入、使用料等の受益者負担、ふるさと納税を含む寄附金などによる自主財源の確保を図ってまいりたいと考えております。

その他については、担当課より申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 2番の（1）下水道特別会計の今後の経営改善の質問にお答えいたします。

議員おただしのとおり、公共下水道特別会計は独立採算による事

業運営が基本であります。現在、公共下水道区域から除外するなどの下水道計画の見直しを進めておりまして、それにより今後の経営改善に努めてまいります。

続きまして、（２）繰出金、財政負担、今後どのように改善の質問にお答えいたします。

令和元年度におきましては、復興事業の実施に伴い国庫補助事業が多く入っていたため繰入額が増加していたものです。

今後につきましては、町の復興状況等を踏まえた上で、事業規模の縮小や合理化をさらに進め、適正な事業運営となるように努めていきたいと考えております。

続きまして、（３）下水道エリアを広げないで合併浄化槽での補助金対応のご質問にお答えいたします。

（１）で答弁しました計画の見直しでは、下水道事業区域から除かれた区域については、浄化槽区域に設定しまして、町の合併浄化槽設置整備補助事業におきまして設置者への補助を実施していくこととしております。

続きまして、（４）高瀬の農業集落排水を貴布祢へつないだほうがよいのではないかのご質問にお答えいたします。

（１）で答弁しました計画の見直しでは、町全体としての排水処理事業の在り方について検討しておりまして、高瀬地区の農業集落排水事業については、議員がご指摘していただいたとおり、慶応橋を渡し、最も近接する下水道管に接続し、公共下水道施設へ接続した上で浪江浄化センターで汚水を共同処理することで、維持管理費等の削減ができればと予定しておるところであります。

続きまして、（５）上水道の今後の経営改善についてのご質問にお答えいたします。

震災前は、約２万人の水道水を供給しておりましたが、将来の見込みでは、使用しております施設及び管路が過大となっておりまして、現在検討している改善の内容の一つは、施設の統廃合、もう一つは、水路管路の合理的な更新、もう一つは、国や県が進める広域連携、水質検査などの同じ業務の共同発注や検針業務の合理化などを考えております。これらの改善策によりまして経費を節減したいと考えております。

（６）東電賠償、これまで幾らの賠償と今後の見通しについてお答えいたします。

平成23年分から平成30年度分までの賠償額は、上水道は19億3,994万7,781円、平均すると年、約２億4,000万円。

公共下水道は５億1,513万245円、平均すると年、約6,400万円。

農業集落排水は4,548万5,659円、平均すると年、約560万円です。今後の見通しですが、国、東京電力からは示されてはおりません。町としましては、毎年度、事業の個別の事情を説明し、東京電力に請求していきたいと考えております。

(7) 上下水道、農業集落排水使用料徴収の金額のご質問にお答えいたします。

上水道は、令和2年9月現在の一月の調定件数は1,233件、年12月で1万4,796件としますと、通常徴収だと3,214万7,000円、50%徴収だと1,607万3,000円。

下水道は、令和2年9月現在の一月の調定件数は685件、年12月で8,220件としますと、通常徴収だと約1,601万1,000円、50%徴収だと約800万5,000円。

農業集落排水は、令和2年9月現在の一月の調定件数は48件、年12月で576件としますと、通常徴収だと約128万1,000円、50%徴収だと64万円です。

(8) 負担やむなしの町民の声、町長はの質問にお答えいたします。

町は、避難指示解除時より今日まで、町民の帰還支援策の一つとして、上下水道料金を全額免除としてまいりました。震災後の上下水道料金は、逸失利益分について東京電力から賠償金として収入を得ておりますが、町で免除している分につきましては含まれておりません。賠償がいつまで続くのかも不透明であります。

議員の言われますとおり、上下水道事業は独立採算を基本としておりますことから、今後も料金徴収の免除を継続することによって、事業に必要な維持管理、更新等の費用が十分に賄えないとなりますと、安定的な給水、処理に限らず、経営そのものが破綻しかねない状況となるおそれがございます。

このような事態にならないためにも、施設の合理化や計画的な事業運営が必要であると考えております。これらのことから、来年度からは段階的ではございますが、上下水道料金の徴収を開始する方針について、さきの全員協議会にて報告させていただいたところであります。ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 続きまして、3番の特定復興再生拠点拡大の件のご質問にお答えいたします。

まず、(1) 拠点拡大を国にどのように求めるのかのご質問でございます。

平成29年に策定いたしました帰還困難区域復興再生計画におきまして、最初の5年間の第1ステージとして特定復興再生拠点区域を整備し、次の5年間の第2ステージとして拠点区域の周辺に範囲を拡大、最後を第3ステージとして全域の復興を目指すとしてございます。

9月30日にも町と議会の共同で第2ステージに向けて切れ目なく拠点範囲を拡大できるよう、また、将来的に帰還困難区域の全域を避難指示解除をできるように、平沢復興大臣と江島原子力災害現地対策本部長に要望を行ってございまして、一日も早く第2ステージの第1歩が踏み出せるように、あらゆる機会を捉えて要望を継続しているところでございます。

次に、(2) 浪江町独自の復興案の提示についてでございます。

町の姿勢を示すために、拠点計画とともに、先ほどの帰還困難区域復興再生計画を国に提出しているところでございます。

次に、(3) 線量の低い地区の避難指示解除についてでございますが、雨や風等の自然要因による減衰で、放射線量の低い地域があるということは承知しているところでございます。そうした地域も含めて、当町全域の復興に遅れが生じないよう、国に対して今後の政策の方向性を示すよう求めてまいります。

(4) 特定復興再生拠点区域の避難解除でございますが、現段階におきましては、令和5年3月の一括解除を想定してございます。

(5) 準備宿泊の実施の件でございますが、今後検討することとなりますが、前回はお案内の送付と申込による方法を取ってまいりましたので、これを基本に検討してまいります。

(6) の避難指示解除の5年後の人口目標1,500人についてでございますが、帰還困難区域における計画策定当時の帰還意向と、人口ビジョンで見込んだ新規居住者で算定しているところでございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 続きまして、大きい4、農業の件。

(1) 農地集積を進めるため、土地の交換分合を進めるべきとのご質問にお答えいたします。

農地の集約化には、議員ご指摘のとおり、土地改良区法の交換分合の制度を活用することで、土地の区画、形質の変更を伴わず、所有者や使用収益権を一定の区画を基に一括して移転・消滅・設定することが行えます。以前は集団化手法の中心でありましたが、現在は、圃場整備のような面工事を伴う区画整理等の換地処分が中心と

なっております。

現在、7つの地区において圃場整備事業が進んでおり、農地の集積が進むものと考えております。また、昨年度より、各地域において農地の集積を進めるために担い手の座談会を開催し、農地のマッチングを進めております。地域との話し合いを重ね、状況に適した手法による農地集約の取組を進めてまいります。

続きまして、（２）農地中間管理事業の制度説明とその制度を活用すべきとの問いにお答えいたします。

農地中間管理事業は、平成25年に制定された農地中間管理事業の推進に関する法律に定められた制度です。農地中間管理機構が、リタイアしたり規模縮小する農家から農地を借り受け、認定農業者などの地域の担い手へ、その農地を貸し付けることで、経営規模の拡大や作業の効率化を図ることを目的としています。

福島県では、公益財団法人福島県農業振興公社が中間管理機構として指定されています。

現在進めている農地のマッチングについては、中間管理事業を進めるための準備の一環と位置づけておりまして、できるだけ早い時期に中間管理事業を活用した農地の集積を進めてまいります。

次に、（３）管理耕作の支援の貸手と借手の単年度契約では安定した営農ができないので、複数年契約ができないかについてお答えします。

営農再開支援事業を活用しての農地のマッチング作業はＪＡに委託しており、現状としては、単年度の特定農作業受委託契約で、双方に異論がなければ自動更新という取扱いをしております。今年度、他自治体において借手の努力により営農にこぎ着けた農地について、所有者が返還を求める事例があると伺いました。しかしながら、営農再開支援事業は単年度事業であり、管理耕作の補助が複数年継続することが確実でない以上、現状の契約とならざるを得ないものと考えております。

一方で、営農者が管理耕作後に通常の営農にシフトするというような計画である場合には、複数年の契約締結も可能と考えられますので、そういった観点も入れた中でマッチングを進めてまいります。

続きまして、（４）津波で田畑の土が流され修復されていない田、畑対策をどのように考えているかについてお答えいたします。

議員おただしの南棚塩地内の畑に関しましては、平成29年度の農地災害復旧工事により土中瓦礫の除去、さらには流出した土壌の客土を約16センチ行いました。しかし、今年現地を確認したところ、復旧工事後の風雨により表土が流出してしまっていたため、さらに

深いところにあった石などが表面に現れている状況と推察されます。なお、現地の状況は確認しておりますので、何らかの対策が取れるかどうか検討してまいります。

続きまして、（５）軟弱地盤の改良対策についてお答えいたします。

水田の軟弱地盤への対応は、砂などをまいて耕起、代かきを行う方法が他の市町村で実績があったと聞いております。基本的には、営農者のご自身で対策していただくことになりますが、現地を確認の上、地域と対策について話し合いを進めてまいります。

続きまして、（６）圃場整備されていない一反区の土側溝、改良の方法についてのご質問にお答えいたします。

未整備地区の土側溝の改良についてですが、圃場整備を予定しているエリアであれば、地区の要望を元に事業内で整備いたします。圃場整備完了まで長い年月を要することは理解しておりますが、圃場整備事業が予定されている農地に対して、二重の投資と思われる水路整備は、公共事業として難しいものと考えております。

圃場整備が予定されている地域以外においては、地域で農地集積に向けた話し合いが進んだ段階で、補助事業による整備も可能な場合もございます。そのほかに、多面的機能交付金を活用し、地域による整備をお願いするなどの方法は考えられます。

続きまして、（７）管理耕作に対する賠償の影響、農業振興をどうするか伺います。

そのような課題があることを町としても認識してございます。管理耕作が進まず、営農面積の拡大に支障を来す懸念があります。町としては、これに対ししっかりとした営農につながるような施策に取り組んでまいります。

次に、（８）管理されていない農地に対するパトロールについてのご質問にお答えいたします。

農業委員会による農地パトロールは２年前より実施しており、本年度は10月に実施いたしました。目的は、農地の違反転用の発見や遊休農地の発見となっております。

今後も、農業委員会協力の下、引き続き遊休農地の発見に努め、復興組合との話し合いや地権者への連絡について取り組んでまいります。

続きまして、（９）遊休農地の課税強化の手順についてお答えいたします。

農業委員会が実施する農地パトロールに基づき、農地所有者に対し利用意向調査を実施します。調査の結果、中間管理機構への貸付

拒否、耕作の再開が見込まれないなど、遊休農地を放棄している所有者に対し、農業委員会より勧告通知を発送いたします。その上で、勧告該当者について税務部門へ情報提供を行います。

次に、いつから実施されるのかという質問ですが、農業委員会による農地パトロールは2年前より実施しております。遊休農地の状況把握に努めております。しかしながら、農地所有者の避難生活が続いていることや中間管理事業が町内で実施されていない中では、農地の貸し借りの十分な環境が整っておりませんので、今のところ実施時期の見通しは立ってございません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 再質問です。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番、再質問します。

町長の財政に対しての基本姿勢というふうなことでお伺いをいたしました。

やはり浪江町にとって町長の姿勢というものが非常に大事だと思います。我々が次世代のためにも健全財政にしないといけないというふうに思います。

それから、債務のことですけれども、決して少ない額ではないと思います。町長が答弁されましたように、平成22年の頃からすれば、債務は大変に減っております。一般会計と土地改良区ので60%ぐらい減っているというふうになっておりますけれども、これからはできるだけ債務を増やさないように、そしてまた、できるだけ少なくしていかなければならないというふうに思います。

それで、やはりこの借金を減らすための方法ですけれども、未利用の利用していない財産の処分も一つだというふうに思います。先ほど答弁されたかもしれませんが、その辺の考えをお伺いしたいというふうに思います。

今後の財政の見通しというふうなことでは、国勢調査が行われまして、現在の地方交付税は震災前の人口での交付だと思いますが、震災前と比べて人口は約4,000人くらい減っております。交付税も厳しくなると思いますし、また、豪雨災害、コロナ対策に対する財政出動で今後の予算も厳しくなると思います。災害から10年の節目の中で、今後の財政に対しての心構えというふうなものをお伺いをいたします。

それから、上水道、集落排水の件ですけれども、下水道事業を民間の企業に任せることはできないのかと、他町村のそういうふうな例はあるのかというふうなことでお伺いをいたします。

それから、下水道の特別会計 4 億 7,900 万円、一般会計の繰出金、財政負担となるというふうなことでの答弁をいただきましたけれども、下水道の決算で借金の返済 2 億 9,000 万円、支出の 50% を占めております。この債務の返済の予定はいつになるかお伺いをいたします。

高瀬の集落排水、貴布祢のほうにつないだほうがいいんじゃないかというふうなことでは検討はされているというふうなことを答弁をいただきました。今、震災の補助事業の中で、そういうふうなことを利用することはできないのか、計画されているとすれば、事業費のどのくらいの試算になるのか、お伺いをいたします。

それから、上下水道の継続と東電賠償というふうな件で、私もちょっと調べましたところ、大体年間 3 億円くらいが賠償されております。平成元年には 2 億 7,719 万円というふうなことです。前年、前々年から比べれば、この賠償が減ってきているというふうに思います。この中で、上水道、農業集落排水、原発事故に伴うこの浪江町で請求している額と東電とのこの賠償された額、その差というふうなものは、どういうふうなものが賠償の基準になっていないのか、お伺いをいたします。

それから、帰還困難区域の件でありますけれども、やはり町としては帰還困難区域の町民の方々に目標を持って希望が持てるようにしていかななくてはならないというふうに思います。帰還困難区域全域、双葉町全域でしたし、大熊町も全域が帰還困難区域であります。10 年というふうな中で、それが今度は解除されております。そういうふうな中で、困難区域の方々にも希望が持てるようにしていただきたいというふうに思います。

それから、解除準備と目標人口というふうなことでは、帰還目標を 1,500 人というふうなことでありまして、これが先ほど答弁されたかもしれませんけれども、何年後に 1,500 人と考えておられるのか、お伺いをいたします。

それから、なかなか貸し手と借り手の話合いというのは難しいわけですが、そういうふうな新しいそういうふうな制度の下に進めていただきたいというふうに思います。

以上で終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁、町長。

○町長（吉田数博君） 財政の問題について私から再質問にお答えをいたします。

先ほどの質問の中で、議員は二宮尊徳の教えの中で「勤労・分度・推譲」という教えがあると、それに基づくべきだというご発言

かと思います。そういった中で、また同じような教えの中に「道徳なき経済は犯罪であり、経済なき道徳は寝言である」と言われております。それは、最適な町民サービスは安定した財源と健全な財政運営があつてこそ初めてなるものだという教えだと思います。そういった中で、今年度の令和3年度の当初予算の編成の中にあつても、やはり歳出面にあつては、先ほど申し上げたようなしっかりとした健全財政を目指すという方針の下に編成を行つてまいりたいと考えております。

そういった中ではありますけれども、また一方で復興という大きな課題、つまり居住人口の促進があつて初めてやはり成り立つと、議員もそういうふうにご指摘をいただいておりますとおりであろうかと思います。そういった中で、新しいまちづくりに当たっては、国・県の交付金、あるいは補助金を最大限に活用しながらではありますけれども、魅力ある町をつくっていくためには、やはり先行的投資が必要になってくる場面もあるということがございます。そういった中である中で、健全財政化と相反するのがあるということを頭に入れながら、しかしバランスを取りながら、最終的に目指すのは健全な財政を目指すということだと思っております。どうぞご理解を賜りたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 3番目の民間企業委託の件ですけれども、私のほうで全面的に事業自体を民間委託しているということは聞いたことはありませんけれども、私どもも一部、そういう業務委託とか、アドバイザリー契約とか、職員で賄えない部分につきましては業務委託をしているところであります。

最後の返済予定につきましては、公共下水道の償還につきましては、最終で令和19年度分まであります。農業集落排水につきましては、令和7年度で償還が最後でございます。水道におきましては、震災前だと令和17年というのが最終だったんですけれども、昨年、震災後初めて起債がありますので、それが令和31年度分が最後でございます。

次に、接続に関しての事業費ですけれども、事業費はメートル単価的なものの概算で、設計と工事で2億3,400万と見込んでいます。補助率は、国との補助率で2分の1です。

最後に、賠償の請求の差はどのようなものかですけれども、逸失利益分を請求しているんですけれども、そこに固定費と変動費の考え方がありまして、その変動費の分で東京電力と私どもの町とのところで考え方の違いというのが生まれていると認識しております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 未利用の施設の処分等についてのご質問でございますが、先ほど町長からの答弁がございました。持続可能なまちづくりを進めるに当たって、財源上の制約を受けない町独自の取組や安定的な財政運営が求められると考えてございますので、議員おただしの町税をはじめとしまして、町の町有財産の貸付け、あるいは譲渡による財産収入、また、使用料等の受益者負担、ふるさと納税を含む寄附金などによる自主財源の確保に努めてまいりたいと考えてございます。

次に、帰還困難区域目標人口1,500人の何年後の目標かとのご質問でございますが、計画では解除後5年後の目標とさせていただいているところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 再々質問いたします。

町長の道徳なき云々というふうなことでの犯罪であるというふうなことを言われましたが、私はやはり今度菅首相が自助・共助・公助、絆が大事だというふうなことも言われました。やはり私たちはそういうふうな基本的な考えの中で、やはり努力していかなければならないというふうなことを話したつもりで、何でもかんでもこの健全財政というふうな中での基本的な考えを私は述べたというふうな気持ちでありますので、ご理解いただきたいというふうに思います。

それで、上下水道、農業集落排水、このことでは、先日の住宅水道課長の説明で、上下水道事業が2020年から2050年まで30年間で36億円必要だと、水道管の196キロメートル、うち30キロ、これは15%で40年経過かつ石綿間管路、これが10年間で21億円必要だと、浪江町浪江浄化センターの改築更新費用、10年間で2億5,000万円必要だと、農業集落排水施設の統廃合は10年間で2億5,000万円必要だと、これらを合わせまして毎年3億8,000万円かかる計算であります。そういうふうな中で、この点のこういうふうな今後の費用を経営改善に含まれているのかどうか、お伺いしたいというふうに思います。

それから、上下水道の経営改善は、利用者に負担をしていただいてもなかなか根本的な解決はできるものではないというふうに思います。町長からすれば、町民の負担を少なくしてあげたい、また、戻る町民の負担を考えると値上げをするということもなかなか厳しい、そういうふうな考えではないかというふうに思いますが、やはり抜本的な改善をするには、上下水道の改革に対する改善に対する

諮問委員会をつくって、今後、経営に対して議論し、答申をしてもらうべきではないかというふうに思います。その辺はどのように考えられますか、お伺いをいたします。

それから、農業の件でありますけれども、これは全体的な問題ですけれども、農業が6年間のブランクであり大変なことでありまして、放射能の汚染でいろいろ手続、新しい農業、出荷手続、大変な状況であります。私はやはり基本的には大農家を育てる、これも一つの大事なことだというふうに思いますが、3反、5反、この零細、少ない反別の農家は続けることが大変な状況になってきております。浪江町が復興していくのには、そういうふうな方々も浪江町自体での支援というふうなものをしていくべきだというふうに思います。浪江町の独自の手法で、この小反別農家を育てることを願いたいと思います。そのことに対して一言答弁をいただければありがたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 質問にお答えをいたします。

上下水道の経営改善に当たって委員会等を設置してはどうかというご提案をいただきました。私も就任当時から、この上下水道の問題については、必ず著しい人口減少になるという危惧の下に、いろいろ対策を考えてきたところでございます。そういった中で、担当課として様々な提案をしながら、その方向で進んでおります。

ただ、人口が例えば人口規模の8,000人のまちづくりだとしても、約3分の1に減少になるわけですから、乱暴な話、3分の1しかない人口で、では3倍の利用料を払えばいいのかと、そういったことではないわけでありまして、これは国においてのこういった国策の誤りに基づく原子力発電所事故に伴う避難でございますので、そういったことの責任は国にあるということで、国を巻き込んだ協議を今までもずっと重ねてまいりました。

そういった中では、ワーキンググループ等で検討は進めておりますが、こういった形が、その対応を図っていく上で適切なのか、これから検討させていただいて、この上下水道の経営改善は大きな問題だと捉えております。しっかりと対応を図ってまいりますので、議員各位のご理解とご協力も賜りたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 大規模農家でなく小規模農家でも営農を再開できる、経営できることに対する町の考え、支援はどのような

かという質問についてお答えいたします。

議員おただしのとおり大規模農家、いわゆる大きな農業法人とか、そういったところで大きく営農するということで、一定の農地の再生はできるとは思いますけれども、それだけでは、やはり本当の意味での農地の再生、生業の再生というのは言えないと思います。小規模であってもしっかりとした経営、農地を生かしていくというようなことも求められていくと思いますので、今後におきましても国・県と連携し、町としても支援について取り組んでまいりたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 経営改善の件についてお答えいたします。

1 回目の質問のところでお答えしました下水道につきましては、下水道計画の見直しにつきまして、公共下水道と農業集落排水については、そちらのほうで事業の経営改善に努めてまいります。

上水道につきましては、（５）番のほうでお答えしたんですけれども、施設と管路の課題の部分について、施設の統廃合と、あと管路の合理的な更新で経営改善を進めてまいります。ということでお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で14番、紺野榮重君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで、昼食のため13時30分まで休憩をします。

（午前 11 時 54 分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 1 時 30 分）

◇ 渡 邊 泰 彦 君

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君の質問を許可します。

10番、渡邊泰彦君。

[10 番 渡邊泰彦君登壇]

○10番（渡邊泰彦君） 10番、渡邊泰彦です。

議長より質問の許可が出たので、通告に従ってご質問させていただきます。

今回は、浪江町の復興のために非常に重要な役割を果たします福島なみえ勤労福祉事業団、それと一般社団法人まちづくりなみえに

ついでに質問と、最後に町民の帰還促進についてということで、3つの観点で質問させていただきます。

まず、私自身の1丁目1番地と自分で思っているのは、浪江の定住人口を増やすと、居住人口を増やすことが、浪江町の復興の早道だというふうに思っております。

まず、「いこいの村なみえ」に関しては、浪江町の将来を考えたとき、観光または定住移住、この施設がすごく大きく貢献できるというふうに思っております。

そこで、まず質問なのですが、福島なみえ勤労福祉事業団の令和元年度の収支決算書の内容は、財団法人、そして一般社団法人に移行後の運営を合算して、収入が7,903万2,869円、支出が9,190万6,176円、当期の純損失は1,287万3,307円という結果でした。このマイナス決算になっている大きな要因を、町はどのように分析しているかお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 答えいたします。

「いこいの村なみえ」は2年前、平成30年6月にオープンしたわけですが、当初は町民の帰還、事業者の町内再開の滞在拠点として、宿泊機能、大浴場機能、こういったものが必要だということで再開を矢継ぎ早にいたしましたわけですが、オープンに際しては短期・中長期と利用される方が変わっていくであろうということも想定しており、オープン後、数年は一定の利用者数は見込まれるものの、すぐには採算が取れるようにはなるのは難しく、新たな利用者の見込み、そういったものを考えながら、オープン後5年後には収支バランスが取れるようにシミュレーションをしておりました。

ご指摘のマイナスの要因であります。オープン当初よりは利用者が増え、シミュレーション上の平成31年度の稼働率目標は一応達成したものの、採算ベースまで利用者がなかったことが大きなマイナスの要因であると考えております。

これからは帰還促進の拠点という目的だけではなく、中長期の利用ニーズとして見越していた視察や学習旅行、合宿、そういった新しい顧客獲得も目指し、収支バランスが取れるよう、今後とも町としても勤労福祉事業団とともに取り組んでいくというふうに分析しております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 課長の今のご説明のことは百も承知で今質問しているわけですが、5年後に収支のバランスを取るという計画で進められて、そのとおり3番目の質問では施設の件についてちょっと

お話ししますが、その収入の中に国庫補助金及び地方公共団体補助金として619万6,523円、それと東電からの賠償として1,935万9,869円が計上されています。この詳しい内容について少し教えていただきたいということと、これからこの合算して2,550万円、この収入は、今年度はどのように推移していくのか、また、その後また来年度はどんなふうな推移をしているのかをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） ただいまご質問の、まず、国庫補助金につきましては、福島なみえ勤労福祉事業団が実施しております「夜間生活支援バス」の運営費として経済産業省の「生活関連サービスに要する移動・輸送手段の確保支援事業」という補助金でございます。

次に、地方公共団体補助につきましては、まず継続的な経営を促すことを目的として町内再開事業者への電気料や水道料を補助している「浪江町町内再開事業者光熱費補助」、これが一つ。そして、2番目として、先ほどご説明した夜間バスについて、それを購入する際、バスの購入費として町から半分、いこいの村から半分ずつ出した際の購入費の補助でございます。

次に、賠償金でございますが、こちらは、平成27年3月から令和2年2月までの営業逸失利益賠償金として東京電力から賠償のあったものを、これを各年度で分けました平成31年、令和元年分のものでございます。

これらの補助金、賠償金の今後の見通しですが、生活支援バスや光熱費補助につきましては継続していく見通しですが、賠償金については、令和2年2月のものでありますので、それ以降、賠償金はありません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 今、補助金、助成金、賠償金について説明をいただいたんですが、この中で一番大きいのは賠償金なわけですが、これが雑収入として入ってきているんだと思うんですが、これがなくなると、当期の純損失というんですか、損失額が結構大幅に増えてくるのかなと思います。

そこで、今までの賠償金を何年かに分けて頂いているはずなんですが、その扱いはどんなふうに今なっているのか、全て収入として入れているのか、それとも積立として残しているのか、ちょっとその辺が分かれば教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

賠償金額として5年分で1億500万ほどございましたので、そういったものを全て使うというよりも、それを積み立てた形で残っておりますが、お金は一つですので、どの分が残っているということは言えませんが、こういったものを全て消化したわけではなく、このまま積立として残っているわけでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そうすると、今後の運営に関して5年間で収支のバランスを取るという中で、残りのところでそういった形で使われていくのかなというふうなことだと思います。ちょっとその辺の確認をお願いします。

それと、2018年6月にフルオープンして、2年目の令和元年度を見ると、1日平均の部屋の稼働日数、それと日帰り入浴者数も物すごい勢いで増えているというか、いい結果を残してきたのが令和元年度であります。令和2年度に関しては、これいかんせん誰の責任でもないんでしょうけれども、コロナの影響で、やはり宿泊人数及び日帰り入浴者数を両方合わせてもかなり目減りしているというんですか、目減りということは売上が減ってきているということになっています。この辺、コロナ禍の期間も相当今長くなってきてますし、コロナの影響だけだということではなくて、新しい対策を立てる、そういった指示を町のほうからいこいの村に対して出すべきだと思うし、町は利用者が減少しているこの対策について、どんなふうな指示を出しているのか、考えをお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、賠償金の残された金額を少しずつ温存しつつ売上を伸ばしていく、5年のシミュレーションに沿って各年度の目標がございますので、お客さんの空室率を下げっていくという目標でございますが、いかんせん今年度の利用者は新型コロナウイルスの影響で昨年度と比較して減少しております。

そういったコロナ対策として消毒作業、ソーシャルディスタンスを保つよう、サウナや会議室への入室の人数制限、そして利用者に安心・安全の確保に努めるということを指導する。また、いこいの村のコテージというのは、ほかの施設と比べましてプライベート空間が独立しており距離を保てますので、そういった利点をアピールし、利用者からは安心できるというお声もいただいております。

これらの取組、施設の特徴をしっかりと周知しPRして、コロナ禍であっても利用者を増やすような取組をするように指導してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 福島いこいの村なみえの目的というんですか、機能というんですか、ホームページを見ると、くつろぎと安心、集いの場を提供する、町の復興、観光まちづくり、交流人口増大の発信拠点となるということを目的にしているということをうたっているわけですね。

その中で、今までこういったものがちょっとなかなかしにくいというのは、何と言っても施設が足りなかったというのが大きな原因でここまで来ているというふうに私は分析しているんですね。その中で、いこいの村の管理と、これは令和3年の3月完成で、5月に稼働するような計画で今進められていると思いますが、この完成後、ここにはロビーとかレストランとかそういったものができてくるわけなんですけど、やっぱり完成後、そこで働く方々、要するにそういった人員の準備を今いこいの村はどんなふうに行っているのか、いざ完成しました、これから募集しますということではないと思っているんですね。

今回、特殊施設でもないんですが、足りなかった部分、要するに食堂ができて、レストランができて、そうなってくるとそこで料理をする方、要するに調理人ですね、それとそれのサービスをする方、さらにはロビーをきっちりとできるというのであれば、例えば営業もそこでするようになる、そんな形の準備は今人員的にはさせているのかどうかというのが1点、それと、日帰り入浴、客室利用者を増やす戦略として様々な方法、送迎バス等々を使いながら利用をできるだけ多くしてもらおうということではありますが、現状のいこいの村を考えると、私は宿泊は1回しかしたことがないんですが、日帰り入浴は回数にするとプレミアム付商品券が1万5,000円のやつで4冊めに今入っているんで、多分100回近く今年になって行っていると思うんですが、その看板なんですよね、いこいの村の。いこいの村の看板は、夜行くと入り口が分からない、電気もついていない。そこから左右が景観があつていこいの村に行くんですが、左右の道路が全く暗くて見えない。どこが道路で、どこが道路でないのか分からない。

要は何を言いたいかというと、宿泊施設、要するにくつろぎと安心、集いの場を目標にうたっているその入り口が危険だということなんです。その辺はやっぱり町も自分で運営しているということではないとは思いますが、例えば看板の取替えを指示するとか、電気をつけるようにするとか、そういったまず景観からして、どうもウィズコロナでもないんですけれども、コロナ禍の中で本当に利

用しやすいようにやっているのかどうかちょっと疑問があるんですけども、その辺ちょっと町の考え方をお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、現在の状況からご報告申し上げますが、厨房やレストルーム、フロント、ロビー、ラウンジ、事務室を含めた管理棟を今建設中ございまして、今年度内に建物は竣工予定でございます。その後、備品購入や従業員のオペレーション、教育、研修などの期間も経て、夏前のオープンを目指しております。

次に、入り口、登っていく坂の件でございます。私も地元でございますが、重々承知しております。いこいの村の敷地、あの入り口から建物まで広いものですから、なかなか手が届かなかったことがあります。まずは看板のほうは、早急にその辺は対処し、入り口の坂のところは、やはり何か別な工事であったり、ほかの工事と一緒にうまく補助金も使えないかどうか、そういったものも検討しながら登り坂のほうもやっていきたいとは思いますが、もう少しそちらのほうはお時間をいただきたいと存じます。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 前向きな回答だと思います。

それで、ここのところでもう1点ちょっと言うことがあって、実は丈六ため池の除染が完了して、ものすごく周りがよくなった。それと同時に、お風呂場から見える景観、私は女子風呂からちょっと見たことはないんですけども、男子風呂から見た景観、これもきれいに道路が掃除されて、木も刈られ、草も取られています。見るからに自然の風景がよくなったなというふうに思うんですが、残念ながら夕方行くと真っ暗なんですね。ですから、要はせっかくきれいに直したのに、全然それがプラスになっていない。ただ掃除しただけ。であれば、例えば今入り口の両サイドのほうを何か考えるというのであれば、一緒に裏側の景観、要するに遊歩道側の景観なんかに、例えば照明をつけて紅葉を見せるだとか、お風呂に入りながら紅葉を見るだとか、そういった工夫も必要じゃないかと思っているんです。それで、なぜそこまで気づかないかというと、やっぱりみんなが職員の方でもそうなんです、実際体験してお風呂に入ってみたり、夜行ってみたりしないとなかなか気づかないんですよ。

今、送迎バスに関してもそうなんです、送迎バスが待っているところは、真っ暗なところで待っているんですよ。乗り降りも真っ暗なんですよ。そういうところに、例えば町民にお風呂に入りに来てくださいねと、送迎バスが出ていますよねと言っても、なかなか

利用する、そういう気になれないというのが今のいこいの村の現状じゃないかなというふうに私は思っています。ちょっとその辺、総合的に明るいいこいの村、楽しいいこいの村に向けて、ちょっと課長の考え方をもう1回お聞きしたいと思うんですけども。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず、入り口のところから出るバスにつきましても、せっかくやっているものですから、やはりもっと有効になるように時刻表を工夫し、いこいの村以外の方も有効に使えるように工夫しなくてはならない。そういった時刻表を今考えているところでございます。

いこいの村のバスに乗るところに関しましては、今度管理棟メインエントラス等ができますので、その辺りが明るくなりますので、そのところから乗っていただくということで、その問題は解決されると思います。

あと、堤のほうのライティングにつきましては、もう少しお時間をいただいて、いろいろな工事と絡んでやっていくようにいたします。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 分かりました。じゃ、課長が前向きに検討していただけるということで、私のほうで納得します。ぜひ、今後、今日の答弁のとおり、前向きに検討してください。

それと、1つこれは私のほうの提案なんですけど、ウィズコロナ、全ての日常でこれからは新たな生活スタイルが求められてくるんだと思います。余計な話なんですけれども、そのコロナも第3波というんですか、かなり1波、2波よりも拡大している、人数が拡大しているというふうに私は思っているんですけども、やっぱりいいよウィズコロナという言葉が、これ本当に必要な時代になってくるのかなというふうに予感しています。

それで、ちょっとインターネットなんかで見ると、全国で新しい休日の過ごし方として、例えばオートキャンプ場の利用とか、コテージやバンガローの利用、そういったコロナとして、要するにソーシャルディスタンスが取れるような休日の過ごし方、そして自然に憩いの場を求めるとというのが日本全国ではやっているというんですか、多くなってきていると。どうもその言葉をつくったのを見ると、これ「ステイケーション」というどうもそういう言葉らしいんですね、英語で言うと。そのステイケーションに応じたいろいろな企画を日本全国の宿で出している。

例えば、いこいの村なみえも、ありがたいことにコテージがきち

っと整備されていて、このステイケーションには非常にもってこいの施設になっていると。あそこでバーベキューをやったり、お風呂も大風呂に行かなくても部屋の風呂も入れる。そうすると、今、日本全国で行っているこのステイケーションにもってこいの施設になってきているなというふうに思いますので、ぜひ、いこいの村のほうには営業の一環として、このパッケージ、要するにコテージを利用したパッケージみたいのを町としてご指示をいただいて、それを営業につなげていていただくようなことを考えていただきたいと思います。

さらには、近隣の丈六公園の整備も計画されておりまして、そうなってくると、自然の景観というか、いこいの村全体の景観がよくなってくれば、この本当に新しいウィズコロナに対しての新たな生活スタイルの休日の過ごし方にもってこいの場所に変貌していくのではないかなと思うんですけれども、課長、どう思われますか。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 先ほども申し上げましたように、やはり、このコテージは仮設住宅を移設してきたということで、そういう震災関係のツーリズムにおいでになった方にも評判がよいということ。それから、コロナ禍において、いこいの村バンガロー、人との接触が少なく、利用者からも安心できるという声も、先ほど申し上げましたようにいただいております。また、その真ん中にバーベキューなどできる環境も整っていますので、こういったものをさらに強調して、新支配人になりましたこの方のこれまでの経歴を最大限に生かしていただき、いこいの村の特色を生かしたプランを作成し、利用者拡大の取組を検討するように申入れいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 本当にこれからの復興を担っていく施設だと思っているんです。先ほどから言うように、要するに滞在するステイする、ここでバケーションを楽しむ。ステイケーションなんですけど、日本では新しいコンセプトとして、ウィズコロナ時代の新しいスタイルとして、これ普及していくんだろうというふうな解説も出ています。ぜひ、その辺を実行に結びつけていていただきたいと思います。

続けて、まちづくりなみえについての質問に移らせていただきます。これも私が思うには、やっぱり浪江町の観光、そして安心・安全な暮らし、この施策に大きく貢献できる施設だというふうに私は思っています。

そこで、これ先ほどと同じような質問になって申し訳ないんです

が、一般社団法人まちづくりなみえの令和元年度の収支決算書の内容なんですが、収入が1億5,202万1,500円、支出が1億2,808万4,682円、こっちは当期純利益が2,393万6,818円でした。この決算状況の分析を教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まちづくりなみえにつきましては、昨年度は高齢者雇用の場の創出、公共施設の環境整備、イベント事業、地域コーディネート事業、視察、研修事業、定住促進事業、そして今年度からは道の駅指定管理者のための準備事業など、町の復興のエンジンとして取り組んでいただいたわけなんですが、特に視察については、スタディツアーや企業研修、浪江町、双葉町をフィールドとした取組を県観光物産協会と連携して構築し、多くの方に来訪いただいたところでありました。

今年度は新型コロナウイルスの影響で視察件数は減っておりますけれども、コロナ後は双葉郡にある伝承館、請戸の震災遺構などのコンテンツも増えることから、さらに視察や学習旅行が増えることが予想されております。黒字になりましたが、先ほど申し上げた事業の中で、マイナスの事業、黒字の事業、そういったものも相殺して、ちょっと黒字となったわけですが、過日の決算議会においてもご説明したとおり、視察事業、イベント事業、こういったものは黒字になっていた。そういったことで少し全体として黒字になったということを分析しております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 収入の中に補助金収入が3,518万4,345円計上されています。まちづくりなみえは、今課長がおっしゃったとおり、道の駅なみえの指定管理者として総合運営をしていると。今後、町から支払いされる補助金は指定管理費として払うのか。運営委託費として払うのかというのを、ちょっとまずお尋ねしたいというのが1つと、今年度というか、道の駅の目標、シミュレーションの中にこれが入っているんだと思うんですが、年間来場者数が49万2,000人、月平均約4万1,000人、年間売上げが4億1,747万4,000円、月3,478万9,500円を目標にしています。

コロナ禍で非常にその状況があまりよくなくて、大きく目標も軌道修正しなければいけないのかなというような状況だと思うんですが、町はその辺をどのように把握しているのか、ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、道の駅の指定管理については、指定管理料として委託費で支出することになります。

次に、来場者の分析であります。過日の全員協議会でご説明しました月8万人、10万人という数字は、単なる来場者、トイレに来た人、それから何も買わないで帰った方、そういった方全部入れて、その人数でございますけれども、8月1日のオープン以来、実際物を買ってレジを通した人は、大体1日平日で1,000人、休日で1,500人、イベントがあったときには2,000人超ということで推移しております。大体それを3か月平均でございますけれども、月3万4,000人という方が実際物を買っていただいた方であったというふうに現時点では分析しております。8月にコロナがあったりしましたので、今後、12月年末、正月初売り、そういったもの2月3月オープン、こういったときになったときに、さらに無印良品も出店てきます。コロナの取組など来館者も要因から増やすということに努力していきますので、このままの人数のまま推移するとは限りませんが、一応、3万4,000人が買った人だったということがこれまでの3か月の分析であります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 売上げに関してもちょうと教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 売上げにつきましても、今のところ、テナント、ラーメンとフルーツドリンク、この2つ、こういったところも含めますと、手数料も含めますと、月3,100万が平均となっております。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） そうなると、若干シミュレーションより少し落ちたということだと思うんですが、このコロナ禍の中であれば、上々な数字だなというふうに私は今思っています。

それで、今おっしゃったとおりイベントなんです。イベントもかなり小さなイベントなんです。その小さなイベントでも、それなりに人が来るとするのは、やっぱり効果があるんだと思うんです。

いよいよ来年3月か4月になるかちょっと分からないんですが、グランドオープンが来るんだと。その中で地酒の醸造施設、大堀相馬焼の陶芸施設が稼働します。それぞれに当然酒の販売所、大堀相馬焼の販売所が設置されますが、この運営もまちづくりなみえが担うのかどうか。それとも、これはもう完全に単独事業なんだというふうな考えなのかということをお尋ねします。

それともう一つ、今課長の答弁の中に出てきました生活用品の有

名ブランド、簡単に言えば良品計画がオープンすると、同時にオープンするんだというふうに今おっしゃっています。その良品計画に関しては、これは昔で言えば西友ストアがやっているプライベートブランドの無印良品がそのまま会社になったわけでして、この会社は、やっぱり当初私もまだ若かった頃だったんですけれども、非常に最初に出たときは異様な目で見られたというんですか、シンプルさがベストだというようなキャッチフレーズで出てきて、それがどんどんデザイナーとかのキャッチコピーをするコピーライターとかがいろんな努力をしながら、今の位置を築き上げていて、扱っている品目もいろんな様々な分野、住宅を建てるものからずっと来て、食料品まで。もちろん雑貨とかいろんなものもあります。家具とかもいろいろあるんですが、そこがありがたいことに道の駅に入れる計画ができた。新聞でも発表になったと思うんですが、これは利用しない手はないと思うんです。これ相当な集客になるんだなというふうに私は思っています。そこで、その1つ目の今質問をもう1回繰り返すと、大堀相馬焼と地酒の醸造所の施設は、どういう運営方法になるのか。誰が運営するのか、誰が管理するのかというのを1点、もう1個は良品計画がどんな品ぞろえをしてくるのか、分かれば教えていただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 良品計画、大堀相馬焼、それから酒蔵、それぞれの施設の管理につきましては、まちづくりなみえによる管理が原則であります。その販売、その他の運用については、まちづくりで行う部分と入店者で行う部分がございます。その最終的詰めに今やっているところでございます。

品ぞろえにつきましては、まずは今浪江の町の中で、皆さん何が不足しているかということを実際に考え、こういった会社を誘致したわけでございます。例えば、なみえ創成小学校、中学生から文房具の雑貨が買える店が欲しいなとか、町内の居住者の方からは生活雑貨が調達できるお店が欲しいなどとお声をいただいております。そういったお声にお応えすべく利用者のニーズをさらに聞き取りし、それを参考に無印良品の品物の中でも、皆さんに役に立つ品物を中心に品ぞろえしていくよう、今後話し合いを進めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 回答よく分かりました。

良品計画は、非常にコーポレート・ガバナンスが高い会社なんです。フランチャイズという制度と直営という制度が両方あるんですけれども、今回浪江はどうもフランチャイズみたいなんです、そ

ういったきちっとしたガバナンスを持っている会社であれば、当然市場調査もしてくるはずなんです。だから、浪江で今何が不足しているかというのを多分つかんできているんだと思うので、面積的にはそんなにたくさんの面積じゃないんで、全部置くわけにはいかないと思うんですけれども、その辺は向こうの考え方でやって、多分間違いない店ができるのかなと思いますので、ぜひ協力していい店にしていきたいと思っています。

ちょっと時間がオーバーしてしまったので3番目に行きます。ちょっとまだ質問したいことがあるんですけども、3月のほうに回します。

3番の町民帰還促進についてお尋ねします。

まずは、帰町した町民、帰町して事業再開をしている企業、これに対するインセンティブがいろいろ今行われているわけですが、やっぱり今後、そういった町民の帰還、企業の事業再開を促進するためには、このインセンティブというのは、必要不可欠な施策になるんだというふうに思っています。

そこで浪江町において帰還した町民、事業を再開した企業へのインセンティブは、今どういったものが行われているか、改めてお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ご質問にお答えいたします。

まず、町内に居住されている世帯向けの支援といたしましては、町指定のごみ袋や非常用持出し袋の配布を行いますとともに、情報格差の解消のため、ご自宅にインターネット環境等を整えた場合には、一定額の補助を実施しているところでございます。

また、買物等の支援といたしましては、デマンドタクシーの運用により、交通利便性の向上に努めております。

また、子育て世帯向けの住宅支援補助や、小中学校就学世帯の制服等支給事業、学用品費の定額支給や給食費の町負担など、子育て世帯が暮らしやすい環境となるよう支援を行っております。

移住者向けとしましては、住宅を取得された際の一定額の補助を行いますとともに、移住を検討されている方が町内に滞在する際に、一定額を補助する制度を構築したところでございます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 続きまして、事業再開関係ですが、町独自の支援といたしまして、事業再開、新たに創業した方に対して光熱水費等補助、これは電気料、上下水道を対象とした補助でございます。本年のみは、コロナ関係でガス代も該当させております。

また、町内飲食店には、食材を調達する際の補助として、町内飲食店食料品調達支援補助を行っております。これも本年度はコロナ対策として率を上げて補助しております。ほかに、町内において夜間タクシーや代行を行う事業者に対して、事務所の賃借料、車両購入費の一部、燃料代を補助する夜間交通手段確保支援事業も行っております。

さらにはプレミアム商品券、各種イベントを開催しているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） よく分かりました。

そこで、令和元年度の住民アンケートで、戻らないと決めている方が54.4%、まだ判断がつかない、戻りたいと考えている、既に浪江町に戻っている合計が39.6%、それで、これ私独自でちょっと計算してしまっ、人口1万6,770人になって、その中でその39.6%を当てはめると大体6,600人前後になると。要はその人が全員帰還したとして6,000人が限度なんだろうと。そうなってくると、町の復興計画の中に入っている2035年には、8,000人という目標を立てています。私はこの8,000人という目標は非常にいい目標だなと、いい人数だなというふうに感じています。ただ、このアンケートを見ると、例えば、仮に全員帰ってきて6,000人、それは2,000人足りない、目標に足りない。そうすると、どういうふうな施策が出てくるかというのが必然と出てくると思うんですが、その辺その目標を考えて、町は今後どんなような施策を取っていくのか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） お答えいたします。

平成28年3月に策定いたしました浪江町人口ビジョンにおきまして、将来の人口推計を2035年に8,000人といたしました。これは国が示した福島12市町村の将来像に基づき推計を行ったものでございます。復旧・復興に向けて、様々な取組を進めているところでございますが、議員ご指摘のとおり、住民意向調査では、帰還意向などは毎年変化してございます。

そうした中で、今年度は浪江町復興計画第二次の最終年度に当たりまして、現在、復興計画第三次を策定中でございます。新型コロナウイルス感染症への対応など、先が見通せない情勢の中で、持続可能なまちづくりのため、これからの10年を見据えて、1、夢と希望のある産業と仕事づくり、2、未来を担う人づくり、3、帰還困

難区域の再生と住みよい環境づくり、４、健康と福祉のまちづくり、５、絆の維持と持続可能なまちづくりの５つを復興の基本方針として、施策を展開してまいります。

なお、復興計画第三次につきましては、現在、パブリックコメントを実施中でございまして、町民の声を反映しながら年度内に策定すべく進めてまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

その8,000人引く6,000人と仮にした場合に2,000人、これは俗に言う新浪江町民という方がそこに加わってもらわないと、当然目標を達成することはできないと思うんです。それで、例えばその策定計画以外に、やっぱりその新浪江人を増やすためには、例えば1つの浪江の特徴を出せば、吉田町長がゼロカーボンということになっています。さらには、国の菅総理大臣がカーボンスタANDARDだと。要するに環境に優しいまちづくりをしていく。それがどんどん広がって行って、浪江はそういう町だよね、水素があるからこそ、そういったことが言える町なわけです。そういう新浪江人をつくるためのいろんな自然環境に優しいまちづくりなんかもやっぱり1つの施策としてやっていただければ、より効果的なのかなと思います。やっぱり浪江町というのは、残念ながら、ハンディを背負っている町と言っても今過言ではないのかなと思っています。やっぱりそのハンディを克服して、新たな町を見せつけるというんですか、外に発信する。それによって、人口を増やして行って、戻ってきた町民と新浪江人の方が融合していく町をつくっていただくのがいいのかなと思いますので、ちょっと水素を使ったまちづくりとして、町はどんなふうな今考え方をしているのか。ちょっとお尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、水素の前に、やはり定住者、利便性を向上させるための買物の充実、それから定住促進施策として企画財政課で行っている、そういった起業する方にも必要な施策を適用して連携してやっていくということが重要と考えておりまして、まず水素につきましては、全協で2回ほど水素の取組をご紹介いたしました。それがやはり今急にそういった流れになってきましたものですから。1か月、1週間で進む事業が認定になっているということもありまして、まずは11月20日に、そのシンポジウムで浪江の取組などをご紹介したわけでございます。これはあくまでも全協でご紹介したものと同じ内容であります。いずれにしても、水素を誘致することによって、直接

的な雇用はあまり少ないことはありますが、その水素があることによって企業誘致が進んでいる、人の流れが浪江に向かってくる。そういうこともありますので、次々と水素の取組を一つ一つ進めてまいりたいと思っております。それを逐一皆様にご紹介してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

水素のシンポジウム、私も参加させていただいて、町の取組等々は十分に理解していると思うんですが、これから具体的にやっていくんだろうと。今、課長がその便利な町というふうなことを考えた場合には、やはり今スーパーができて、それなりにはなってきましたが、やはり町民が今必要としているのは、ドラックストアとホームセンターだということがもう言われているわけです。だから、そういった誘致のほうも並行しながら、そういった人の流れを考えているのであれば、そういった企業の流れ、要するに店舗の流れも一緒にやっていっていただきたいなと思います。

ちょっと時間がないので、3番目もちょっと長いので、今後人口8,000人を目指すためには、町民の帰還促進だけではなく、新浪江町民を増やしていく施策が必要だと思います。浪江町内で起業する人たち、これは商工業、農林水産業などの補助事業や支援事業を非常に手厚くすることが必要だと思います。それは今後、町の存続に関わる問題なので、税金等々、今いろんな意味で町民はインセンティブを受けていますが、それも徐々に通常課税になったり、通常というふうになってくるので、これは当然流れとしてはそれは仕方のないことなのかなと思っています。それに替わる例えばインセンティブを浪江町民、要するに、戻ってきた町民、新浪江町民に与えていくような施策があれば、どんなふうな考えがあるのかというのをひとつ聞いておきたいと。

それともう1個、農林水産業に関しても、やはりいろんなことをやりながら今後進んでいくんだと思いますが、その辺、やっぱり一番これから人口を増やす1つの糧になるというんですか、ポイントになるというんですか、農林水産業のほうの補助、支援事業なども非常に必要かと思っておりますので、その辺、ちょっと町の考えを教えてください。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） インセンティブの件についてお答えいたします。

これまで各課協力して様々なインセンティブの施策を検討し、実

現をしてきたところでございます。議員おただしのとおり、もっとも必要であるというふうな認識の下、さらに検討を進め、実現してまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

農業については、新規就農者や外部農業法人の方々にも活用できる国や県の事業として、補助率が高い営農再開支援事業、被災12市町村農業者支援事業があり、また、町単独で新規就農者の収入保障、家賃補助、農業法人の事業用地取得補助を展開しておりますが、新規の営農者は少ない現状です。今後、利用が進むよう支援策の見直しも含めて検討してまいります。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 農林水産課長のほうからいろんな補助金の話を今出していただきましたが、なかなか利用していないというのが多分現実にあるんだと思います。

ちょっとご提案というか、こんなことをちょっとお話ししたいんですが、今年度の県内の新規就農者、これが204人います。自営で就農している方が115人、雇用で就農している方が89人、その中に女性が63人いるんです。その女性の方が、なぜそこで福島県のその場所で就農を始めたかという、最初どこを選ぶかなといったときに、いろんなホームページを見ながらやっているんですけども、その中で1つ分かったことがキャッチコピーなんです。その町のキャッチコピーが目に入って、どうせ農業をやるならそこでやりたいという方が63人の女性の方が今入ってきていると。やはり、その日本全国どこでもそうなんですが、新規就農者を集めているんです。

そこで選んでもらうためには、何が必要かというのをちょっと考えてもらいたいんです。その1つの手法とすると、このキャッチコピーです。例えば、私もそんなセンスがあるほうではないんですが、例えば新しい浪江とか、水素の町浪江とを組み合わせ、何とか町浪江、農業をやってみませんかみたいなそんなようなことも、少しちょっとなかなか難しいのかも分かんないですけども、ただ人口を増やすためには、ありとあらゆる手段を取っていかないと、かなり実現が難しいと思うので、ちょっとその辺、研究していただきたいと思うんですけども、課長どうですか。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 新規就農者の確保も目的とし、浪江フラワープロジェクトというホームページを開設しております。そちらでは、花を含めた町農業のPRをしており、連動したフェイスブ

ックにおいても、動画やニュースを定期的に発信しております。

また、平成30年度よりマイナビが主催する大規模な相談会や県が主催する相談会に出展をしており、先ほどお答えした優位な事業の案内も含めた相談対応もしております。こちらには女性の相談もいらっしゃっています。直近ですと、11月15日に県が主催する福島農業人フェアに出展し、7組12名の就農希望者の相談対応をいたしました。さらには、マイナビと県が主催する短期研修の受入れ事業にNPO法人J i nが10月からエントリーしており、今月にはお二人を受け入れます。

新規就農はいわば移住であり、マッチングまでに時間がかかるものですが、こういった機会の活用、また今後は企画財政課定住推進係と連携を密にし、キャッチフレーズの検討も含め新規就農者の確保に努めてまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で、10番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） ここで14時45分まで休憩します。

（午後 2時30分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 2時45分）

◇ 馬 場 績 君

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君の質問を許可します。

16番、馬場績君。

[16番 馬場 績君登壇]

○16番（馬場 績君） 16番、馬場績です。

改めて、日本共産党の馬場績です。

質問に入る前に、一言だけ発言をしたいと思います。新型コロナの新規感染者が、ここ1週間で1万5,000人まさに爆発的感染という状況が国内で起きております。しかも重症患者が増大し、医療体制の崩壊の瀬戸際にあるとさえ言われております。

浪江町でも、これまで5人の感染者が確認されておりますけれども、改めて無症状感染者が多数発生しているという特徴を踏まえて、町の医療あるいは介護、教育関係、その他幅広く町民の命と安全を

守るために、これまでの町の取組を総合的に検証し安全なまちづくりのために取組を強めてもらいたいというふうに思います。

さて、本題に入ります。

町民の暮らし、復興の現状と課税見直しによる町民の負担増と国の財政支援の問題であります。

原発事故と大震災から間もなく10年になります。時の政権のトップは、福島復興なくして日本の復興なしと、その覚悟をたびたび表明しました。我々避難者の立場からの復興とは、普通の暮らしに戻ることです。現実にはそうはなっていません。

浪江町の現実を見てください。第一に町民の暮らし、生業は元に戻っていないことです。浪江町の人口の約2割、面積の7割を占める帰還困難区域の人々は一人も帰還できず、先行する除染、解体、すなわち復興拠点は、帰還困難区域全体の3.6%にすぎません。

第2に、国と東電は、仙台高裁で明確に断罪されたにもかかわらず、県民、町民に与えた損害も事故の責任も認めておりません。我々町民は、これからも避難生活は続くでしょう。

第3に、原発事故は収束していないことです。3つの原発で核燃料が融解し、その廃炉技術はいまだにトンネルの中にあり、国、東電は、廃炉に30年から40年とはいうものの、もっとかかるでしょう。その処分も未解決であります。そうした中で、人々の暮らしが、町が元に戻ることは予想を超える時間と苦悩の連続であることは間違いないでしょう。真剣な復興への努力を重ねつつも、現実を見れば原発事故の被害と大型公共事業中心の復興政策、一方にある町民のなりわい再生の課題は山積しており、国主導の復興政策では解決しないことは明らかであります。

そこでお尋ねをします。

復興事業と今後の財政についてであります。4か所の工業団地別の事業費と工業団地からの町の収入見込み、町の今後の維持管理費など、収支計画についてお答えをください。

道の駅なみえの国県負担を含む総事業費は幾らであったのか。人件費を含むここ3か月の収支、そして年間収支についてもお答えをいただきたいと思います。復興事業による雇用、地元企業への波及効果の実態についても、お答えをいただきたいと思います。

浪江町の平坦部から山間部までの地理的、社会的条件からも、主たる産業は地域農業であることは間違いありません。現在の就農者数と作付面積、作付率、販売高など基幹産業の現状評価と今後の課題について、どうお考えなのか。さらに今後の地域農業の振興という視点から、これらの問題についても、お答えをいただきたいと思

います。

ため池の保全と安全な利水対策、放射性物質対策工事についてお尋ねをいたします。ため池の浚渫工事が一昨年から行われていますが、大雨、洪水などによる土砂流入、再汚染などにより再工事が行われてきました。とりわけ被災地の稲作、農業にとって安全な利水は営農再開の意欲と食の安全の根幹であると考えます。

そこで継続的なモニタリング調査の実施とその情報公開、ため池周辺の除染の実施と保全対策をどうするのか。また、関係省庁との協議を含めた町の方針と対策についてお答えください。

次は、町県民税など、諸税、公共料金引上げによる課税対象町民の平均負担額についてであります。

11月19日の全員協議会で、令和3年度、4年度の町県民税、軽自動車税、固定資産税などの課税方針案が示されました。それによれば、町県民税は、今年度までの所得段階別減免を全て廃止し、来年度からは通常課税となり、住民税だけで令和3年度の増税分は令和2年比で5億6,886万円もの増税となります。さらに、住民税の課税対象者6,667人とすれば、単純計算で納税者一人当たり8万5,325円もの負担増になるわけであります。

固定資産税はどうか。

固定資産税に対する国の法令減免50%は今年度で終了となり、来年度令和3年度（案）課税総額は2億3,664万円です。前年比7,880万円の負担増になるわけであります。来年度は町が独自に25%減免するという案であります。

令和4年度からは町の独自減免も未定であります。もし通常課税となれば、課税総額は3億1,555万円となり、課税免除となる帰還困難区域を除く納税義務者は4,595人です。資産課税ですから一律でないにしても、町の分も減免廃止となれば一人当たり約6万9,000円の負担増となり、住民税と固定資産税負担分だけで一人当たり単純計算すれば15万4,000円の新たな課税負担が発生することになるわけであります。

また、令和3年度から上下水道などの公共料金の基本料金も通常徴収になるわけで、二重三重の負担増が待ち受けています。課税対象町民の諸税と公共料金の平均負担増は幾らになるのか。町の試算について、お答えをいただきたいと思います。

次は、事業再開の実態についてであります。

課税対象となる商工業事業者、農業者の現在の再開者数と震災前と比較した再開割合についてお答えください。

町財政の実態と国の財政支援についてお尋ねいたします。

令和元年の浪江町一般会計決算では、国からの地方交付税交付金が約73億円、歳入総額の18.8%、地方交付税を含む国県依存財源は237億円、依存割合は61.1%であります。

一方、共同通信社が県内市町村の新型コロナによる財政の影響について調査し、9月22日、これを福島民報が報道しました。それによれば、県内59市町村のうち44市町村74.6%が今後悪化が見込まれると回答しました。悪化が見込まれないと答えたのは、浪江町を含む10市町村であります。前段で質問しましたが、令和3年度からは固定資産税に対する50%の法令減免が打ち切りになります。結果、町民の体力はないのに租税が負担増となり、暮らしが圧迫されることは明らかであります。

そこでお尋ねをいたします。

町財政の実態と今後について、どのように認識しているか。福島特措法に今後の財源措置を明記するなど、国の財政措置を強く求めていく必要があると思います。どのように対応されるのか、お答えをください。

生業訴訟仙台高裁判決と中間指針についてであります。

去る9月30日、仙台高裁で浪江町民数十名を含む原告3,550人に10億1,000万円を支払うよう国と東電に命じた生業原発訴訟の判決がありました。争点は、襲来する大津波を予見できたかどうかでした。判決は、国の地震調査研究推進本部が2002年7月に公表した長期評価について、相当程度に客観的かつ合理的根拠を有する科学的知見であったとして、敷地に10メートルを越える大津波の来襲を予見できたと判決しました。また、事故は防げなかったとする国の主張を退け、東電に対策の先送りを許してきた国の規制権限不行使は許容限度を逸脱、違法と認定しました。国、東電に対し、中間指針と一審判決を超える賠償を認めたものです。原告と弁護団は上告せず判決を受諾するよう求めましたが、国、東電は控訴、最高裁で争うことになりました。

そこでお尋ねいたします。

生業訴訟の仙台高裁判決は、国、東電の不都合な情報隠蔽を断罪しました。この判決を町はどう認識しているか。さらに、町は、中間指針見直しをどう発信していくのか、お答えをください。

避難者の生活実態と医療診療の町民要望の問題であります。

避難者の生活の実態についてでありますけれども、避難者が分散、個別化し、生活困窮に陥っていることが実態調査で明らかになりました。震災支援ネットワーク埼玉（SSN）と早稲田大学が関東1都6県に避難する世帯へのアンケート結果を公表、これがテレビ

などでも放送されました。例えば、自分が一人だと思いませんかの設問に、とてもそう思う13.7%、ややそう思う25.3%、長期の強いストレスで持病が悪化した46.1%などと回答しております。

さらに世帯収入の調査では、震災前、年収200万未満は70世帯であったものが震災後は140世帯に増加し、2倍に増えていることも明らかになりました。一言でいえば、避難者が分散、個別化し、生活困窮に陥っているということです。復興庁や大学、研究機関と連携した実態調査に町はどう取り組むのか、お答えをいただきたいと思います。

二本松市根柄山復興公営住宅団地で高齢者の孤独死があり、死亡から6日後の12月2日、発見されるという悲しい出来事がありました。

また、11月20日午後7時頃、復興公営住宅二本松石倉団地では、幸いにもベランダを掃除していた1号棟の住人がかすかに聞こえるベルの音を聞きつけ、意識混濁状態の2号棟の高齢者を救助、幸い一命を取り留めるということがありました。2号棟の隣に住む人も全く聞こえなかったと言っております。数日後、私も高齢者本人と救助行動に奔走された本人から連絡があり、事案の経過を知ることができました。お二人の意見を要約すれば、石倉団地には高齢者が多い。緊急通報ベルは1階にしか設置されていないので、各階に設置してほしいという要望であります。町はこのことを県に求めるか、お答えをいただきたいと思います。

インフルエンザ予防接種の実態についてであります。

12月3日の福島民友に、インフルワクチン足りない。コロナ懸念、県内希望者増と報道されました。町診療所のインフルワクチンの接種の実態についてお尋ねいたします。

予約による浪江町診療所の1日当たりのインフルワクチン接種件数と1日当たり最大接種件数は何人であったのか。接種希望が集中するなど、待合室が密にならないのか。現状を踏まえ実態と改善策についてお答えください。新型コロナウイルスとの同時流行が懸念されており、国は10月1日からの早期接種を呼びかけています。町民要望にどう応えてきたか、応えているかについてであります。

ご存知のとおり、9月11日、加藤前厚生労働相は、インフルワクチン接種時期について、10月1日から65歳以上の高齢者に接種し、10月26日以降は、それ以外の人を受けると求める記者会見をしました。新型コロナで重症化しやすい高齢者の命の安全を優先する立場からのものであるということは十分お分かりだと思います。

しかし浪江診療所では、10月、11月の接種日は各8回、12月は

9回の接種日と時間は午後2時から3時半までを指定しております。すなわち予約しないと接種できない、それが実態であります。

そこでお尋ねをいたします。

医療従事者よりも優先することなど、65歳以上の高齢者優先接種の厚労省方針について、町診療所はどのように共有されたのか、お答えください。また、インフルワクチンは何人分確保したのか。高齢者優先の10月中の接種件数は何件であったのか。11月、12月接種件数と併せてお答えください。通常の来診日にワクチン接種ができない。なぜなのでしょう。できないその理由、不都合な理由は何でしょうか、お答えください。

次は、学校解体延期と町民、卒業生にお別れの機会となる閉校式を求める町民要望について質問します。

復興庁は、11月27日、双葉町、富岡町の住民意向調査を発表しました。双葉町の調査結果は、戻りたいが10.8%、判断がつかない24.6%、戻らないと決めている62.1%です。

富岡町の調査結果では、既に戻っている9.2%、戻りたい8.3%、戻らない48%、戻りたいが判断つかない31.6%です。

浪江町について、新しい調査結果は公表されていません。

このアンケート結果は、悔しいけれども大震災、原発事故で突然避難民となり、これからも避難を続けざるを得ない現実の姿であることも冷静に受け止めなければならないと、私は思っています。

さて、12月議会の請願案件として付託されるであろう浪江町の各小中学校の解体を延期し、町民、卒業生にお別れの機会となる閉校式の開催を求める請願書が、11月26日に3,751筆の署名を添えて、紺野則夫議員が紹介議員となり議長に提出しました。同日、町長に要望書を提出、応対した佐藤副町長、笠井教育長、教育次長と意見交換をしました。真摯な町の対応に、呼びかけ人5名の方々も御礼を表明されていたことをここでお伝えしたいと思います。

その後も署名が集まり、12月5日現在、3,915筆になったそうがあります。1か月足らずの間に署名の輪が広がったことは、それぞれが学校は心のよりどころ、突然ばらばらになり、ふるさとの思い出が詰まった学校でお別れ会をやりたい。それまで解体を延期してほしいという素朴な願いが大きな共感を呼んだのだと思います。

町は、3月18日に環境省に解体を申請、放射性物質汚染対策特措法に基づき環境省の直轄工事となり、10月7日には、安藤ハザマと解体工事の契約を結びました。呼びかけ人5名の訴えは、コロナが落ち着き、閉校式開催を多くの町民が参加できるまで解体を延期するよう国に要望してほしいという素朴な願いです。

我々議会も町教育委員会も、そのことに理解を示すことが必要ではないでしょうか。その思い、願いは多くの町民が共有していると思います。実家が新町でおもちゃ屋をしていた三原由起子さんも呼びかけ人の1人であり歌人でもあります。一首だけ紹介します。

「三日という期限ありきの見学会われら学び舎ともに寂しむ」。

また、呼びかけ人代表の門馬昌子さんら5人は、原発事故は国、東電の責任です。国とは何なのか、原発事故後、何度も考えています。見える復興には金をかけ、見えない心の復興は無視をする。被害者不在の復興とは、単なる公共事業にしかすぎないのでしょうかと町と議会に問いかけています。

そこでお尋ねをします。

7月の見学会に2,600人が参加しました。その後、多くの町民は、解体延期と閉校式開催を強く要望しています。町長、教育長は、これにどう応えるのか、お答えをいただきたいと思います。

帰還困難区域の復興拠点と区域外の復興についてであります。

平成29年12月22日、復興庁から認定された津島、大堀、室原3地区の帰還困難区域の特定復興再生拠点区域の第1ステージは660ヘクタールの除染、解体事業であります。

去る10月27日の企画財政課長が出席した津島区長会説明資料によれば、3地区の対象面積合計が470ヘクタールとあります。3地区の対象面積がなぜ変更されたのか、変更理由についてお答えください。

私は、9月議会で津島支所の再開と交流、宿泊施設の整備について質問しました。企画財政課長は、活性化センターを軸に令和4年4月再開を想定し、農地保全、準備宿泊など今後の活動を勘案し検討するという答弁でした。

9月議会終了後、町から津島拠点における町営住宅入居希望についてのアンケートが津島地区各世帯に送付されました。津島地区住民からは、除染、解体の見通しもないままのアンケートは、住民に混乱をもたらすだけ、回答の判断ができないという悩ましい相談も受けました。当然であると思います。アンケート結果と津島地区の町営住宅建設計画、さらに一時宿泊できる準備宿泊等も含めて、施設整備についてお答えください。

3地区の事業完了予定と農業の実証事業計画をどのように検討されているのか。さらに関係省庁との協議と併せてお答えください。

被災地住宅再建中規模半壊制度適用についてであります。

ご存知のとおり、被災者生活再建支援法改正案が11月30日、参議院本会議で全会一致、可決成立し、中規模半壊最大100万円が支給

対象に追加されました。

なお、中規模半壊でも解体して新規購入などすれば、現行制度に基づき300万円が支給されることになりました。既に家屋解体し、補修するなどした場合も含めて、中規模半壊の新たな制度適用はいつからなのか。どのような基準で適用するのか、お答えください。

区域外の除染、解体計画についてであります。

帰還困難区域の現状は、荒れ果てるまま森に飲み込まれていると嘆いた人を忘れることができません。新たなスタートを切った菅政権に期待した人も少なくありません。しかし、臨時国会で行った初の所信表明で、たとえ年月を要するにしても、将来的に帰還困難区域の全てについて、避難指示解除の決意は揺るがないと語りました。ちょっと待ってください。これはおかしい、あれから10年が過ぎ、これから長い年月、将来的にはと言われても身も心も持たない。そう言ったのは、避難先で石材事業を再開し家族と共に頑張っている60代の男性の方が私に話した言葉です。

町は、帰還困難区域の復興拠点区域外の全体計画を作成し、事業の具体化をしない限り事は進みません。国に、何を、どう、いつまで求めるのかお答えください。

環境省福島地方事務所は、去る9月15日、全員協議会で道路外縁事業について説明しました。道路外縁事業は、復興拠点内認定事業でありながら、なぜ避難指示解除の対象にならないのか。さらには、道路外縁事業の計画外の住民との間で混乱が生じております。面的拡大と説明会開催をするなど、町は今後どのように対応されるのか。明快な答弁を求めて、最初の質問を終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） それでは、私からは、生業訴訟仙台高裁の判決と中間指針の見直しについてのご質問にお答えをいたします。

午前中、6番議員にお答えをしたと同様になりますけれども、質問にお答えをいたします。

今般、仙台高等裁判所から示された生業訴訟の控訴審判決は、国及び東京電力の主張を詳細に否定し、改めて国及び東京電力の法的責任と、避難指示等の区域共通の損害として一律の賠償を認め、双方に連帯して賠償金の支払いを命じた判決だと認識をしております。国の法的責任を認めた初の高裁判決であり、中間指針の見直しと、被災地域全体の救済につながる判決だと捉えております。

次に、中間指針の見直しをどう発信するかについてでございますが、原子力損害賠償紛争審査会に対しては、これまでも中間指針の改定等を求め要望書を提出してまいりましたが、原賠審の会長から

は、直ちに見直す必要はないとの認識が示されておりました。

今回の仙台高裁判決を初め、司法の場における中間指針を上回る賠償の判決が出されていることから、次の現地調査会等において、ふるさと喪失損害を主軸に、町の現状と町民の声を真摯に訴え続け、中間指針の見直しを求めてまいりたいと考えております。

他の項目につきましては、担当課長より説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 大きい1番の町民の暮らし、復興の現状の中の復興事業、今後の事業についての中の4か所の産業団地の事業費についてお答えいたします。

4つの産業団地の総事業費、これは造成工事に加え各種測量設計費、用地費、用地取得費、埋蔵文化財調査費、こういったものを全て含めております。藤橋産業団地17億、北産業団地20億、南産業団地、今後の整備予定も含めて50億、棚塩産業団地約43億、それぞれ約でございますが、それが総事業費となっております。

収入につきましては、これらの造成その他経費につきましては、福島再生加速化交付金を活用して整備をしております、補助金上の制約から分譲はできないことから、事業者との契約は賃貸借契約となっております。もし4団地全ての区画の賃貸借が締結した場合の収入は5,000万から8,000万となる予定です。維持費管理見合いでの賃借料設定となっておりますので、賃借料収入の範囲で道路、水路周辺緑地等の維持管理を行っていくとともに、立地企業の皆様にも周辺環境美化への協力をしていただくなど、適切な管理に努めてまいります。

また、土地が浪江町名義の賃貸借契約となっておることから、土地の固定資産税はかかりませんが、建築した工場の建屋、導入設備に関する固定資産税は課税するようになってまいります。

次に、道の駅なみえの投資額と収支を問うの質問につきまして、お答えいたします。

道の駅なみえの投資額と収支についてですが、投資額はまだ工事中ですので確定前でございますが、おおむね申し上げますと、調査設計費、用地取得費、造成費、外構費、建築費、備品などなど、合計で45億ほどになります。ただし、その中には国、県が行った用地買収経費、国県に負担していただく部分の工事費も含まれております。

収支につきましては、オープンしてから4か月弱ということもあり、確定できておりませんが、コロナ禍であっても一定の来客者数、売上げが見込めており、将来的には地場産品販売施設や無印良品の

出店も控えていることから、さらなる売上げも見込むことができます。これらについての収支については、シミュレーションに近い形となるものと見込んでおります。金額等につきましては、先ほどのご質問に答えたとおりでございます。

次に、復興事業による雇用、地元企業への波及効果の実態でございますけれども、現在、各産業団地への立地の意向いただいている企業が、時間軸は全て何年かずつずれますけれども、それが全て立地した場合には、前回の議会でも申し上げましたように、200名から300名程度の雇用創出効果となります。

また、新規立地者の取引については、各会社の事業計画によって異なっておりますので、一概に申し上げることは困難でありますけれども、町としても立地意向をいただいた事業者の事業計画を確認する中で、まずは地元の従来あった企業とのマッチングも進めながら、地元調整、地元企業との連携についても、しっかりと考えながら推進してまいります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） （2）農業、農村の現状と課題について。

①現在の就農数と作付面積、率、販売高など基幹産業の現状の評価と課題を問うについて、お答えいたします。

震災前、町全体で経営体は1,580農家、営農面積は2,110ヘクタールであり、今年度の経営体は44農家、営農面積は134ヘクタールで、率にしますと、再開農家は約2%、再開面積は約6%です。

なお、販売高については、震災以前より町では詳細な調査をしていないところですが、現状の販売高はわずかであるとの認識です。

課題についてですが、避難の長期化により避難先での生活の定着傾向から、町民の皆様の半数以上が町へは戻らないという意向で、そのように考える理由は様々存在します。その上で農業については、自分はやりたいけれども、息子はやらない。だから、設備投資はできない。作っても売れない。除染でやせた農地で良い作物は作れない。大柿ダムの水が不安など、再開が困難である理由は様々存在します。

しかしながら、補助事業を活用するなどし再開をしている方も一定数存在します。農地の所有者それぞれの意向が違う中、町としては、農業をすることができない方の農地をできる方に営農してもらう動きを加速することが重要であると考えております。

申し述べたとおり、最大の課題は担い手不足であり、農地所有者

の方々への各種営農再開支援とともに、新規就農者の確保、外部の農業法人の参入について力を入れていかなければならないと考えております。

続きまして、②ため池の安全な利水対策と放射性物質対策工事について問うについて、お答えいたします。

継続的なモニタリング調査の実施、ため池周辺の除染の実施と保全策をどうするのかについてですが、モニタリング調査について、東北農政局で町内16か所のため池でモニタリング調査を実施しております。継続的な調査の実施とともに、調査対象外となっているため池のモニタリングについても、要請していきたいと考えてございます。

また、ため池周辺の除染について、町としては、関係省庁と調整の上、国に要請していきたいと考えております。対策についてですが、台風等の豪雨災害があったときは、ため池の土砂流入の状況確認を行い、土砂流入があった場合は、放射性物質濃度を測定した上で、再度の対策について国と協議していきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 大きな1番の（3）の①町民税など諸税、公共料金引上げによる課税対象町民の平均負担額を問うの町税等についてのご質問にお答え申し上げます。

令和2年度ベースでの数字となりますが、町県民税につきましては、減免前の税額が12億693万4,200円、このうち課税額が6億3,806万6,400円、減免税額が5億6,886万7,800円となります。減免されている納税義務者数が6,058名となりますので、平均負担額は9万3,900円余りとなります。

次に、土地及び家屋に係る固定資産税につきましても同様ですが、令和2年度ベースの数字となりますけれども、通常課税と仮になった場合におきましては、議員おただしのとおり、平均負担額は約6万9,000円となります。令和3年度につきましては、国の2分の1法令減免が終了となりますが、今定例会におきまして、4分の1の減免案を上程する予定としておりますので、可決いただきました場合の負担額は4分の3となり、平均負担額は約5万1,000円となります。前年と比較いたしますと、約1万8,000円の負担増となります。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 上水道、下水道についてお答えいたします。

令和2年9月現在の調定件数で申し上げますと、令和3年度は、1件当たりで上水道は、先ほど14番議員にお答えした件数で徴収額は1,649万7,600円ですので、1件当たり1万3,380円、下水道は、1,068万6,000円徴収見込んでおりまして、1件当たり1万5,600円、農業集落排水は、74万8,800円見込んでおりまして、1件当たり1万5,600円です。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） ②番の通告でございます町県民税納税義務者対象者数について、まずお答え申し上げます。

町県民税の納税義務者数でございますが、減免されている納税義務者が6,058名、減免の対象とならない納税義務者が609名、合わせまして6,667名となります。また、そのうち農業所得のある方が563名、営業所得のある方が727名となります。

次に、ご質問いただきました課税対象の件につきまして、お答え申し上げます。町内で事業を再開した個人事業主様は所得税、事業税及び町県民税の課税対象となります。

また、株式会社、有限会社などの法人につきましては、法人税、法人県民税及び法人町民税の課税対象となります。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 商業分の事業再開者数につきましては、12月1日現在、町内の事業者数は166事業者、そして174事業所となっております。そのうち、事業再開された事業者は115、新規の事業者が51となっております。この分についての課税になるか否かは当方では把握しておりません。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 農業分野について再開者に限って申し上げますと41経営体でございます。率にして約2%でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） ③の町財政の実態と国の財政支援について問うにお答えいたします。

現在の町財政の実態でございますが、令和元年度決算におきまして、経常収支比率が97.8%と高く、財政構造の硬直化が進んでいる状態と言えるのではないかと考えてございます。

また、同じく令和元年度決算では、国、県等への依存財源が全体の6割以上に上るなど、国、県等に依存した財政構成となっております。この状態が続きますと、将来、町独自の事業展開が困難と

なる厳しい財政状況になるおそれがございます。これらのことから、町税を初めとする自主財源の確保、経常経費の抑制が必要であると考えてございます。

また、国の財政支援につきましては、現在は震災復興特別交付税、普通交付税の人口特例、福島再生加速化交付金などが措置されてございます。これらの財源は町の復興に欠かせない財源でございますので、引き続き、最大限活用するとともに、今後も必要な額が措置されますよう求めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長補佐。

○生活支援課長補佐（中野夕華子君） 大きな2番、避難者の生活実態と医療診療の町民要望についての（1）避難者の生活実態調査について、①避難者が分散、個別化し生活困窮に陥っている実態調査について問うのご質問にお答えいたします。

早稲田大学によるアンケート調査の集計結果を見ますと、議員ご指摘のような状況が明らかと思われれます。2番議員への答弁の中でも申し上げましたが、本町避難者に関しましても、前年度末で県の家賃支援事業が終了したこともあり、生活困窮に陥る世帯の増加が心配されました。

このため、今年度これらの世帯を対象として復興支援員訪問希望調査を実施したところであり、これによりますと、回答者のうち約14%の世帯が復興支援員の訪問を希望するとしております。これは生活困窮など、何らかの事情があることにより支援を求めている避難者世帯が数多くあることを示すものであり、ほかの機関との連携による調査も見据えながら、さらなる実態の把握に努めてまいりたいと考えております。

続いて、②番の復興住宅団地には高齢者が多い。緊急通報ベルは1階にしか設置されていない。県に増設を求めるか問うのご質問にお答えいたします。

議員、ご指摘の緊急通報ベルは、住戸内にある緊急通報用の非常呼出しボタンであり、車椅子用住戸及び高齢者用住戸にのみ設置されているものです。県の担当部局に問い合わせましたところ、入居者個人の事情に合わせた住戸の改修、改造等を行うことになり、これを県の負担で行うことは、基本的には他の入居者及び他の団地との公平性、施工費用等の観点から難しいとのことですが、それぞれの建設事務所での判断になるとのことであり、設置を希望される方は、まずはそれぞれの住宅管理室にご相談くださいとのことでした。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） （２）のインフルエンザ予防接種の実態についてのご質問にお答えいたします。

まず、①予約による浪江診療所の１日当たりのインフルワクチン接種件数と最大日を問う。

これにつきましては、浪江診療所のインフルエンザワクチン接種の１日当たりの予約数は、１診体制時が最大30名、２診体制時が最大60名となっております。これまでの１日当たりの最大接種数につきましても、１診体制時が30名、２診体制時が60名となっております。

待合室につきましては、接種時間を15分単位、最大10名で予約受付し、予約時間より早く来た方についても、自家用車等での待機を促しており、密にならぬよう対策を行っております。

②の65歳以上の高齢者優先接種の厚労省方針について、町診療所はどのように共有したのかのご質問にお答えいたします。

浪江診療所では、９月中旬からインフルエンザワクチン接種の予約受付を開始し、例年より１週間ほど早い10月７日からワクチン接種を開始しております。また、ワクチン確保につきましては、昨年度の実績を上回る1,170名分を確保しております。接種件数は、10月は411件、11月は382件、12月は91件、合計で884件実施しております。

今年度のインフルエンザ予防接種につきましては、医師からの助言を受け、治療医学と予防医学を分け感染対策を行うため、あらかじめ接種日を設けて完全予約制で午後のみ実施しており、接種日には、午後の一般診療を控えさせていただいております。院内感染のリスクのある患者との接触期間を少しでも減らすための対策であり、ご理解願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育委員会事務局教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 大きい３番の学校の解体延期と閉校式について、ご質問にお答えいたします。

教育委員会といたしましては、学校施設の解体延期を行うことは難しいと考えておりますが、当初より検討しておりました閉校式につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、開催に向け検討を行っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 大きな４番、帰還困難区域の復興拠点

と区域外の今後について、（１）復興拠点整備の現状について、① 3地区の拠点対象面積がなぜ変更されたのかについてお答えいたします。

議員おただしの面積でございますが、特定復興再生拠点区域の面積から森林、水面を除いた除染対象面積でございます。したがって、特定復興再生拠点区域の面積に変更はございません。

なお、9月15日の全員協議会におきましても、除染の進捗状況をご説明させていただきましたが、その際にも同様の面積を記載してございます。

次に②、津島地区の町営住宅建設計画と一時宿泊施設建設を問うについて、お答えいたします。

特定復興再生拠点復興再生計画に基づきまして、津島拠点に公営住宅の整備を検討しております。9月から10月にかけて入居意向調査を実施いたしましたところ、申込みは9世帯18名でございました。また、農業者の通作のための一時滞在施設につきましては、津島活性化センターの活用を検討してまいります。

次に、③ 3地区の事業完了予定でございます。3拠点ともに、計画期間である令和5年3月を事業完了予定としてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ③農業の実証事業について問うについて、お答えいたします。

拠点内の農作物の実証について、まず、園芸品目ですが、国の原子力災害対策本部が定めた検査計画、出荷制限の品目、区域の設定、解除の考え方に基づき、出荷、販売を目的とした農林水産物について、県がサンプリング計画を定め、検体採取と測定を行うこととされています。その上で、現在、福島県双葉農業普及所と拠点内での園芸品目の栽培をするための農地の調整をしております。令和3年度、4年度に実証栽培を行う予定でございます。

水稻につきましては、手順が多く現状の作付制限区域においては、県及び町の管理下での試験栽培を行うと作付再開準備区域となります。翌年、その作付制限準備区域では、県及び町が策定する管理計画に基づき実証栽培を行うことができます。その翌年より、避難指示が解除になった町内の他地域と同様の全量生産出荷管理区域となり、全量全袋検査を実施して安全性が確認された米の出荷が可能となります。

以上のような手順で出荷制限が解除されますが、現状、水利の確保ができていないため、確保でき次第、順次進めてまいりたいと考

えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 改正被災者生活再建支援法はどのような基準で適用されるのかのご質問にお答えいたします。

改正被災者生活再建支援法は、令和2年12月4日公布され、同日施行となっております。その概要ですが、被災程度を示す損害割合が30%以上40%未満の中規模半壊の区分が新たに追加されました。その経過措置として、令和2年7月3日以後に発生した自然災害により被災世帯となった世帯に対して新法の規定を適用し支給対象とするとしております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） （2）区域外の除染、解体計画について、①残りの全体計画を作成し、国に求めるか問うのご質問にお答えいたします。

平成29年に策定いたしました帰還困難区域再生計画におきまして、最初の5年間の第1ステージとして特定復興再生拠点区域を整備し、次の5年間の第2ステージとして拠点区域の周辺に範囲を拡大、最後を第3ステージとして全域の復興を目指すとしてございます。町の姿勢を示すために、この計画を拠点計画とともに国に提出してございます。

次に②道路外縁事業は、復興拠点内認定事業でありながら、なぜ避難指示解除の対象にならないのかのご質問にお答えいたします。

今回実施される道路外縁除染は、道路内の線量低減のために実施される事業であると環境省から伺っております。したがって、避難指示解除の対象にはならないと伺ってございます。

③道路外縁事業計画外の住民との間で混乱が生じている。面的拡大と住民説明会について問うのご質問にお答えいたします。

道路外縁除染は、対象となる方を個別に訪問して、ご説明していると環境省から伺っております。したがって、環境省として、無用な混乱が生じないように、また、丁寧な説明によりご理解をいただけるよう努めているものと認識してございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁終わりました。

16番、馬場績君、再質問です。

○16番（馬場 績君） 課税見直しと町民の負担増の問題ですけれども、結論的に言えば、私が試算した住民税と固定資産税の増税で約15万

4,000円という試算は外れてはいないと。さらに、上下水道の公共料金1軒当たり平均幾らだ。上水道で1万5,600円、下水道で1万5,000円、3万円ということになると、先ほどの数字に単純に足せば18万超えると。所得の状況については、私は手元に資料がないので調べることはできませんけれども、例えば、町の介護保険のデータでは、所得区分が80万以下からこれは第1段階ですけれども、第9段階、住民税本人課税290万以上、この段階別に今どうなっているかということ調べれば、町民は今回の増税見直し、上下水道基本料金見直し、これの負担がいかに大変なものかということは実感できると思うんです。

先ほど来、町の財政運営について、これまでも議論がありました。もちろん町は課税権を持っておりますから課税はできるでしょう。しかし、現実として町民の生活実態が18万も20万も負担できる体力がないということは明らかだと思うんです。払いたくないということではないです。

例えば町内でも、あるいは郡部でも土地を持っている人がいるでしょう。土地について一言でいえば生産手段です。権現堂でいえば、そこで事業をやって、そこで価値を生む、利益を生む、それができないわけでしょう。そういう状況にあるということは重々承知だと思う。今この時期に、固定資産税が町の25%減免を除いて75%課税にされる。令和4年度になれば町の減免がなくなったとすれば100%課税になる。どうなりますか。もっともっと調査をして数字で皆さんと議論したいけれども、介護保険の段階別所得についても9段階あるということは分かりますけれども、そこに該当する人数は私は分かりません。言えることは120万未満、こういう方が圧倒的に多いことは確かです。

町長、町長も町の運営に責任を持っております。お金は天から降ってくるものではないでしょう。しかし、現状を踏まえて、あらゆる諸税を公共料金を通常に戻すということが、結果的には町民を生きたままどん底に追いやることではありませんか。町長はもちろんそのことをよしとしないでしょう。どうすればいいのか。この問題は浪江町だけではないでしょう。やっぱり12被災町村とも改めて連携する、双葉町村とも連携する。地方交付税交付も含めて、このままでは自立したくてもできない。何としても従来どおり、地方財政に対する支援を継続してほしい。その方法は、登壇でも言いましたけれども、1つの方法は、福島特措法に明記することです。そのことで県や国と直談判するかどうか、お答えください。

それから、町民の生活の実態に触れて一言だけ再質問したいと思

います。実はお昼の時間に、二本松の人からメールが入っておいりました。二本松の住宅団地で独り暮らしの高齢者が栄養失調で倒れて救急車で運ばれたと言うんです。それほどまで困窮していると。実態調査すべきではないかというふうに私は問いました。

町として、あるいは単独でできなければ、県とも緊急機関ともあるいは大学とも連携して調査すべきではないですか。どうされますか、調査について明確な答えがありませんでした。

インフラクチンについては、これは納得できませんので、再々質問でやります。

学校解体延期とお別れの閉校式の問題です。実は今日遠くは静岡からも傍聴に来ております。解体延期は難しいという答弁でした。

町長、こうなった原因は原発事故であるということは明らかです。海外からの署名も含めて3,900を超す署名が集まったと言うんです。解体を延期することがそれほど難しいんですか。町として、町民の願いを正面から受け止めて、お金のかかる話じゃないんだから。環境省に延期を要望する、これが必要ではないですか。政治判断ですよ、政治決断ですよ、事務方にはそれはできないでしょう。この町のトップリーダーとして、あなたが町民の思いを受けて交渉すべきだと思います。どうされますか。

閉校式について開催する意向だという答弁がありました。教育長、どういう形で、いつ閉校式を開催する計画ですか。私も登壇でお話ししましたがけれども、呼びかけ人らとも協議をして、最後のお別れ会にふさわしい形式、形態、中身を伴うものにすべきだと思いますけれども、教育委員会の考え方お答えください。次の質問をすると時間がないから、一応ここで再質問終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 私からは学校解体について、名指しで説明せよということでございますので、説明をさせていただきます。

学校解体の延期と閉校式を行うべしということは、非常に私もそういった思いをいたしておりますけれども、過去に遡れば今年の町民懇談会において、学校について解体をするかどうかの協議が始まった段階において、町民からいろんな意見をいただきたいということでございました。それはとりもなおさず学校は心のよりどころであると。そしてまた、文化あるいはスポーツ、歴史の中心施設であると。単なる施設ではないので、皆さん方の意見を聞きながらしっかりとした対応をしないと皆さん方が大変なつらい思いをしてしまうという観点から今まで進めてまいりました。

そういった中で、丁寧な説明と対応を図ってきたと考えておりま

す。そういった中で、今そのような要望があるということは、ふるさと浪江を大事に思って絆や思いを強くしている方々の要望だと承知をしております。しかし、解体の跡地の利用計画がございます。それは今まで学校として利用する傍ら避難場所として利用してまいりました。学校はどの学校も大堀地区を除いては高台にあるものですから。今の災害の多さは異常でありますけれども、そういった中で、学校を避難所として利用した経緯がございます。その中で、現在は、学校はどの学校もそうですが、電気、水道が通っておりません。それに伴ってトイレが使用できないということは避難所として利用できない状況でございます。

そういった中で、早くその防災コミセンの設置を急いでほしいという、ここにお住いの方々の声もたくさんございます。そういった中で、やむを得ず現在の状況に至ったわけですので、皆さん方の思いは非常に理解をしますし、そうだろうなという思いを強くしておりますけれども、解体を延期するということは、その後の事業に影響を及ぼすということで、なかなか難しいと考えております。それから、お別れ会、あるいはさよなら会については教育長のほうから説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） 国への財源の要望についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、被災市町村で連携して国へ要望していくということは非常に大切であると考えてございます。6月29日に双葉地方町村会及び双葉地方町村議長会の連名で、双葉地方の復興再生に向けた要望をしております。その中で、財政について要望もしているところでございます。様々な課題を解消して復興が成し遂げられるまで震災復興特別交付税及び普通交付税の人口特例の継続並びに福島再生加速化交付金、被災者支援総合交付金及び福島生活環境整備帰還再生加速事業の予算確保及び弾力的な運用について、中長期にわたる財源の確保を要望しております。これら以外にも様々な場面で国の大臣級の方がいらしたときなどに、財源について要望させていただいているところでございます。今後も引き続き、要望を続けてまいりたいと考えてございます。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長補佐。

○生活支援課長補佐（中野夕華子君） 町民の生活実態調査については、毎年行っております住民意向調査、こちらについて生活実態についてもこれと併せて調査できるよう関係部署と協議の上、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育長。

○教育長（笠井淳一君） 閉校式の再質問についてお答えします。

過日は呼びかけ人の方々本町にお越しいただきましてありがとうございます。皆様の本当に学校に対する、それから校舎に対する思い、大変ありがたく思っております。

閉校式については、答弁にもありましたように、当初より検討を進めてきたところではございます。そしてその期日については、閉校となる期日、これは4月1日ですが、それとの関係、関連から期日設定については検討しているところでございます。また、内容についてですが、これも過日の意見交換等も踏まえまして連絡等を取り合いながら、また詰めていければなと思っております。いずれにしても、今までの様々な閉校式等の例もございますので、そういった例を踏まえながら、そして皆様のご意見で取り入れられるものがありましたら、取り入れながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 3回目の質問です。

財政の問題で企画財政課長は、郡内の町村とも連携して、あらゆる機会に震災復興交付金等々財政支援の継続を要望していると。これまでの要望活動で具体的にこれは継続しますと、そういう見通しのついたものは何ですか。別な角度から、もし財政支援が打ち切られた場合、浪江町の町民生活支援復興再生事業に財政的にいえば、どれほどの規模の影響を受けるというふうに考えておりますか。お答えください。

それから、最後になりますから端的に。

農業の問題でいうと、帰還困難区域の農業再開支援も含めてなんですけれども、1つは、耕畜連携で放射能で汚染された地区、あるいは農家が農地を耕しながら牛を飼いながら生産活動をする。こういう事業を導入する必要があると思うんです。葛尾村のことも十分調査しておりませんが、家畜の導入やその他の施設整備に村としてあらゆる制度を利用して農業再開、耕畜連携というものに取り組んでいる。今後、町はどうされるかお答えください。

それから、ため池については、国に要望している。周辺の土砂が流入して線量が上がって再度修正をしなければならないと、こういうことを繰り返してきているわけです。これまでも何度かやってきましたが、これからは自然災害等でそういうものは発生するでしょう。金山課長ご存じのとおり、富岡町はため池の持続的な効

果を維持するために、国としてため池の保全管理に支援継続をというものを要望しているんです。現在のままでは、幾ら新設やっにしても再汚染するということは間違いない。これも継続的な保全対策、国にしっかり約束させる必要があると思いますが、どうされますか。

それから、財政の問題について言えば、固定資産税や町民税、公共料金引上げ等による町民負担については、試算も含めてお尋ねしました。町民負担が全体的に軽減できるよう、町は国と財政協議をすべきだと思いますが、どうされますか。お答えください。

それから、生活実態調査との関係で、復興住宅1階にしか緊急通報ベルが設置されていない。二本松石倉団地では、偶然が重なって命拾いしたけれども、このままでは第2第3の犠牲者の重大事故が発生することは間違いありません。そして、各建設事務所に相談をしてください。管理事務所でどうするか相談してください。管理事務所でそんな権限ありますか。住民が今悲鳴を上げているんです。そういうときに、緊急ベルが1階にしかないんです。増設してほしいということを、町は被災者支援という立場から、あるいは県の復興公営住宅設備拡充について、きちんと回答を得られるまで要望していく必要がある。そうされるかどうかお答えください。

それから、インフルワクチンについて、何ら問題ないようなことを言っている、全く違うからね。

1つは、予約制にしたことによって、患者は通常の診療のときに注射してもらえない。車もない、改めて診療所に来てワクチン接種してもらえないんです。どういうことが起きているか。

実は私は苦情をいただいて、直接本人から意見聞きました。町の診療所は何を考えているんだ。そうやって言って悪いけれども、役場職員でさえも町外の医療機関でワクチン接種している。そういう話だと、それだけ問題があるということでしょうと。しかも高齢者施設については、9月の段階で厚生労働前大臣が10月25日までに高齢者については接種しなさいよと。60歳から64歳までの障害のある方も優先して接種しなさいよと、そうならないでしょう。これまでのワクチン接種で、この事項に該当する人は何人いたんですか。なぜできないんですか。しかも診療時間が3時半に打ち切りになる。こういうことの問題とも連動している。

私は、医者は特別な知識と経験と技術があるわけだから、高額な報酬を支払うことについては異論はない。しかし、診療所に行って、ワクチンを接種して命の安全を守りたい、健康保持したい、そういう人ができないんです。見直すべきでしょう。そういう苦情も行っ

ているはずだ。どういうふうに見直すか、改めて答弁。

最後に、学校解体延期の問題です。

町長、町民懇談会でいわゆる意見聞いたけれども、具体的な意見はなかった。しかも学校跡地の再利用の計画がある。だから解体は延期できない。町民は10年近くたっても避難生活、孤独、個別の不安を余儀なくされているんです。そういう人たちの不安にどう応えるかというのが行政でしょう。町長、跡地利用があるから解体延期できないというんだったら、跡地利用を延期したらいいじゃないですか。ということも含めて、別にお金のかかる話じゃない。心のよりどころである学校で、みんなと集まって最後のお別れ会をしたいんだと。今までの思い出もいっぱい詰まっている。これが今後、学校が解体されることによって、あるいは自分の人生からそういう心のよりどころがなくなるかもしれない。だから、みんなが参加できる、さようなら会を開催できるように解体を延期してほしい。こういう要望なんです。お金のかかる話じゃない。

町民の心に寄り添う気持ちがあるならば、町長が町民から言われるまでもなく、そのことを環境省に求めるべきです。町民の心を訴えるべきです。どうされますか、お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者、町長。

○町長（吉田数博君） 最後の学校解体について、まず、答弁をさせていただきます。

先ほど、お答えしたとおりだと考えております。ただ、皆さん方の思いは分かりますので、その中でこういった妥協点を見出すかということに尽きるのかという思いもいたしております。

そういった中で、ただ残念なのはコロナ禍の中で、いつこのコロナ禍が終息するのか。ほとんどの方が見通しが立たない状況の中で、いつまでもその問題を継続といいますか、続けていくことは難しいと。だから、先ほど申し上げたように、苦渋の選択をせざるを得ないというこのことをご理解いただきたいと思います。

そういった中で、お別れ会につきましても、学校の今は解体の準備で何もない状況かと思えますけれども、その学校ごとの時期は違っても、お別れ会は可能だと思います。そういった中で、ただ心配されるのはコロナの災害がどういう状況になるのかということになるかと思えます。

先ほど申し上げましたように、繰り返しになりますけれども、やはり、避難所としての設置をここにおられる方が非常に要望されている実態もございます。そういった中で、皆さん方の思いも理解ができますので、その中での妥協点といいますか、学校のお別れ会、

あるいは閉校式は先ほど申し上げたように、開催をする予定で検討を進めておりますので、ひとつそういった中でのご理解を賜るしか方法はないものと考えております。

それから、先ほどから提案あった農業の耕畜連携、あるいはため池の継続的な保全管理、あるいはベルのこれは県の段階ですが、ベルの1階のみの増設を望むという声につきましては、あした復興大臣が見えられますので、このことについては、ひとつ真剣に対応を求めてまいりたいと思います。

また、12月21、22日については、双葉地方町村会において、国におきましては、自民党、内閣府、復興庁、総務省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省、ここに15項目にわたって要望を重ねてまいりますので、この中でしっかりと皆さん方の今日いただいた意見を含めてしっかりと要望を重ねてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） これまでの要望活動により見通しがついていたものというご質問でございますが、要望によりお答えをいただくということはまれでございます、お答えをいただいたものは今のところはございません。毎年しっかりと要望してまいりたいと、それが肝要ではないかというふうに考えているところでございます。さらに、その様々なそういう財源措置があった場合に、それに対する各個別の事業を申請していく。その際にも、しっかりと町の置かれた状況を説明して、事業採択になるように説明してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、財政支援打ち切られた場合の影響でございますが、本日、多数ご質問をいただいておりますが、国県の財政支援、これによって事業を行っているいわゆる依存財源でございますが、これが6割を超えるという状況でございます。

さらに申し上げれば、基金によって、事業を実施している部分がございますが、基金はもとをただせば国及び県からの依存財源によって積立てた基金でございますので、それらを依存財源としてカウントしたとすれば、9割近くの財源が国県に依存している財源となっております。これらがなくなるというのは非常に大きな影響がございます。しっかりと要望活動を続けてまいりたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） インフルエンザの予防接種の件

についてお答えいたします。

今回、浪江診療所が予防接種について完全予約制を取ったことについては、新型コロナウイルス感染症予防のために待合室を密にしないためでございます。このことについては、ぜひご理解いただきたいと思います。

先ほども申しましたように、15分単位で最大10名の受付をしております、待合室が密にならないようにしております。

また、今回の予防接種により65歳以上の優先接種者、これは10月で222名、11月、96名、12月、16名で、11月末現在で合計334名となっております。

また、今回は何分にも初めての対策であり、いろいろ至らなかった点はございます。その点については、来年度も新型コロナウイルス感染症が収束していない場合には改善して、もっとよりよい方法でインフルエンザ予防接種を行っていきたいと考えております。

以上でございます。

〔何事か呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 暫時休憩します。

（午後 4時20分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午後 4時20分）

○議長（佐々木恵寿君） 以上で16番、馬場績君の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） 以上で本日の日程は全部終了しました。本日はこれで散会します。

（午後 4時21分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和 2 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 2 号）

令和 2 年 1 2 月 9 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 | |
| 日程第 2 | 議案第 1 3 9 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 3 年度の町税の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 4 0 号 | 浪江町震災遺構の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 1 号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 5 | 議案第 1 4 2 号 | 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その 2） |
| 日程第 6 | 議案第 1 4 3 号 | 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4 工区）） |
| 日程第 7 | 議案第 1 4 4 号 | 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工 2）） |
| 日程第 8 | 議案第 1 4 5 号 | 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（建築）） |
| 日程第 9 | 議案第 1 4 6 号 | 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（電気設備）） |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 4 7 号 | 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（機械設備）） |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 4 8 号 | 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（建築）） |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 4 9 号 | 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（電気設備）） |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 5 0 号 | 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（機械設備）） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 5 1 号 | 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（建築）） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 5 2 号 | 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（電気設備）） |
| 日程第 1 6 | 議案第 1 5 3 号 | 工事請負契約の締結について（アスレチ |

			ック施設新築工事（機械設備））
日程第 1 7	議案第 1 5 4 号		工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事）
日程第 1 8	議案第 1 5 5 号		工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））
日程第 1 9	議案第 1 5 6 号		工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線道路改築工事（4 工区））
日程第 2 0	議案第 1 5 7 号		令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 1	議案第 1 5 8 号		令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 2	議案第 1 5 9 号		令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 3	議案第 1 6 0 号		令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 1 6 1 号		令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 5	議案第 1 6 2 号		令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 6	議案第 1 6 3 号		令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 7	同意第	4 号	監査委員の選任について
日程第 2 8	同意第	5 号	教育委員会委員の任命について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	生活支援課長補佐兼 避難生活支援係長兼 仮設津島診療所 事務局長補佐	中野夕華子君
産業振興課長	清水中君	農業水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長補佐兼 にじいろこども園長	門馬純子君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長 厚 志 君
書 吉 田 記
鎌 田 典 太 朗 君

主 任 主 查 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎請願・陳情の付託

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。
今期定例会において受理した請願1件は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付した請願・陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託します。
なお、所管常任委員会は、会期中に審議の上、議長宛てに報告願います。
-

◎議案第139号から同意第5号までの一括上程、説明

- 議長（佐々木恵寿君） お諮りします。
日程第2、議案第139号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の制定についてから日程第28、同意第5号 教育委員会委員の任命についてまでを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。
[「異議なし」と呼ぶ者あり]
○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。
よって、日程第2、議案第139号から日程第28、同意第5号までを一括議題とします。
日程第2、議案第139号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。
提案理由の説明を求めます。
町長。
○町長（吉田数博君） おはようございます。
それでは、議案第139号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者等の納付すべき令和３年度の町税を減免するため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案によりご説明申し上げます。

１ ページをご覧ください。

第１条は、制定の趣旨でございます。東日本大震災及び原子力災害の被害を受けた納税義務者の令和３年度の固定資産税の減免については、浪江町税条例の規定に関わらず、今回制定の条例の定めるところによるものとしたものでございます。

第２条は、用語の定義でございます。東日本大震災、原子力災害等の用語の意義を記述したところでございます。

２ ページをご覧ください。

第３条は、固定資産税の減免でございます。

第１号は、旧居住制限区域及び旧避難指示解除準備区域の土地と家屋については４分の１を減免するものでございます。

第２号は、被災した住宅用地の代替として取得した住宅用地の特例について、地方税法での規定では、取得期限が解除後、３か月以内としているところを、令和３年度、固定資産税の賦課期日まで延長するとともに、旧避難指示解除準備区域にも適用するものでございます。

第３号は、第２号適用分について免税点以下相当となる場合の減免規定でございます。

第４号は、被災した住宅の代替として新たに取得した住宅について、第２号と同様、特例適用するための取得期日の延長と旧避難指示解除準備区域への適用をするものでございます。

３ ページをご覧ください。

第４条は、委任でございます。条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定めるとしたものでございます。

附則といたしまして、この条例は令和３年４月１日から施行するとしたところでございます。

なお、議案第139号資料に概要をまとめてございますので、後ほどご確認いただければと思います。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第３、議案第140号 浪江町震災遺構の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第140号 浪江町震災遺構の設置及び管理に関する条例の制定について、ご説明いたします。

本案は、震災遺構の整備に伴い、施設の設置及び管理について必要な事項を定めるため、条例の制定を行うものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案第140号により説明いたします。

第1条では、震災遺構を設置することで、東日本大震災の脅威や教訓とともに、地域の記憶や記録を後世に伝え、来館者の防災意識の向上に資することを目的としております。

第2条では、震災遺構の名称及び設置場所について規定しております。

第3条では、被災した請戸小学校の校舎や体育館等を震災伝承施設とし、新たに整備した施設の管理等を規定しております。

第4条では、第1条に掲げる目的の達成に必要な業務に関して規定しております。

第5条では、地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、法人その他の団体であって、町長が指定する者（指定管理者）に震災遺構の管理を行わせることが可能であることを規定しております。

第6条では、第5条の規定により、指定管理者による管理とした場合、指定管理者が行う業務について規定しております。

第7条では、震災遺構の開館時間及び休館日について規定しております。運用については、別に規則を定めます。また、指定管理者に管理を行わせる場合において、指定管理者は、施設の利用形態や入館者の利便性を勘案し、町長の承認を得て、開館時間や休館日の変更、または臨時に休館日を定めることが可能となります。

第8条につきましては、入館料について設定しております。個人利用一般300円から設定しており、団体料金も設定しております。

第9条では、入館料の減免について規定しております。運用については、別に規則で定めます。

施行日等について。この条例は規則で定める日から施行いたします。震災遺構を共用するに当たり、必要な準備行為は、この条例の施行の日前においても行うことができることとする規定です。

以上です。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第141号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第141号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について、ご説明いたします。

本案は、地方税法等の一部が改正されたことに伴い、浪江町国民健康保険税条例の一部改正をするものであります。

詳細については、住民課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） それでは、議案第141号資料1によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。

2 ポツの主な改正内容でございますが、第23条第1項第1号から第3号の国民健康保険税の減額の改正となります。

中ほどの表をご覧くださいと思います。

国民健康保険税の減額となる軽減判定所得基準を、個人所得課税の見直しにより、給与所得控除並びに公的年金等控除が10万円引き下げられたことから、7割軽減、5割軽減及び2割軽減について国民健康保険の基礎控除の額を33万円から43万円に10万円引き上げるとともに、2人以上一定額以上の所得がある給与所得者、公的年金等所得者がいる世帯については、基礎控除額10万円の引上げだけでは不利益を生じることから、10万円に被保険者のうち、一定の給与所得者等の数から1を減じた数を乗じて得た金額を加えることとしたものでございます。

議案第141号資料2をご覧くださいと思います。

こちらは給与所得者並びに公的年金等所得者の改正前、改正後の軽減判定の計算例となります。

まず1ページは、7割軽減の計算例となります。次に2ページですが、5割軽減の計算例となります。3ページでございますが、こちらは2割軽減の計算例となります。それぞれのページにおいて、改正前と変わらず改正後においても、それぞれの軽減に該当することをご確認いただけるかと思います。

この改正は、令和3年1月1日施行の個人所得課税の見直しに伴い、国民健康保険税の軽減判定に関して不利益が生じないよう、国民健康保険税の軽減判定所得基準等の見直しを行うものでございます。

施行期日でございますが、この条例は、令和3年1月1日からの施行となります。この条例による改正後の浪江町国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適

用し、令和２年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例によることとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第５、議案第142号 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その２）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第142号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その２について、なみえ復興特定建設工事共同企業体、代表者、東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第２条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、産業振興課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） まず最初に、議案によりご説明申し上げます。

- １、契約の目的、浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その２。
- ２、施工箇所、浪江町大字棚塩字赤坂地内。
- ３、契約の方法、随意契約。
- ４、契約金額、３億2,450万（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額2,950万円）。

５、契約の相手方、なみえ復興特定建設工事共同企業体、代表者、福島県双葉郡浪江町大字藤橋字原59番地１。東北工業建設株式会社、代表取締役、戸川聡。

６、工期、議会の議決を得た日より令和３年９月30日まで。

次のページの資料のほうをご覧ください。

外構工事の平面図となりますが、棚塩産業団地の３街区におきまして木材製品生産拠点施設の集成材棟のある敷地でございます。

資料の右上に記載してございます四角枠内の記載内容が、主な工事概要ですが、オレンジ色がアスファルト舗装、グレー色がコンクリート舗装、緑色が植栽、敷地外枠の赤い枠線がフェンス、そのほかに排水側溝設置工事などを行うものです。

同敷地内では、現在、なみえ復興特定建設工事共同企業体による建築工事、集成材と倉庫と事務所棟の建築工事及び給排水等の地下埋設工事が行われておりまして、建築工事と外構工事の一体的な施

工により、効率かつ工期短縮が図られることから、随意契約によりなみえ復興特定建設工事共同企業体と契約を締結するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第143号 工事請負契約の締結について（町道請戸港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第143号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札より落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、まず議案第143号議案書にてご説明をいたします。

- 1、契約の目的、町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区）。
 - 2、施工箇所、浪江町大字請戸字北堅地内。
 - 3、契約の方法、指名競争入札。
 - 4、契約金額、3億8,390万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,490万円）。
 - 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2。横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。
 - 6、工期、議会の議決を得た日から令和4年1月31日までです。
- 議案資料1をご覧ください。

同路線の図面です。本路線の工事箇所は、請戸住宅団地から町道堀内新町線と県道広野小高線の交差点までの区間です。これまで路体の安定のために暫定盛土工事をしてきましたが、安定させる工事が終了しましたので、区間全体の仕上げの工事となります。

資料1の左側が標準断面図です。車道は3メートルの2車線、路肩を挟み3.5メートルの歩道を設置いたしまして、全幅で11メートルです。

下の表をご覧ください。工事概要を申し上げます。

施工延長960メートル、擁壁工320.9平方メートル、1号横断函渠工29.7メートル、側溝工1,149.7メートル、舗装工6,870平方メートルです。

工事箇所については、資料の右側、平面図をご覧ください。図面左側、赤の引き出し線のナンバー55から1枚おめくりいただいて、平面図2の図面の右側に南北の道路標示が、こちらが県道広野小高線で、交差点の先、赤い引き出しのナンバー103までの960メートルが工事区間となります。中央やや右側、ナンバー90のところが現在の町道堀内新町線との合流地点です。

資料2をご覧ください。

入札の執行結果表ですので、後ほどご覧ください。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第144号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第144号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、144号議案書にてご説明をいたします。

- 1、契約の目的、町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2）。
- 2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺東地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、1億670万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額970万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年10月29日までです。

議案資料 1 をご覧ください。

同路線の橋梁部の図面です。本工事箇所は、幾世橋住宅団地の東側に新たに架けます橋梁の下部工周りの護岸工事になります。真ん中の矢印が請戸川の流れる方向です。流れる方向、下流側に背を向けまして、右側が右岸、左側が左岸になります。

図面中央の横の細い線が橋梁の桁の表示です。図面の左側の右岸側をご覧ください。施工延長81.6メートルは管理道路の延長です。緑色に挟まれた赤い点線の表示が橋台です。この橋台の両側の緑色のところが、橋台部の護岸の表示となります。また、工事箇所は、堤防が高いところと河床部の2段になっておりまして、青色の標示は、堤防の一段低くなったところの護岸の標示です。図面の右側は、左岸側で、表示の仕方は右岸側と同じでございます。

図面の下側に、護岸工と管理道路の標準断面を表示しております。

右下の表をご覧ください。工事概要を申し上げます。

管理道路盛土6,143.9立方メートル、防護柵187.2メートル、護岸工右岸の橋台が421.5平方メートル、護岸工右岸の低水部分が54.3平方メートル、護岸工で左岸の橋台部分が374.7平方メートル、同じく護岸工の左岸の低水部が419.3平方メートルです。

続いて、資料 2 をご覧ください。

入札の執行結果表ですので、後ほどご覧いただきたいと思います。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 8、議案第145号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第145号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、介護関連施設新築工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、介護関連施設新築工事（建築）。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、8億7,450万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額7,950万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日まで。

次のページをお開きください。

資料1、本工事は、図面左側の赤枠の地に木造2階建て、1,936.73平方メートルの介護関連施設でございます。

次のページをお開きください。

資料2、介護関連施設の1階平面図となります。緑枠内に事務所棟、赤枠内に介護施設棟でございます。

図面の下側に今回の主な工事概要が記載されております。事務所棟につきましては、緑枠の右上側に管理室、左上側に事務所小1、事務所小2、左下側に事務所の大、中央に打合せスペース、右下側にカフェとなります。

介護施設棟につきましては、赤枠の左上側にデイ事務所、中央に食堂・機能訓練室、左中段に相談室、中央上段に厨房、その下に検収室、右上側に浴室、右下側に個室1、個室2、個室3となります。

次のページをお開きください。

事務所棟の2階平面図となります。左下側に事務所中の1、事務所中の2、左上側から大会議室、小会議室、右上側に備蓄倉庫となります。

次のページをお開きください。

資料3は、立面図となります。図面中央の南側立面図が正面から見た立面図となっております。

次のページをお開きください。

資料4は、入札の執行結果が記載しております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第146号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（電気設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第146号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、介護関連施設新築工事（電気設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条

例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、介護関連施設新築工事（電気設備）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億4,520万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,320万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小野田字下原41番地、有限会社浪江電設、代表取締役、阿部雅彦。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日まで。

次のページをお開きください。

資料1、本工事は、図面左側の赤枠位置でございます。

次のページをお開きください。

資料2は、介護関連施設の1階平面図となります。図面下側に工事概要を記載しております。主な電気設備工事の内訳については、屋内電灯設備、動力設備、構内情報通信網設備、電話配管、配線設備、映像・音響設備、拡声設備、誘導支援設備、テレビ共同受信設備、火災報知設備、動力監視設備、構内配電線路、構内通信線路となります。

次のページをお開きください。

こちらは2階の平面図となります。

次のページをお開きください。

資料3は、入札の執行結果が記載されております。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第147号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（機械設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第147号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、介護関連施設新築工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、介護関連施設新築工事（機械設備）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億4,520万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,320万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日まで。

次のページをお開きください。

資料1で、本工事は、図面左側の赤枠位置でございます。

次のページをお開きください。

資料2は、介護関連施設の1階平面図となります。図面下側に工事概要を記載しております。主な機械設備工事の内訳については、空気調和設備、換気設備、床暖房設備、循環ファン設備、自動制御設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備、給湯設備、消火設備、ガス設備となっております。

次のページをお開きください。

こちらは2階平面図となります。工事の内訳については、前のページに記載してあるとおりでございます。

次のページをお開きください。

資料3は、入札の執行結果でございます。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第148号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第148号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、まちづくり支援施設改修工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、まちづくり支援施設改修工事（建築）。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、4億3,450万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,950万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字権現堂字上蔵役目17番地1、株式会社泉田組、代表取締役、泉田征慶。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日までとしております。

次に、次ページ資料1をご覧ください。

本工事は、町民の相互交流による地域活性化に向けた各種イベント、展示、余暇活動等の地域交流の拠点としてまちづくり支援施設を整備するものでございます。

整備概要ですが、配置図上、赤で示しております。旧コスモス保育園1,524平方メートルを改修し、まちづくり支援施設とするものでございます。

次ページをお開きください。

資料2は、平面図となります。資料中央右側に改修内容を記載しております。遊戯室として利用されていた建物中央部分は、図書コーナー、児童図書コーナーに改修いたします。隣接部分には、展示・談話コーナーを設置いたします。また、保育室等で利用されていた部分は、会議室及び和室に改修いたします。調理場として利用されていたスペースには、調理室と男女トイレ及び多目的トイレを設置することとしております。

次ページをお開きください。

資料3及び4は、立面図になります。

入札執行結果については、次ページ資料5に掲載しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第149号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（電気設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第149号 工事請負契約の締結についてご説明いたします。

本案は、まちづくり支援施設改修工事（電気設備）について、地

方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社横電、代表取締役、横山政治と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案書により説明いたします。

1、契約の目的、まちづくり支援施設改修工事（電気設備）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、1億2,980万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額1,180万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字立野字荒屋敷69番地2、株式会社横電、代表取締役、横山政治。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日までとしております。

次に、次ページ資料1は、配置図となっております。

次ページをお開きください。

資料2は、平面図となります。図面中央右側に改修内容を記載しております。上段から屋内電灯設備、動力設備など、建物に係る電気設備の改修工事一式となっております。

入札執行結果については、次ページ資料3に掲載しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第150号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（機械設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第150号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、まちづくり支援施設改修工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、まちづくり支援施設改修工事（機械設備）。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、9,130万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額830万円）。
- 5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字小高瀬原197番地、株式会社小黒設備工業、代表取締役、小黒陽子。
- 6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日までとしております。

次に、次ページ資料1は、配置図となっております。

次ページをお開きください。

資料2は、平面図となります。図面中央右側に、改修内容を記載しております。上段から、空気調和設備、換気設備など、建物に係る機械設備の改修工事一式となっております。

入札執行結果については、次ページ資料3に掲載しております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第151号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（建築））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第151号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、アスレチック施設新築工事（建築）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘と契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案書によりご説明いたします。

- 1、契約の目的、アスレチック施設新築工事（建築）。
- 2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。
- 3、契約の方法、指名競争入札。
- 4、契約金額、5億9,070万円（うち取引に係る消費税及び地方

消費税の額5,370万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地2、横山建設株式会社、代表取締役、横山佳弘。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日までとしております。

次ページをお開きください。

資料1は、配置図となっております。本工事は、旧ふれあいセンターなみえの敷地内に、町民の運動機会を確保するための屋内型運動施設としてアスレチック施設を整備するものでございます。

次ページをお開きください。

資料2は、平面図となっております。資料の右下に工事の概要を記載しております。構造は、木造1階建て、延べ面積は979.08平方メートルとなっております。子供たちが運動するスペースとして、プレイスペース、ボルダリングコーナー、ベビーコーナーなどを整備するほか、事務室、授乳室、休憩コーナー等を整備いたします。

次ページをお開きください。

資料3は、施設の立面図となっております。

入札執行結果については、次ページ資料4に記載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第152号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（電気設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第152号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、アスレチック施設新築工事（電気設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった双葉設備工業株式会社、代表取締役、志賀さないと契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、アスレチック施設新築工事（電気設備）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、5,830万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額530万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字込堂60番地1、双葉設備工業株式会社、代表取締役、志賀さない。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日までとしております。

次ページをお開きください。

資料1は、配置図となっております。

次ページをお開きください。

資料2は、平面図となります。図面右下に工事の概要を記載しております。電気設備工事といたしまして、屋内電灯設備、動力設備、映像、音響設備、構内配電線路設備等となっております。

入札結果につきましては、次ページ資料3に記載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第153号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（機械設備））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第153号 工事請負契約の締結について、ご説明いたします。

本案は、アスレチック施設新築工事（機械設備）について、地方自治法第234条第1項の規定による指名競争入札により落札者となった双葉設備工業株式会社、代表取締役、志賀さないと契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

詳細については、教育次長補佐に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 教育次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、アスレチック施設新築工事（機械設備）。

2、施工箇所、浪江町大字権現堂字矢沢町地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、6,930万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額630万円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字高瀬字込堂60番地1、

双葉設備工業株式会社、代表取締役、志賀さない。

6、工期、議会の議決を得た日から令和3年12月28日までとしております。

次ページをお開きください。

資料1は、配置図となっております。

次ページをお開きください。

資料2は、平面図となります。図面右下に工事の概要を記載しております。機械設備工事といたしまして、空気調和設備、換気設備、衛生器具設備、給水設備、排水設備等となっております。

入札執行結果については、次ページ資料3に記載しております。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第154号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第154号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、沢目ため池環境保全整備工事について、契約変更を行うものであります。現在の契約金額は3億9,380万円ですが、1億582万7,700円を増額し、4億9,962万7,700円に変更するものであります。

また、現在の工期は令和3年3月26日ですが、令和3年10月29日に変更するものであります。

詳細については、農林水産課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 議案書によりご説明いたします。

1、契約の目的、沢目ため池環境保全整備工事。

2、施工箇所、浪江町大字末森字沢目地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前3億9,380万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額3,580万円）。変更後4億9,962万7,700円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額4,542万700円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字川添字中上ノ原120番地1、東北土木株式会社、代表取締役、鈴木仁根。

6、工期、変更前、令和2年6月17日から令和3年3月26日。変更後、令和2年6月17日から令和3年10月29日までです。

次に、議案資料1をご覧ください。

降雨等により当初設計した対策範囲外まで湛水していたことから、

湛水範囲を見直し、対策工事範囲外の底質の放射性物質濃度を調査いたしました。その結果、沢目第1・第2ため池で計1万416平方メートルが8,000ベクレル・パー・キログラムを超過した底質であることが判明したことから、新たに対策範囲として追加するものです。また、対策範囲を追加したことにより、工期を令和3年10月29日まで延長するものです。内訳は、変更内容の表のとおりとなります。

次に、議案資料2をお開きください。

沢目第1ため池の平面図となります。今回、施工範囲を特定するために必要な調査として、青丸で表示したP点2か所の柱状採泥を実施しております。赤丸は、平成30年の調査箇所です。放射性物質濃度の結果は、表示した値のとおりです。黄色の表示は、当初契約のポンプ浚渫の範囲となり、今回追加となるのは①水色の範囲で、ポンプ浚渫により浚渫深20センチメートルの範囲が956平方メートル及び②黄緑色の範囲で直接掘削により掘削深20センチの範囲が244平方メートルとなります。

次に、議案資料3をお開きください。

沢目第2ため池の平面図です。こちらも同様に施工範囲を特定するために、青丸で表示したP点2か所の柱状採泥、S点6か所の表層採泥の計8か所で実施いたしました。その各点の調査結果は、お示ししたとおりとなります。黄緑色と黄色の範囲が、当初契約のポンプ浚渫の範囲となり、今回追加となるのは③オレンジ色の範囲で、直接掘削により掘削深15センチメートルの範囲が9,216平方メートルとなります。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第155号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第155号 工事請負契約の変更について、ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工）について、契約変更を行うものであります。

現在の契約金額は3億9,435万円ですが、3,233万円100円を減額し、3億6,201万9,900円に、また工期は令和3年2月26日ですが、令和3年3月31日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） では、議案書によりご説明をいたします。

1、契約の目的、町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字来福寺東地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前 3 億 9,435 万円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,585 万円）。変更後 3 億 6,201 万 9,900 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 3,291 万 900 円）。

5、契約の相手方、福島県郡山市西田町鬼生田字阿広木 1 番地、矢田工業株式会社、代表取締役、成田正樹。

6、工期、変更前、令和元年 6 月 11 日から令和 3 年 2 月 26 日までを、変更後、令和元年 6 月 11 日から令和 3 年 3 月 31 日までです。

資料 2 をご覧ください。

本工事箇所は、幾世橋団地の東側に位置します請戸川に架けます新しい橋の上部工工事です。真ん中の矢印が、請戸川の流れる方向です。流れる方向、下流側に背を向けまして右が右岸、左が左岸です。図面中央の赤い線で横に引かれた線が、橋の表示になります。工事をするための作業場所を作業ヤードといいまして、赤い表示は右岸側、A 1 橋台側、青い表示は左岸側、A 2 橋台側の作業ヤード場所になります。この橋の場合は、右岸、左岸両側に作業ヤードを設置して、橋の桁の仮設などをする予定でした。

資料 1 をご覧ください。

理由書です。

変更内容を申し上げます。

まず、仮設工、A 1 橋台側作業ヤード、右岸側になります。下部工工事で使用しました作業ヤードを引き続き上部工の仮設工事に利用したため、設置工事について変更するものです。設置については、盛土 6,389 立方メートルをゼロにします。

続いて、A 2 橋台側作業ヤード、左岸側です。河川協議者との協議によりまして、作業ヤードを盛土せずに河川敷内を利用したため、設置工事を変更するものです。設置 2,745.1 立方メートル、撤去 2,770.2 立方メートルをゼロにするものです。

また、交通誘導員の人数を実績により変更したいとするものです。交通誘導員 289 人を 50 人にします。

工期について、首都圏の公共工事の増大によりまして、鋼材製造納入に想定以上の日数を要しました。また、工場製作においても、新型コロナウイルス対策によりまして、3 密回避のため作業場や出

勤制限により製作工程が遅れたものです。

変更前が令和3年2月26日を、変更後は令和3年3月31日とした
いものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第156号 工事請負契約の変
更について（町道一里檀大町線道路改築工事（4工区））を議題と
します。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第156号 工事請負契約の変更について、
ご説明いたします。

本案は、町道一里檀大町線道路改築工事（4工区）について、契
約変更を行うものであります。

現在の契約金額は8,305万円ですが、1,702万4,700円を増額し、
1億7万4,700円に、また工期は令和3年2月26日ですが、令和
3年3月31日に変更するものであります。

詳細については、まちづくり整備課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 議案書により説明をいたします。

1、契約の目的、町道一里檀大町線道路改築工事（4工区）。

2、施工箇所、浪江町大字幾世橋字広内地内。

3、契約の方法、指名競争入札。

4、契約金額、変更前8,305万円（うち取引に係る消費税及び地
方消費税の額755万円）。変更後1億7万4,700円（うち取引に係る
消費税及び地方消費税の額909万7,700円）。

5、契約の相手方、福島県双葉郡浪江町大字幾世橋字辻前12番地
2、横山建設株式会社、代表取締役社長、横山佳弘。

6、工期、変更前が令和元年9月20日から令和3年2月26日まで
を、変更後、令和元年9月20日から令和3年3月31日まで。

議案資料をご覧ください。

本路線は、議案第155号の橋梁部から北側へつながります県道長
塚請戸浪江線までの工事であります。

理由書です。

変更内容を申し上げます。

道路土工、土砂の仮置き場からの運搬ルートを周辺の工事情に
考慮しまして運搬距離を変更したいとするものです。1.8キロメー
トルから4.8キロメートルに変更いたします。

法面工、法面の植生は、当初、種子散布を予定しておりましたが、

法面の状況や露出条件により客土吹きつけに変更したいとするものです。

管渠工、道路の排水ルートの見直しによりまして、6号横断管渠工28.8メートルを削除するものです。

仮設工、交通誘導員の人数を実績により変更したいとするものです。121人から221人に変更いたします。

準備工、工事施工により発生しました支障木・竹の処分を実績により変更するものです。当初はありませんでしたが、23.3トン計上させていただきます。

工期の変更について。近接する橋梁整備工事、上部工の遅れによりまして、橋梁等本線部の舗装部の施工調整のため工期を変更したいとするものです。変更前が令和3年2月26日を、変更後、令和3年3月31日とするものです。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ここで10時20分まで休憩とします。
(午前10時05分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前10時20分)

○議長（佐々木恵寿君） 日程第20、議案第157号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第157号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第6号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,379万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を418億2,539万5,000円とするものであります。

詳細については、企画財政課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 企画財政課長。

○企画財政課長（西 健一君） それでは、予算書の事項別明細書によりご説明申し上げます。

9ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

款1町税、項1町民税、目2法人5,645万円の増につきましては、9月までの実績及び3月までの収入見込みにより増でございます。

項 2 固定資産税2,500万円の増につきましては、償却資産分が増額となる見込みにより増でございます。

次に、10ページをお開きください。

款14国庫支出金、項 3 委託金、目 1 総務費委託金622万3,000円の減につきましては、原子力災害避難区域等帰還・再生加速事業委託金の減でございます、タブレット事業の歳出の減による減でございます。

次に、11ページ、款15県支出金、項 2 県補助金、目 4 農林水産業費県補助金5,401万2,000円の増につきましては、主に作付再開水田の均平化支援ほか営農再開支援事業補助金の増によるものでございます。

次に、12ページ、款16財産収入、項 2 財産売払い収入、目 2 不動産売払い収入798万9,000円の増につきましては、御殿南分譲地売払い収入の増でございます。

款17寄附金、項 1 寄附金、目 4 ふるさと納税1,050万円の増につきましては、収入実績及び年度末までの収入見込みにより増でございます。

款18繰入金、項 2 基金繰入金、目 1 財政調整基金繰入金7,575万5,000円の減につきましては、町税の増など一般財源の確保により繰入れの減でございます。

款20諸収入、項 5 雑入、目 1 雑入9,820万円の増につきましては、主に節 2 弁償金の増でございます、平成24年度行政経費に係る損害賠償の一部支払い見込みの確定により、原子力損害賠償金の増でございます。

次に、14ページから歳出でございます。

款 2 総務費、項 1 総務管理費、目 2 文書広報費622万3,000円の減につきましては、タブレット事業におきまして、アプリケーションのスマートフォンへの移行説明会等を職員が直営で行うことにしたことや、アプリケーション等の改修コンサルが発生しない見込みであること等により、減でございます。

目 3 財政管理費 1 億263万9,000円の増につきましては、節11役務費につきましては、ふるさと納税の増によるポータルサイトへの手数料の増でございます、3割の返礼品分を含むものでございます。

また、節24積立金につきましては、平成24年度の行政経費の賠償金を基金に積み立てるものでございます。

次に、15ページ、款 3 民生費、項 1 社会福祉費、目 1 社会福祉総務費793万4,000円の増につきましては、主に節19扶助費の増でございます、新型コロナウイルス感染症による休校の影響で、サービ

ス利用者が増えたことによる障害児給付金の増でございます。

次に、17ページ、款6農林水産業費、項1農業費、目4農業振興費540万5,000円の増につきましては、主に節12委託料の増でございます、農地の生産向上に向けた堆肥散布に要する経費について、南棚塩の来年度作付予定地分の増でございます。

目6営農再開支援事業費4,548万2,000円の増につきましては、令和2年度作付を行った水田の均平化を行うため、営農再開支援事業補助金の増でございます。

18ページ、款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費900万円の増につきましては、節12委託料につきましては、公共用地にあるコンクリート不要物等を処分するため、不要資材処分業務委託料の増でございます。

節13使用料及び賃借料につきましては、町道の維持に係る重機借り上げ料の増でございます。

次に、20ページ、款10教育費、項2小学校費、目2教育振興費676万3,000円の減につきましては、事業実績によります海外学習事業委託料の減でございます。

次に、6ページにお戻りください。

第2表は、繰越明許費の追加でございます。款6農林水産業費、項2農業土木費、事業名、沢目ため池環境保全整備事業につきましては、施工範囲の増により、年度内に完了することができない見込みとなりましたので、繰越明許を設定するものでございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第21、議案第158号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第158号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ50万円を追加し、歳入歳出予算の総額を37億5,035万2,000円とするものあります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

初めに、歳入についてご説明いたします。

6ページをお開き願います。

款 6 繰入金、項 1 他会計繰入金、目 1 一般会計繰入金50万円の増、これは事務費等繰入金でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。

7 ページをご覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費50万円の増、これは国保連合会への共同電算処理手数料の件数増加分を増額するものでございます。

次に、款 7 諸支出金、項 1 償還金及び還付加算金、目 3 償還金 439万6,000円の増、これは前年度の事業確定による償還金でございます。

最後に、款 8 予備費 439万6,000円を減額するものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第22、議案第159号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第159号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ64万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億6,378万2,000円とするものであります。

詳細については、浪江診療所事務長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 浪江診療所事務長。

○浪江診療所事務長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書によりご説明いたします。

6 ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 7 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 仮設津島診療所国庫補助金32万1,000円の増、目 2 浪江診療所国庫補助金32万1,000円の増、これにつきましては令和3年3月に運用予定のオンライン資格確認システム導入に伴う整備補助金となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款 1 総務費、項 1 施設管理費、目 1 仮設津島診療所管理費116万円の増でございます。主なものとしては、節12委託料66万円の増。こちらはオンライン資格確認システム整備委託料でございます。節

17備品購入費30万円、こちらは医師用パソコンの購入費でございます。

目2浪江診療所管理費78万円の増。主なものとしては節12、66万円の増、こちらもオンライン資格確認システム整備委託料でございます。

続きまして、款2医業費、項1医業費、目2浪江診療所医業費42万円の増。こちらは、新型コロナウイルス感染症対策消耗品の購入費となります。

最後に、款3予備費171万8,000円の減。こちらにつきましては財源調整によるものでございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第23、議案第160号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第160号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,095万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7,063万8,000円とするものであります。

詳細については、住宅水道課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 歳入歳出補正予算事項別明細書6ページをお開きください。

歳入予算についてご説明いたします。

款6繰越金1,095万9,000円の増は、前年度歳計剰余金の額確定によるものでございます。

7ページをご覧ください。

歳出予算になります。

款1農業集落排水事業費、項1農業集落事業費、目3農業集落排水維持管理費112万4,000円の増は、主に節10需用費110万円の増で、これは処理水量の増加により高瀬浄化センターの光熱水費が増加したことによるものです。

最後に、款3予備費983万5,000円の増は、歳入歳出予算の調整によるものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第24、議案第161号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第161号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ123万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を32億1,097万4,000円とするものであります。

詳細については、介護福祉課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） 予算書事項別明細書6ページをお開きください。

歳入についてご説明いたします。

款3国庫支出金、項2国庫補助金64万9,000円の増、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の補助金であります。

款7繰入金、項1一般会計繰入金58万9,000円の増、総務費、一般管理費の補正増に伴う一般会計からの繰入金です。

7ページをお開きください。

歳出についてご説明いたします。

款1総務費、項1総務管理費123万8,000円の増。主なものは、節12委託料、介護報酬改定等に伴うシステム改修委託料であります。

款2保険給付費、項2介護予防サービス等諸費、目2地域密着型介護予防サービス給付費150万円の減。当初見込みより減少していることによるものです。

目4介護予防住宅改修費150万円の増。介護予防住宅改修利用者が当初見込みより増加していることによるものです。

説明は以上となります。よろしくをお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第25、議案第162号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第162号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、ご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ107万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を9,256万2,000円とするものであります。

詳細については、健康保険課長に説明させます。

○議長（佐々木恵寿君） 健康保険課長。

○健康保険課長（掃部関 久君） それでは、事項別明細書によりご説

明申し上げます。

6 ページをお開き願います。

まず、歳入についてご説明いたします。

款 3 繰入金、項 1 一般会計繰入金、目 1 事務費繰入金 85 万 9,000 円の増。

次に、款 6 国庫支出金、項 1 国庫補助金、目 1 高齢者医療制度円滑運営事業費補助金 21 万 4,000 円の増。こちらにつきましては、後期高齢者医療制度見直し等のシステム改修のための補助でございます。

次に、歳出についてご説明いたします。

7 ページをご覧ください。

款 1 総務費、項 1 総務管理費、目 1 一般管理費 107 万 3,000 円の増。こちらについては、後期高齢者システム改修業務委託料でございます。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 26、議案第 163 号 令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 議案第 163 号 令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）について、ご説明いたします。

本案は、収益的収入で 2 億 8,750 万円を追加するものです。

詳細については、住宅水道課長に説明をさせます。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 説明書によりご説明させていただきます。

最終ページ、6 ページをお開きください。

収益的収入であります。款 1 水道事業収益、項 2 営業外収益、目 2 雑収益 2 億 8,750 万円の増は、その他雑収益でありまして、これは東京電力からの賠償金についての増額補正をするものであります。

説明は以上です。よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第 27、同意第 4 号 監査委員の選任についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第 4 号 監査委員の選任について、ご説明いたします。

本案は、現監査委員の根岸弘正氏が、令和 2 年 12 月 31 日付で任期

満了になることから、後任委員として山本邦一氏を選任するため、地方自治法第196条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める山本邦一氏の略歴については、資料に記載のとおりであります。町職員としての経験が豊かであり、町の財務管理、経営管理及び行政運営に関し優れた識見を有する方で、監査委員として適任であると考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） 日程第28、同意第5号 教育委員会委員の任命についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（吉田数博君） 同意第5号 教育委員会委員の任命について、ご説明いたします。

本案は、教育委員会委員の今野秀則氏が令和2年12月31日で任期満了になることから、後任の委員として門馬和枝氏を任命するため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

今回、同意を求める門馬和枝氏の略歴につきましては、資料に記載のとおりであります。福島県職員として当町を初め双葉地方の畜産業の発展に尽力された経歴をお持ちである一方、3人のお子様が通学されていた小・中学校において、家族ぐるみで積極的にPTA活動に参加され、仕事と子育てを両立されるなど、高い見識を有する方で、教育委員として適任であり、本町の教育振興にご尽力いただきけると考えております。

議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。

質疑については、16日に行うこととし、本日の会議はこれで延会したいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

16日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集願います。

本日はこれで延会します。

（午前10時43分）

令和 2 年 1 2 月 1 0 日（木曜日）	常任委員会
令和 2 年 1 2 月 1 1 日（金曜日）	常任委員会
令和 2 年 1 2 月 1 2 日（土曜日）	休 日
令和 2 年 1 2 月 1 3 日（日曜日）	休 日
令和 2 年 1 2 月 1 4 日（月曜日）	常任委員会
令和 2 年 1 2 月 1 5 日（火曜日）	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 2 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 3 号）

令和 2 年 1 2 月 1 6 日（水曜日）午前 9 時開議

- | | | |
|---------|-------------|---|
| 日程第 1 | 議案第 1 3 9 号 | 東日本大震災等による被災者に対する令和 3 年度の町税の減免に関する条例の制定について |
| 日程第 2 | 議案第 1 4 0 号 | 浪江町震災遺構の設置及び管理に関する条例の制定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 4 1 号 | 浪江町国民健康保険税条例の一部改正について |
| 日程第 4 | 議案第 1 4 2 号 | 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その 2） |
| 日程第 5 | 議案第 1 4 3 号 | 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改良工事（3・4 工区）） |
| 日程第 6 | 議案第 1 4 4 号 | 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工 2）） |
| 日程第 7 | 議案第 1 4 5 号 | 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（建築）） |
| 日程第 8 | 議案第 1 4 6 号 | 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（電気設備）） |
| 日程第 9 | 議案第 1 4 7 号 | 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（機械設備）） |
| 日程第 1 0 | 議案第 1 4 8 号 | 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（建築）） |
| 日程第 1 1 | 議案第 1 4 9 号 | 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（電気設備）） |
| 日程第 1 2 | 議案第 1 5 0 号 | 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（機械設備）） |
| 日程第 1 3 | 議案第 1 5 1 号 | 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（建築）） |
| 日程第 1 4 | 議案第 1 5 2 号 | 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（電気設備）） |
| 日程第 1 5 | 議案第 1 5 3 号 | 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（機械設備）） |

日程第 1 6	議案第 1 5 4 号	工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事）
日程第 1 7	議案第 1 5 5 号	工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））
日程第 1 8	議案第 1 5 6 号	工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線道路改築工事（4 工区））
日程第 1 9	議案第 1 5 7 号	令和 2 年度浪江町一般会計補正予算（第 6 号）
日程第 2 0	議案第 1 5 8 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 1	議案第 1 5 9 号	令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 2	議案第 1 6 0 号	令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 3	議案第 1 6 1 号	令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
日程第 2 4	議案第 1 6 2 号	令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
日程第 2 5	議案第 1 6 3 号	令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号）
日程第 2 6	同意第 4 号	監査委員の選任について
日程第 2 7	同意第 5 号	教育委員会委員の任命について

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町長	町佐藤良樹君
副町長	町小林弘典君	教員	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼生活支援課長兼仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局教育次長補佐兼にじいろこども園長	門馬純子君	会計管理者兼出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局 局長 君
吉田 厚志
鎌田 記典 君

主任 主査 兼係長 君
志賀 美樹

◎開議の宣告

○議長（佐々木恵寿君） おはようございます。

ただいまの出席議員数は16人であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

◎議事日程の報告

○議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

ここで、まちづくり整備課長より発言を求められておりますので、これを許可します。

まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） おはようございます。

議案第144号と議案第155号の上程の際の説明の中で、河川の右岸左岸の説明のときに下流に背を向け右が右岸、左が左岸と説明をさせていただきましたが、正しくは下流を向いて右側が右岸、左側が左岸でありました。大変失礼いたしました。おわびして訂正をさせていただきます。

◎議案第139号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第139号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 139号についてお尋ねをいたします。

第1点は、第2条の3号に書かれておりますけれども、原子力災害対策特措法云々かんぬんの規定により読み替えて適用される災害対策基本法ということです。要するに原子力災害特措法の条文を読み替えて災害基本法に適用させるという内容だというふうに理解しております。ということで間違いないかどうかということが1つ。

その上で、新しく改正された初めての条例改正ということなのかどうかです。

それから、3点目は、第2条の4号のところに解除されていない町内区域に居住していた者とかこれは4号のア、イは解除された浪江町内の区域に住所を有していた者というふうに書かれてありますけれども、該当件数、調査しているとすればお示しをいただきたい

というふうに思います。

それから、代替取得のことも書かれているわけですがけれども、家庭の事情やあるいは事業所によっては複数取得するということもあると思うんですけれども、認定される件数に制限というか縛りがあるのかどうかということです。代替家屋取得数に制限があるのか、ないのか。

それから、一挙に聞きますけれども、今回、税条例の改正が提案されてきましたけれども、今後のことは国の法改正との関係だと思えますけれども、単年度ということになるのか、それともこれが継続される、今後もこういう内容が引き続き適用されるということになるのかどうかということについてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時05分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時07分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

まず、1点目の2条第3号の関係でございますが、読替規定、こちら間違いございません。

2点目の新しく改正なのかというご質問につきましては、これは単年度で毎年出させていただいているというところでございます。

次に、該当件数につきましては現在手持ちございませんので、大変申し訳ありません。

4点目ですが、代替取得の関係のご質問ですがけれども、こちらにつきましては浪江町に震災当時ありました既存の面積分、こちらまでが該当する面積ということになります。

最後に、税条例の制定、今後も内容が続くのかというご質問につきましては、こちら単年単年で出させていただいております。よろしく願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 該当件数についてはちょっと聞き取れなかったんですけれども、事例がないということなのか、調査ができていないということなのか。事例がないということはないと思うんですけれども、今回初めてでないということであればこれまでの該当件数、条例に基づく申請があったのか、なかったのかということだから、

そこは調べいただいてお答えいただきたいというふうに思います。

それから、代替家屋についてですけれども、これは既存の面積分と、例えば100平米の宅地を持っていた、建物を持っていたという場合にはそれに見合う代替物件の取得に限るということだから、その範囲に限定されるということですね、制限はあるということまで理解しましたけれども、それでよろしいかどうか。

ほかの件は了解しましたので、以上の点お答えいただきたい。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

代替取得の分の該当件数につきましては、現在把握している部分で申し上げますと、地方税法によるものの代替取得に係る町内での取得になりますけれども、令和2年当初におきまして164棟でございます。町条例による減免というのは、令和2年度分についてはございませんでした。

次に、代替取得の関係でございますが、馬場議員おっしゃるとおり既存の面積分ということで間違いございません。お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第139号 東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第139号は原案のとおり可決されました。

◎議案第140号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第140号 浪江町震災遺構の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第140号 浪江町震災遺構の設置及び管理に関する
条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第140号は原案のとおり可決されました。

◎議案第141号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第141号 浪江町国民健康保
険税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 141号についてですけれども、今回の改正で所
得税基礎控除あるいは地方税の基礎控除が改正されて、それぞれ10
万円、それぞれというか住民税は33万円から43万円、所得税は38万
円から48万円に基礎控除が引き上げられるということです。

その上で141号資料の2、これはいろんな軽減判定の計算例が出
ておりますけれども、単純にお聞きいたします。改正による7割軽
減、これは資料1ページで、7割軽減の軽減判定基準額が改正後53
万円ということです。それから、5割軽減の場合は138万5,000円、
2割軽減は209万円というのが軽減の基準額になっておりますけれ
ども、この改正される基準額、資料2の1ページに基づく対象世帯
数、それから人数それぞれお尋ねをいたします。

なお、2ページには5割軽減、それから3ページには2割軽減等
のそれぞれの基準がありますけれども、1ページの改正後の基準で
見た場合、今ほどお尋ねしましたように何世帯で何人が該当する
というか、このランクに当てはまるのかお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答え申し上げます。

令和2年度ベースになりますけれども、まず7割軽減ですが、世

帯数は1,586世帯です。人数にしますと2,392人となります。

次に、5割軽減ですけれども、世帯数が495世帯、人数が1,048人となります。

また、2割軽減でございますが、世帯数は350世帯、人数が730人となります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 浪江町の場合は、今年度もそれから来年度も国保税あるいは介護保険料については減免が継続されるということになっておりますけれども、今ほどお答えいただいた令和2年度の対象世帯数は、前年度と比べてどういう動向を示しているか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） お答えいたします。

軽減に限ってのお話でよろしかったでしょうか。まず、7割軽減でございますが、令和元年度と令和2年を比較しますと、令和2年度が令和元年度より7割軽減で世帯数が117世帯減っております。それから……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○住民課長（中野隆幸君） 数字で申し上げます。令和元年度の数字、読み上げていきます。

7割軽減、令和元年度ですが、1,703世帯、人数2,603人でございます。増減で申し上げますと、令和2年度が元年度より117世帯減でございます。人数につきましても211人の減となります。

次に、5割軽減世帯ですが、令和元年度504世帯、人数が1,035人です。令和2年度が元年度と比べますと9世帯の減、それから人数でいうと13人の増でございます。

最後に、2割軽減の世帯でございますが、令和元年度341世帯、人数で686人です。令和2年度と比べますと9世帯の増、人数で44人の増となります。お願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第141号 浪江町国民健康保険税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第141号は原案のとおり可決されました。

◎議案第142号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第142号 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その2）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議案提案のときにも説明ありましたが、随意契約となった理由として建設工事と一体的に進めるために随意契約したと、いわゆる同一事業者が建設工事と併せて本工事も進めるということです。

その上でなんですけれども、素人考えで建設工事と一体的に進めるということは、総合的に考えて効率的な工事が可能になるということだと思います。しかし、随意契約ということですから、一体的な工事のために何がどう効率性があるのかということについては皆目見当が付きません。

したがって、随意契約の場合は地方自治法でも様々な制約がありますけれども、今回、随意契約にしたと、建設工事と一体的に進めるためだと。議案審議の立場からすれば当然のことながら効率的に工事が進められるであろうというふうに考えますが、具体的に一体工事のためにどういう効率化が図られるのかをお尋ねいたします。

それから、第2点は、例えばアスファルト工事について142号の資料に、アスファルト舗装に1万8,772.0はコンクリート云々というふうに注釈が加えられておりますけれども、例えばここに書いてあるアスファルト、コンクリート舗装工事について、じゃこの工事については平米当たりどのぐらいの単価になっているのか。標準の場合は幾らかというふうに聞いたほうがいいでしょう。場所や比重、密度にもよると思いますけれども、標準の場合は大体幾らだと。今回の場合は、アスファルト舗装やコンクリートについては平米どれぐらいの積算をしているのかということについてお尋ねをいたします。

さらに、比較検討するものがないんですけれども、考えられることは地盤の問題があると思います。あそこの地盤は軟弱地盤ということで、敷き砂利や転圧等やあるいは掘削等も含めて事業費がかさむとそういう要因があるのかどうなのか。軟弱地盤対策やっているという経過があるそうですけれども、その上で今の件についてお答えいただきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時26分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時30分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） お答えいたします。

まず、こちらの随意契約でやらなくてはならない状況になった理由をご説明しますと、運営者は集成材を試運転して木材製品のJIS認定の申請をすることによって、来年の早い時期にJIS認定を取得したいということがあって、昨今の高層建築物への木材利用のマーケットに早期に参入していきたいということであります。さもないと、この工場が有用なものとなっていないということがまず前提であります。

それによりまして、具体的にはどういうところが効率的かと申しますと、建築工事と一体となっている建築物の屋根からの排水管等、今回行う外構設計との接続、建築物に隣接した部分の側溝の設置、建築物に近接した部分の舗装、ここが一体となっている部分の施工を速やかに行って、先ほどのようなすぐにスタートしたいというであります。

施工単価につきましては通常の福島県の単価によって行っておりますので、ここでは申し訳ありませんが、単価を申し上げることはできません。単価において、通常の県の基準等によって行っているわけでございます。

次に、再三申し上げているように、この周りに大きな10トントラックなどが来るものですから、その前提となるために土壌改良し、その土壌改良は済んでおりますので、その部分のコンクリートをきちっと行う。ただ、コンクリートの部分、アスファルトの部分も経費節減のため多少減らして、ほかは植栽部分としたような経緯もあって、経費的にも削減の努力もいたしました。そのような理由で、

本年度もしくは来年度にすぐに J I S 認定の手続に入れるように、この工事を早く完成させたいということが随意契約の理由であります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 随意契約にした理由としては、来年にも J I S 認定を取りたい、そのためには施設の工事を早く終わらせる必要がある、そのために随意契約にしたという答弁ですけれども、それも一つの理由だとは思いますが、競争性という点から言えば、随意契約でなくても町が意図する目的をかなえる、そういうことは可能だというふうに私は思います。あえて一言言っておけば、安易に随意契約をするべきではないということを指摘しておきたいというふうに思います。

その上で、単価については申し上げられないということですが、例えば現場によって違うし一様ではないにしても、アスファルトの場合は平米当たり5,000円とか、それからコンクリートの場合は平米当たり8,000円から1万4,000円とか、もちろん厚さ、それから面積、合材密度によって様々な価格が出てくるということはそのとおりだというふうに思います。

ということを申し上げた上で、それではアスファルト舗装の厚さはどのぐらいにするんですか。コンクリートの厚さはどのぐらいになるんですか。そのところだけ確認をしておきたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 今回行いますアスファルト舗装の厚さ5センチメートル、路盤10センチメートル、コンクリート舗装厚さ15センチメートルでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番。

議案第142号の資料で、未買収地というふうなのがあるんですが、未買収の面積は幾らなのか、そして地権者との交渉、そういうふうなものは行われているのか。現在、地権者は何人おられるのか、そして今後どのように進められるのかというふうなことをお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 面積についてはちょっと手元にござい
ませんので、申し訳ございません。ここの図面にある部分でござい
ます。後ほど申し上げたいと思います。

あと、ここの未買収地につきましては、ほかにも2か所あると
ころでございまして、再三にわたり接触はしているのですが、ほかの
ところも含めてまずは隣接の工事であったり、太陽光であったり、
ほかの迷惑のかからないような措置をして、今のところそのような
措置となっております、3か所ともです。ここ以外の太陽光のとこ
ろに2か所ございます。ここが1か所です。その方とは接触を続け、
諦めずに買収まで持っていきたいと思っておりますが、今の時点
では周りに影響を与えないような工夫をしてやっております。

以上です。

〔「答弁漏れ」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。

（午前 9時39分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 9時40分）

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 大変失礼いたしました。

ここの部分の面積は446平方メートル、所有者1名でござい
ます。

先ほど申し上げましたのは、ほかにこの方の分が太陽光パネルの
ほかの部分に2か所あるということでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） お伺いします。

この随意契約、先ほど16番議員も質問されましたが、違う観点
から質問させていただきます。

多額の金額で3億2,000万円超の金額なんです、随意契約とい
うのは設計単価で言うと100%なのかがちょっと未定であつ
て、通常入札ですと入札なので、100%というのはあまり珍しいパ
ターンかなと思います。それで、この随意契約はちなみに設計単価
の何%ぐらいで町は随意契約したのかなと第1点目、お伺いします。

第2点目に、そのうちでこれは同じ業者さんがやるということな
ので、通常であれば契約時に経費削減で近接工事に当たるので、経

費が削減しているのが通常なのですが、直接工事費は除いても経費等々でどのぐらいのプラスも若干あると思うんです、違う業者さん取るのでないので。その辺をちょっと説明にはなかったので、お伺いします。これが2点目です。

それで、3点目、ちなみに通常の私が見た感じではかなりの金額だと思うんですが、特殊工事はないんですが、根本的に一番この先ほども工事の内容を表層5センチメートル、上層10センチメートル、コンクリート舗装は15センチメートル、その下の厚みは言いませんでしたが、かなりの金額だと思うんですが、今、経費率は何%でやっているかぐらいは説明できると思うんですけれども、お願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議します。
(午前 9時43分)

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。
(午前 9時47分)

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。
産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 1番の設計に対する率は、99%であります。

次に、近接工事の関係でございますが、土木と建築と別々の工事でありますので、建設工事として特に安くなっているという部分はございません。

経費率は1.62でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありますか。
12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） ちょっと私の説明がうまく伝わらなかったのかと思います。

今の課長の答弁であれば、建築と違う業者さんが入っても何の問題もないように聞こえたんですが、建屋も全部違う、話し合いはそこでやればいいだけの話であって、ここと無理くり随意契約して99%の工事費を発注しなくてもいいような答弁に聞こえました。

やはりこの工期がなぜここまで延びたかというのは、建屋の中の機材がなかなか入らないもしくは高力ボルトで建築工事が延び延びで来た結果がこうなってきたわけで、周りの舗装、外構工事の工期と一緒にする予定ではなかったのかと思います。それは町のもう少

し発注ミスがあっただと私は認識しています。多分そうだと思います。いつも理由ばかり述べて課長はいますけれども、そういう調整をしないでけつは一緒だよと、しようがないから同じところに発注しないとできませんよ、それでは逆にこれ随意契約にしたら余計遅くなると思うんです。違う会社のほうが自分のところだけ配管だって、そこだけ先行してもらえれば片方ずつできていくし、工期も絶対守ります。

それで、再度お伺いします。

先ほどの課長の答弁ですと、随意契約にした意味が全然分かりません。これ絶対工期は延長しないんですね。それで、もう一度お伺いします。違うところに発注するもともと考えがなかったから、同じところに発注したように思います。建築と土木は先ほど違うんだとそういうふうにおっしゃっていたので、ちょっと答弁の説明が合わないと思いますが、もう一度お願いします。

また、僕は経費率というのは経費じゃなくて直工以外にどのぐらいかかっているのか、直工の何%なのかと聞いたので、1.6%なんて経費でどこでできるのと。ちょっと言っているのが分からない。

直工以外は総額の幾らだったのか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。

産業振興課長。

○産業振興課長（清水 中君） 近接工事の安価になる部分としては土木と建築で別々の工事であるので、ならないという決まりがありますので、そういったことでなっておりませんが、共同企業体でありますから、浪江の企業体全体でこの工事を完成していただくという意味合いもあり、この方法によって行うのが最も早くできる、効率的にできるというふうに判断したわけでございます。

次に、諸経費についてお答えいたしますと、共通仮設費は12.6%、現場管理費26.5%、一般管理費13.3%でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 142号に反対の討論をいたします。

浪江町木材製品生産拠点整備事業は、浪江町の復興にとっても重要な事業だという認識はありますけれども、だからといって、先ほ

ど山本議員の質問に対する答弁の中で経費率についても99%だと。一方では、随意契約にした理由は何ですか、それは一体的に進めることができるからだ。全然、事業費の面からも効率性は見えない、出ていないということは明らかだと思ふんです。

しかも、私がお聞きしましたがけれども、例えばアスファルトの標準の設計単価、あるいはコンクリートの設計単価等については、それは答えられないと。厚さについてのみ答えましたがけれども、消費税込みで3億2,450万です、これだけの事業を随意契約をして、議会で質問されて具体的な効率性について納得できる説明答弁がないということは極めて問題だ。

しかも、これまでの流れ、今日の答弁等を聞けば明らかに官製談合に近い、官製談合が疑われるそういう入札になっている、しかも随意契約ですから。これは復興バブルという言葉も一方ではありますけれども、幾ら国・県の金が投入されるからといって、随意契約で建築、土木工事一体発注するということについては公共事業の公平性・透明性そういう点からも極めて問題であるし、以後こういう発注は絶対やるべきでないということを明らかにして、反対の討論にいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第142号 工事請負契約の締結について（浪江町木材製品生産拠点施設外構工事その2）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第142号は原案のとおり可決されました。

◎議案第143号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第143号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第143号 工事請負契約の締結について（町道請戸漁港小高瀬迫線道路改築工事（3・4工区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第143号は原案のとおり可決されました。

◎議案第144号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第144号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 144号について質疑をいたします。

155号で橋梁整備工事上部工の変更議案が出ておりますけれども、144号の工事は155号の工事と関連があるのかどうか、まず第1点、お尋ねをいたします。

それと併せて155号との関連性について、下部工は議決を経た日から令和3年10月29日を工期としておりますけれども、下部工が工期としては遅いと、素人的には下部工が先行すべきではないかというふうに考えますけれども、なぜ遅いのかということについてお尋ねをいたします。

それから、下部工についてですけれども、資料にも出ておりますが、右岸が81.6メートル施工延長、左岸が79メートル、問題はこの工事に当たって注意すべき点は、時間雨量幾らという基準もあると思いますけれども、洪水時、いわゆる短時間豪雨等が発生した場合、決壊するという問題は全くない、それに見合った設計施工になっているのかどうかという点についてお尋ねをいたします。

別な角度から、今回の右岸左岸の施工の耐久性、例えばこの工事の場合は10年なら10年間、20年なら20年間安全性に問題はないということではなければならないと思うんですけれども、この施工の耐久性について、発注するに当たってどれぐらいの期間を想定した発注施工になっているのかということについてお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それではまず、上部工との関連はというようなことについてお答えをさせていただきます。

上部工との関連につきましては、今回、下部工２ということでもう既に下部工は完成しまして、上部工、桁もかかっている状態です。今回の２につきましては、説明でもさせていただいたとおり護岸工の工事になりますので、橋梁としての一体性はございます。

また、工期につきましては、下部工が遅いのではないかなというようにありますが、繰返しになりますが、橋台ができておりますので、それを守るための護岸工の工事というようなことで、橋台ができた後の工事ということです。

また、洪水時の設計は大丈夫かなというようにありますが、こちら通常の県との協議におきまして張りブロックという形のコンクリートの法面を作成するということで、堤防の護岸と保護というようなことで県の基準にのっとってやっておりますので、設計上の問題は特にございません。

また、耐久性ということですが、特段強い衝撃、あとは地震等がなければ基本的には半永久的に設置が続くものと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 耐久性においても半永久的になるのではないかな、したがって問題ないということですが、いろいろな護岸工事等について調べると、耐久性について10年とか20年とかそういうことを想定して設計施工することになっているというのがマニュアルなんです。

だから半永久的にというのは、私はあり得ないと思うんだけど、様々なところで洪水による堤防決壊が起きております。法面が想定外の崩落を起こしているとか様々な問題がありますけれども、そういう意味で半永久的ということはちょっと何でしょう、発注者としては甘いのではないかな。設計に従って工事やればあとは問題ないということになってしまうので、現在の気象状況からすれば、耐久性についてもやっぱり最低10年とか20年とかという耐久性について担保しておく必要があると。業者との関係でそういう担保はあるのかなのか、単なる課長のもちろん県基準の施工だから問題ないという私感なのか、客観なのかということについてお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁調整のため、暫時休議いたします。

（午前10時06分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前 10 時 08 分）

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、耐久性についてのご質問にお答えをいたします。

先ほどの答弁で、私、半永久というようなことで申し上げましたが、私感も入っておりまして、通常の形、洪水等で裏が撤去されるとかなければ護岸としてはコンクリート構造物、約50年以上はもつというような現在の見解でございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第144号 工事請負契約の締結について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（下部工2））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第144号は原案のとおり可決されました。

◎議案第145号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、議案第145号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） ご苦労さまです。

ここの145号から153号まで9つの議案、そして請負会社が6社入っています。そして、発注者も町で、担当課は介護福祉課と教育委員会となっていますが、この全般的な監理体制、監理方法をどう考えているか、お伺いしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（松本幸夫君） ご質問にお答えします。

今回の3施設の工事の監理につきましては、この契約の締結後に工事の施工監理会社に委託をして行う予定でございます。その施工監理会社とあと介護福祉課、教育委員会とあとまちづくり整備課において適切に措置したいと思っておりますので、よろしくお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 11番、松田孝司君。

○11番（松田孝司君） この工事はやっぱり忙しいときは集中して忙しくなると思います。そして、この3つの建物に対してやっぱり区域割とかあと工事車両、多分、運動公園を使うと思うんですけども、ちゃんと区域割して密に横の連携やらないと無事故・無災害基本だと思います、工期を守るのはもちろんですけども。しっかりやってほしいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第145号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第145号は原案のとおり可決されました。

◎議案第146号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、議案第146号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（電気設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第146号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（電気設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第146号は原案のとおり可決されました。

◎議案第147号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議案第147号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第147号 工事請負契約の締結について（介護関連施設新築工事（機械設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第147号は原案のとおり可決されました。

◎議案第148号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第10、議案第148号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 反対の討論をいたします。

前段議決された介護施設整備も、そういう意味では地域交流施設として一体的なものでありますけれども、特に148号から150号については臨時議会でも大いに議論されました案件でありますけれども、本当に地域スポーツ交流施設が必要なのかどうかということを改めて考えました。そういう点で私は148号から150号ですけれども、もちろん一本一本反対しますけれども、反対の態度を明らかにするものであります。

3本の議案合わせてこの事業費は6億5,530万円、それからアスレチック施設の事業が3本で7億1,830万円、合計13億7,300万円あります。特にアスレチックと3本の費用についてはあればいいというふうに私は考えますけれども、現状では利用人口が不透明だという点からも、莫大な設備投資をすることに大きな疑問を抱いております。

しかも、施設の年間維持費は2,500万円から3,000万円、これもある意味では下限でしょう。増額することは間違いありません。

それから、2つ目には、委員会審議でも議論になりましたけれども、例えば基本電力は東北電力から電気を買う、いわゆる一般電力だということなんです。結果どうということになるかということ、高コストになるということは明らかだと思います。

しかも、一般電力を電力源とするということについては、教育委員会としては復興庁との折衝・交渉で太陽光発電をつけたいということで折衝を重ねた。しかし、復興庁は予算がないということから、太陽光発電の予算がつかなかったとそういういわくつきの施設であると。それでなくても、公共事業費の莫大な投資が続いているおり、復興庁からもクリーンエネルギーに対する理解を得られなかったとそういう問題の施設だと。

別な意味から言えば、復興庁としても、相対的にはあまり必要性を認識していないのではないかとそういうふうにさえ考えられる。

それから、3つ目、帰還している町民の実態や利用見込み等については1つ目の理由で申し上げましたけれども、不透明であります。もし設備するということであれば、帰還の状況、復興・再生の状況を見ながら施設整備をするというのが、本来の効率的な公共事業の在り方ではないのか。しかも、道の駅にも簡易なボルタリングを設置して、あそこで子供たちは楽しむことができるということも明らかになっております。

結論として、過大設備の連続ということについては安易に国の復興事業交付金依存の姿勢は改めるべきであり、現在のようなことが続くとすれば負の遺産になりかねない、町の財政を圧迫することは容易に判断できることであります。そういう意味で、148号については反対の討論をするものであります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第148号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第148号は原案のとおり可決されました。

◎議案第149号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、議案第149号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（電気設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 関連する議案が提出されておりますけれども、本議案についても148号議案の反対討論の立場を明らかにして、反対の討論とさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第149号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（電気設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、議案第149号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第150号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第12、議案第150号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 148号と同じ理由で反対の討論といたします。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第150号 工事請負契約の締結について（まちづくり支援施設改修工事（機械設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。
よって、議案第150号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第151号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第13、議案第151号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（建築））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 148号と同じ理由で反対の討論といたします。

- 議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第151号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（建築））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第151号は原案のとおり可決されました。

◎議案第152号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第14、議案第152号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（電気設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 148号と同じ理由で反対の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第152号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（電気設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第152号は原案のとおり可決されました。

◎議案第153号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第15、議案第153号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（機械設備））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 153号は所管案件でありますけれども、委員会審議の中で本会議質問を委員長にお認めいただいております。

153号資料3をご覧いただきたいと思います。

入札の結果表ですけれども、落札率は100%です。99.9%、99.8%とどこが違うんだと言われれば、私は説明はできません。できませんけれども、この事業は指名競争入札になっているんです。指名競争入札の結果、1回目は5社が札を入れた、2回目は3社が札を入れた、3回目からは1社のみ、5回目で落札業者である双葉設備工業株式会社が6,300万で落札をした。結果、落札率が100%であった。何を言いたいかというと、先ほど来、入札の問題で質疑してきましたけれども、競争性が全く機能していないということです。

これは私は2つの意味があるというふうに考えます。1つは、5回目にしてやっと100%で落札したということは、予定価格の設定そのものに問題があるのではないかとということも考えられます。2つ目には、なぜ100%になったかということです。先ほども申し上げたように、99.8%、9%と100%の違い、それはコンマ1、コンマ2の違いということになりますけれども、100%で落札するということは、これは推測の域は出ないけれども、1つ目の予定価格の設定に問題があったということよりも、そもそも業者間で談合があったのではないか、公共工事で100%で落札する発注者あるいはそれを審議する議会の責任が問われていると。

それでは100%でというふうに思ったかどうかは私は推測するしかありませんけれども、全く公共事業の入札というそのことに対する真剣さがないというか、競争に対する真剣さがない。逆に、どれだけチェックするのかということは、我々に問われているのではないかとそういうふうにさえ考えております。

入札のことは副町長だと思うんだけど、多分お答えはできないかもしれませんが、なぜ100%になったのか、100%落札について発注者として何をどう考えているか、問題はないのか、問題があるとすればどういう問題なのかと言われても抽象的だから別な角度から聞きますけれども、こういう100%落札を踏まえて設計単価の吟味等、発注者としてどういうふうに入札を改善していくのかということについて町の認識を聞きたいと思います。お答えください。

○議長（佐々木恵寿君） 佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君）　まずは、予定価格の設定ということでございますが、工事価格並びに予定価格の設定を当然行います。入札に係る予定価格につきましては、当然県の単価及び共通の歩掛かり等により適正に積算をしているところでございます。

また、入札の100%ということでございますが、これまでも申し上げておりますとおり、入札につきましては公平性・透明性の観点から適正な執行に努めているところでございます。落札率でございますが、あくまで入札の結果でございますので、発言については控えさせていただきたいと思います。あえて申し上げますと、今回の100%の件でございますが、当然、予定価格を設定してございます。100%の応札はあり得るということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君）　16番、馬場績君。

○16番（馬場　績君）　100%で問題ないという答弁でした。

それならば、私は町議会議員ですけれども、指名競争入札で100%、率直に言いますけれども、果たしてこれで入札の意味があるというふうに考えておりますか。100%で落札するのであれば、入札にかけなくても契約結ぶことだって可能だし、あり得る。そういう批判、ある意味では非難されるべき案件だというふうに思いますが、再度お尋ねいたします。100%の落札、入札の意味がありますか。

○議長（佐々木恵寿君）　佐藤副町長。

○副町長（佐藤良樹君）　先ほど申し上げましたとおり、予定価格を設定してございます。今回でございますと5回目の入札でたまたまという表現が適切かどうかは難しいところでございますが、当然100%の入札はあり得るということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君）　ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君）　質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場　績君）　発注者たる町は今回の入札においても問題ないと、たまたま今回100%で落札したけれども、100%もあり得るとそういう答弁でした。要するに入札設計単価、あるいは入札制度等々、様々な批判や指摘に対して改善するとそういう姿勢は全く見られません。

100%落札というのであれば、あえて言いますけれども、入札の意味はなくなる、極めて重大な問題をはらんだ案件だということを厳しく指摘をして、反対の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第153号 工事請負契約の締結について（アスレチック施設新築工事（機械設備））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第153号は原案のとおり可決されました。

ここで、10時55分まで休憩といたします。

（午前10時37分）

○議長（佐々木恵寿君） 再開します。

（午前10時55分）

○議長（佐々木恵寿君） ここで、16番、馬場績君から発言を求められておりますので、これを許可します。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 148号の質疑で金額が間違っていましたので、訂正いたします。

148号から150号3本の契約金額が6億5,530万円と申し上げましたが、正しくは60万円です。そのように……

〔「億から言ったほうが」と呼ぶ者あり〕

○16番（馬場 績君） 失礼しました。

合計金額の訂正をいたします。合計で6億5,530万円と申し上げましたが、正しくは6億5,560万円でしたので、訂正をお認めいただきたいと思います。

以上です。

◎議案第154号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第16、議案第154号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

14番、紺野榮重君。

○14番（紺野榮重君） 14番。

この竣工検査というふうなものは誰がやるのか、お伺いをします。

また、検査をする人は何らかの免許というふうなものは必要なのか、お伺いをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 竣工検査、誰がやるかについてお答えいたします。

ため池工事の竣工検査に関しましては、課長である農林水産課長が実施しておりますので、資格があるかどうかとなると特別、技術的な資格はありません。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） お伺いします。

今回の変更になった理由は、以前の設計時の水張り面積と実際の水張り面積が違ったというような説明を受けました。

ここのため池よく行くところで、震災後、大雨が降ったときに壊れないようにということで水を抜いていたために、水張り面積が若干違ったのかなと認識しますが、このような場所が以前になかったのか、またこれからやるところも設計は何年か前にやられているかと思うんですが、その辺の確認はどのようになっているか、お伺いします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 質問にお答えします。

6月議会のご指摘により今回現地を確認して、改めて対策範囲外があったということで再調査をして今回の変更をお願いするところですが、これまで実施した工事についてはこのようなケースはないことを確認しています。

また、現在実施している工事については、工事の中で確認しております。

今後、来年度以降発注する工事については、今回のも踏まえて対策範囲の間違ひがないか確認しながら発注してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 154号は契約変更の案件です。今の面積確認の

質疑と関連しますけれども、変更後がポンプ浚渫956平方メートルという変更ですけれども、これはいわゆる土砂流入等による変更ということなのか、当初から今議論になったように面積の測量そのものに過ちがあったのかどうかということについて、まず最初にお尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ご質問にお答えします。

今回の変更に関しましては、当初設計の範囲外もため池のエリアであった、水張り面積であったということが判明したために対策範囲を広げるものでありますので、土砂の流入によるものではございません。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 当初設計の施工範囲だ、整備範囲だと。一步踏み込んで、しからば、なぜそういう間違いが発生したのかということについてお尋ねします。

それから、今回の工事変更で1億580万円強の補正増であります。変更内容については資料1に（1）、（2）に書かれてありますけれども、変更増のうち（1）の分で幾らになるのか、（2）では幾らになるのかということについてお尋ねいたします。

それから、農業ため池の浚渫工事についてはこれまで一般質問の質疑等も併せて何度か質疑をしてきましたけれども、今回の場合は面積変更に伴う浚渫量の増ということだけれども、これまであったことは大雨、洪水等による土砂流入で膨大な土砂除去をしなければならぬ、あるいは大雨による土砂流入で8,000ベクレルを超えた、そのために再工事をするということが度々あったわけですが、根本対策というか、雨洪水は天災であるから完全にとかそういう対策は難しいかもしれないけれども、農業ため池は私から言うまでもなく、周辺が山に囲まれているあるいは沢水がため池に流入するという環境下であって、同じようなことが、同じようなことがというのは大雨による災害、災害による土砂流入あるいは汚染濃度が高くなるということで工事変更してきたわけですが、何らかの効果的な対策、防護策を講じなければ今後もこういう変更工事はあり得るというふうに思うんです。

これもこれまでの質疑を繰り返すことになるけれども、これを町単独でやるとすれば今回は沢目だから1か所だからだけれども、同じような条件下であって、同じような被害を受けて再工事をしなければならないということになれば、とても町では負担し切れないわ

けだから、そういう点で、原発事故さえなければこういうことは必要なかったわけだけでも、環境省なり復興庁なり農林水産省なりで、こういう再発に対する将来的なというところとちょっと話が大きくなるからだけでも、一定期間、国で責任を持つとそういう歯止めがなければ浚渫工事ができない。

結果どうということになるかというところとため池が汚染され、汚染された農業用水が排出される、そこでやっぱり食の安全の問題が出てくるということですから、浪江町の問題だけではないんだけれども、こういうことがもう去年から何回か繰り返している。繰り返しているんだから今後もあり得る、あり得るとするならば安全策も含めた、予算措置も含めた対策を何らかの形で担保しておかなければ、町は手に負えなくなるというふうに思うんですけれども、現状とその対策についてどういう取組をして、あるいはその上に立って今後どうするお考えなのか、お尋ねをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） お答えいたします。

まず、どうして今回のケースが起きたのかというところでご説明いたします。

今回の沢目第一、第二ため池の調査は、平成30年に実施いたしております。まず、第一ため池の調査時点でございますが、湛水していた水位で洪水吐きからの水の流れを確認していたため、これ以上調査時においてそれ以上湛水範囲が広がることはないと判断しておりました。しかし、今年5月以降の降雨以降、徐々に水位が上昇していることを確認したことと、また先ほども申しましたけれども、6月の議会において対策範囲が狭いのではないかというご指摘をいただいたことから、工事の受注者の協力の下、現地にて工事対策範囲と湛水範囲を比較したところ、対策範囲を超えて湛水していることを確認いたしました。

次に、第二ため池については、第一ため池の状況もありましたことから、満水時の範囲について見直しを行いました。この中で平成21年の航空写真では今回の対策範囲を超えて湛水している状況が確認できたこと、また本工事の受注者が準備工事中に排水に関する構造物を発見し、それを洪水吐きと想定し、そこから湛水範囲を描くと航空写真と一致することが判明したため、両ため池について対策範囲を超えて湛水すると想定される範囲について、別途、放射性物質調査を実施したところ8,000ベクレルを超過していたことから、対策範囲を広げることとなったものです。まず、1点目はこういう

こととでございます。

続きまして、内訳でございます。理由書にある変更内容の表の内訳でございます。項目ごとに申し上げます。

まず、1) のポンプ浚渫の部分、956平方メートル増の部分に関しましては2,866万6,400円でございます。

続きまして、1) の次の直接掘削に関わる244平方メートル増の部分ですが、こちらは199万600円でございます。

続きまして、2) の沢目第二ため池の直接掘削9,216平方メートルの増分ですが、こちらは7,517万700円でございます。これらの合計が変更額となります。

○議長（佐々木恵寿君） 答弁者。町長。

○町長（吉田数博君） 16番議員の先ほどのおただしの中での災害発生に伴う土砂流入についての対応をどうするのかということでございます。

前回も16番議員と議論させていただいたと思いますが、やはりこれは受益者負担というようなことにならないように、しっかりと対応していかなければならないと考えているところでございます。そのことに関しまして双葉郡全体での課題でもあるということで、双葉郡の双葉町村会の中で、このことについては二度ほど陳情の際に直接私と富岡町長のほうで申入れをして、今後とも対応を図っていただきたいということで今要望中でございます。しっかりと対応を図ってまいりたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 町長を先頭に双葉町村会としても大きな問題だということで、二度にわたって国に対して要望しているということですから、ぜひ今後も要望を重ねていただくと同時に、何らかの約束を取り交わしておくべきだと。なぜならば、農業用ため池の管理責任は町なんでしょう。県ではないですね。そうすると、そもそもの原因は明らかなわけけれども、本来の利水として使えないということになれば、方法は2つです。放置しておくか、あるいはやっぱりちゃんと浚渫工事をやるか。そうすると、放置はできないわけですから、これは12市町村にとっても大きな事業課題ではないかと思うのです。それは町長、お分かりのとおりです。

その上で、答弁としては受益者負担にならないようにということだからそのとおりなんだけれども、場合によっては県とも協議をしてこういう方向で、こういう制度設計をしてもらいたいという対案をつくる。できるならば浪江町なら浪江町、あるいは関係町村でどういう方法がいいかというそういう対案を持って県と協議して県ぐ

るみでやっぱりこれは復興庁になるんですか、お金の出どころは。農業用ため池だから農林水産省かな、そこもどこかということを確認しますけれども、やっぱり制度設計をしてこういう形で安全・安心な利水のための保全策を講じてほしいというふうにすべきだと思うんです。

これまでの要望は要望として、さらに次の段階で、やっぱり県とも協議して案を持って国に迫るとこういう取組が必要だと思いますけれども、町長から今後の取組も含めてお答えいただければというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 町長。

○町長（吉田数博君） ただいまの提案を含めてしっかりと対応を図ってまいりたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第154号 工事請負契約の変更について（沢目ため池環境保全整備工事）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第154号は原案のとおり可決されました。

◎議案第155号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第17、議案第155号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 資料1に変更理由と項目の説明があります。例えば今回の場合は減額になったわけですが、ほかの工事で追加変更がありました。特に先ほど審議した議案でも追加がありましたけれども、これは減額だから問題ないといえれば問題ないというこ

とになるかもしれませんが、仮設工のところで2,745立方メートルがゼロになったとか、そのために撤去費もゼロになった、あるいは上の段では作業ヤード、これも盛土がゼロになった。工事中に変更はあり得ると思うんだけど、減額だからいいのではなくて、設計の段階でこういう工事の見通しというか、変更がないようなそういう設計をつくるということがやっぱり求められていると思うんです。

減額だからいいのではなくて、公共工事の変更はでき得るならばないほうがいいわけだから、そういう意味でなぜこういう変更が発生したのか、設計の段階で技術者も含めて十分後先を考えた設計にするということはできないんでしょうか。私は素人ですから、素人としての意見を申し上げるんですけども、議会としてやっぱり変更が度々出てくるので、どうなのかなという問題意識から以上の点をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、お答えをいたします。

まず、今回、上部工の工事につきましては、先に下部工の工事を発注しております。下部工の工事の途中で上部工の工事が発生しておりますが、まず県との河川協議におきましては、上部工の工事をするためにはどのような工事が必要なのかというようなことで行います。

発注する部分については、実際に計画する工事でやっておりますので、協議の中で途中でここにも書いてありますように、河川協議者との協議により作業ヤードを盛土せずというようなこともあります。当初の基本的な発注は県との協議を持って河川協議、そして途中途中で発注前に協議が終わればそれで終わりではなくて、工事を進める中で段階段階でここはこうしたほうがいいでしょうかとか、あとは県ともこうしたほうがいいとか指導協議を受けるわけですので、そこで今回は河川協議者との協議によりまして、作業ヤードについて下部工で設置していたものについてそこを使うまたはこれまでの河川敷をそのまま使わせていただくことで工事の施工が可能であるというようなことで、協議の結果、変更になったものであります。

また、現場の精査につきましてもきちんとするようにというようなことでございますが、そこは工程上また協議上、可能であればそういういったものも最初に精査をするべきだとは当然考えておりますので、今後も発注については現場の精査等を進めて、最小限または変更のないような形での発注に努めていきたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 現場で事前に精査できるものがあれば精査するというお答えでした。

現場対応で柔軟性が求められるということはそれはあると思うんだけど、例えば仮設工で設置盛土6,389立方メートル、これ6,400立方メートルという大した土砂だよね。こういうものが結果としてゼロになると現場対応でそれもあり得ると思うんだけど、これほどの予測不可能なそういう現場なんではないか。

何を言いたいかというと、復興工事で様々な工事を抱き込んでいて、町もそれからコンサル会社もそれから業者も、業者は設計資料を見て入札するということなんだけど、発注者側で盛り土がこんなに不要になるということについては、それこそ課長が言っていたように現場を見て設計するわけだから、現場からかけ離れて設計していないかというそういう素人感覚の疑問です。

減額だからいいというのではなくて、公共工事の信頼性というのかな、発注者側の信頼性というのかな、そういう点からももっとやっぱり精査すべきでないかというふうに私はそういうふうに受け止めたんだけど、全く問題ないとは言わないんだな、現場で精査しながら変更するということだから現場対応ということは必要なんだけど、その前に現場を見て設計をして入札にかけるわけなので、発注者側としてもっと精査する必要があるのではないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、A1橋台設置盛土が6,389.9立方メートルがゼロになった件についてご説明をいたします。

当初、上部工の先には下部工、橋台等の工事が必要になります。下部工の工事を先行させますので、まず下部工でヤードを造ります。今回は下部工の工期が令和2年3月27日まででして、基本的には下部工は下部工で工事を完成させるために、作業ヤードを設置すれば当然撤去も含んでまいります。

その工事の間に上部工の工事が令和1年6月11日に発注ですので、この間、工期がだぶっている間に下部工で設置したヤードを使ったほうが工事もお安価になるというようなことも含めて検討しまして、下部工のヤードをそのまま置いて、下部工の工事が終わった後も盛土分を置いて上部工の工事で引き続き使用したために盛土する必要がなくなったということでございますので、よろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第155号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線橋梁整備工事（上部工））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第155号は原案のとおり可決されました。

◎議案第156号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第18、議案第156号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線道路改築工事（4工区））を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） これは155号とはまた逆な問題が私はあると思っています。

例えば理由書のところで、道路土工運搬ルートを周辺の工事情に考慮し距離を変更した。1.8キロメートルが4.8キロメートル、2.5倍ぐらいか。総額が変更前8,300万円で、例えば運搬ルートが1.8キロメートルから4.8キロメートルになったから、その分追加変更ですよ。事業者も様々な経費がかかっているんで、運搬ルートが長くなったという場合にはそれも変更もあり得るのかもしれないけれども、これぐらいは工事落札業者の裁量の範囲内で穴埋めできないのか。もちろん町のほうで変更かけたというのではなくて、業者から追加変更が出されたと思うんだけど、私は総額からすれば大した金額ではないし、変更理由としてここまで出してくるのは何か正直言って細過ぎる、全体の中で吸収できないのかというふうに考えます。

それからあと、法面工については種子散布が客土吹付、これも土質条件により客土吹付に変更したということだけれども、法面が崩

れるよりは効果ある工事のために客土吹きつけというふうにしたほうがいいのかもかもしれないけれども、土質条件はそもそも分かっているわけでしょう、後から分かったものなんですか。こういう施工の変更も、何かついでだから出せみたいな安易な考えがないのかと。あるいは設計の段階で、こちらできちんと設計するとそういうことであれば変更はないわけだから。

それから、道路排水ルートの見直し、管渠溝28メートルがゼロになった、これは減額ということだけれども、これも道路排水ルートについてどういう立地条件なのかということを考えれば、私は予想、予測できることだと。

追加変更する場合はちゃんとそれを認めてしっかりした公共工事を行ってもらうというのが発注者の願いだし、我々議会としての想いでもある、それは分かるんだけど、何か工事全体を考えた場合、あまりにもこういう表現が適切かどうかは分かりませんが、分かりやすく言うとあまりにも細過ぎると。こういうことは全体工事の中で吸収する、それぐらいの協議はできないのかというふうに思いますけれども、いかがですか。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） まず、道路土工の運搬ルートにつきまして、ご説明を申し上げます。

基本的に、設計につきましては最短ルートで運搬ルートを設定するというのが工事の基本となります。当初想定をしていたのが南棚塩の仮置き場のほうから、一番最短距離ですと、県道の長塚請戸江線を通りまして4工区の入り口のところへ運ぶというのが最短距離であります。ただ、県道の協議等で、幾世橋の町内はダンプは通らないようにということで指導を受けるものですから、結果発注後に業者と協議をしまして、県道広野小高線を通りまして堀内新町線及び国道6号を通過して、若干遠回りな4.8キロメートルのルートに変更をしたものでございます。

また、変更金額、工事の中で吸収できないかというようなことでございますが、変更につきましては約720万円ほど増になっておりますので、720万円の吸収をしろというのは大変できないものでございます。

また、法面工につきましては、土質条件は法面の整形が終わりまして実際吹付けるところが出てきたところで検査をいたします。そこで、今回は検査の結果、吹付対象地がpH3以下というようなことでございましたので、種子吹付等々は法面は発芽が大事でありますので、そのままでは発芽に支障を来すというようなことでありま

して、工事の検討の結果、客土吹付厚さ2センチメートルほどになりますが、こちらのほうが法面の現状に適しているというようところで、変更をさせていただいたところでございます。

あと、排水ルートも含めて全体的な想定できないのかというようなことでございますが、これまで現場等々見ながら当然発注に努めているところでございますが、今回のルートの見直し等も含めて事前に協議ができるようなところにつきましては、今後とも現場及び設計書の精査をさせていただきながら工事の発注に努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 先ほどから精査が必要だという答弁は返ってきていますけれども、例えば今課長が言われた道路工の追加分について言えば、運搬ルート全体として3キロメートル延長、これは3キロメートル延長になってそこで何台のダンプが運行するかということになると思うから単純ではないにしても、720万円を3キロメートルで割ると1キロメートル23万円なんです。これが高いか安いのかも私は判断しかねますけれども、ということなんです。

だから公共工事の積算そのものと当初の設計において、やっぱり吟味すべきだと思うし、受注業者との協議の中で3キロメートル延長分については全体の中でカバーしてもらおうということは、公共事業ではあり得るのかなというふうに私は考えます。

それから、吹付けの問題で言えば、そのほうが効果があるということだから、効果ある工法を選択するというのは当然だけれども、土質については後から分かったわけではないでしょう。だから現状を踏まえた設計をする際にどういう設計をしたのかという逆の問題が出てくるわけです。だから精査するという事に尽きると言うけれども、軽微と言えは軽微、しかし看過できないと言えは看過できない、そういう変更が続出しているということを踏まえて、発注者として十分専門性を発揮して、変更のないような公共工事入札を強く求めておきたいと思います。答弁は要りません。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第156号 工事請負契約の変更について（町道一里檀大町線道路改築工事（4工区））を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第156号は原案のとおり可決されました。

◎議案第157号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第19、議案第157号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 何点か簡単なことですけれども、確認をしたいと思います。

9 ページ、法人町民税が補正で550万円、それから法人の滞納繰越分145万円ありますけれども、法人町民税で今期、現年課税分で5,500万円の歳入増、補正増というのは大きな金額だというふうに思います。この補正増についてなんですけれども、決算年次との関係で今回の補正になってきたということなのか、それとも年度予算の積算において想定外の決算があって今回補正増ということになったのかどうか、中身についてお尋ねいたします。

それから、滞納繰越分については、法人事業者何件ですかということだけ聞いておきます。

それから、固定資産税、これは町税ですから法人の決算期とは関係ないと思うんですが、これも現年課税の分で2,500万円、補正を合わせた合計が2億8,100万円です。固定資産税の2,500万円という、これも年度途中の補正としては大きな補正だというふうに思いますけれども、補正増になった中身についてお尋ねをしたいと思います。

それから、ここにはないですけれども、滞納分は出ておりませんけれども、滞納分については既に上げている、あるいは発生していない等々の問題があって計上していないということなのかどうか、お尋ねをいたします。

それから、11ページです。

県補助金で、農林水産業補助金5,400万円ほど補正になってきております。それで、例えば営農再開支援事業については、予算提案

のときに作付再開に対する支援だということでしたけれども、この事業の対象面積分かれれば5,400万円で割れば面積当たりの金額出てくるんですけれども、反当たり幾らになっているんですか。

それから、営農再開支援事業については、対象は水田だけなのか、畑等については再開支援の対象にはならないのかということですか。

それから、16ページ、歳出になるのかな、災害救助費、生活支援事業で272万3,000円の補正増です。仮設住宅合併浄化槽維持管理費委託料が110万円の減額ですけれども、要するに生活支援事業の中身として、仮設住宅の合併浄化槽等の維持管理は現在も行われているということなんだろうというふうに思います。それはどこの仮設住宅なのかということですか。

それから、同じくふるさと住宅移転補助金、約400万円ほどですけれども、これは今年の分の補正増だというふうに思います。既に発生した分なのか見込みなのか、何件で移転補助については支援単価は幾らなのかということについてお尋ねをします。

それから最後、18ページですけれども、道路橋梁費で目で道路維持費、節の13で重機借上等500万円の補正増です。実は津島で、津島全体帰還困難区域ですけれども、白道というのか町道でないところで以前町のほうで舗装する、側溝も入れる、しかし去年の豪雨災害で大きな被害が出て自分の家にも入れない、車乗り入れができないということで本人からも再三申し出があったんですけども、解決しないということで相談を受けました。

その場所については11月中旬に補修するということでしたから、補修できたと思うんですけども、特に津島の場合、影響を、そのほかの箇所については言いませんけれども、この前、副町長も参加した完全賠償を求める会の総会の際に前段、意見交換をしました。たくさんの意見が出ました。たくさんの要望もそのとき出されました。その中で道路維持管理について言えば、数件町のほうに補修をお願いしている、しかしまだ解決していないという問題もございました。

町としては道路パトロールをしっかりとやって、帰還困難区域の人たちの帰宅に不安や不便を与えないという取組が必要だと思うんですけども、この500万円の道路維持管理費というのは見込みの分なのか、それともこれまでの事業費の支出分なのか。別な角度からお聞きをすれば、500万円で足りるのかということについてお尋ねをいたします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 住民課長。

○住民課長（中野隆幸君） 幾つかの質問にお答え申し上げます。

まず、1点目でございますが、補正の9ページでございますけれども、法人町民税の現年度課税分についてでございますけれども、まず補正額については5,500万円補正増をさせていただいております。この主な理由でございますが、こちらにつきましては申告の件数が増えているということが一番大きな理由となります。加えて資本金額の大きい大企業等々の申告が増えておりましたので、増額補正という形になります。

年度当初との関係なのか決算年次との関係なのかというご質問につきましては、当初の予算編成に当たりましては前年度の実績を踏まえまして当初予算というのは組ませていただいております。その上で補正の時期の形でいきますと、9月末の実績を踏まえた補正ということになります。加えましてそれ以後の分につきましても、歳入の見込みということでその補正増をさせていただいたところでございます。

次に、法人町民税の滞納の件数でございますが、11件ございます。

次に、固定資産税の今回の2,500万円の増の理由でございますが、こちらは償却資産の増加に伴うものでございまして、具体的に申し上げますと大臣配分という大きな会社というものがございまして、そちらのほうの当初予算見込みより多くなっておりますので、今回の増額とさせていただいたところでございます。

それから、固定資産の滞納分、上がっていないということでございますが、当初予算で5万円ほど上げさせていただいております。こちらにつきましては今回の増はございませんが、滞納額ございますので、収納のほうをしっかりとやっていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 11ページの約5,400万円増の歳入に対する面積当たりの単価、それから畑は対象になるかというご質問にお答えします。

まず、営農再開支援事業ですが、様々なメニューがございまして、今回補正で上げさせていただいたのは3つのメニューになります。主なものは水田の均平化という事業なんですけれども、まずそのほかの少額なものにつきましては、新たな農業への転換支援事業ということで3経営体に対し苗代や肥料代ということで44万2,000円ほど上げております。

次に、集落単位で農地を作付・管理する地域への支援ということ

で、こちら管理耕作とのすみ分けがありまして、どちらを取るかというのは地域の話合いによって決まってくんですけども、今回は苧宿地区において3ヘクタール取り組むということで、こちらで54万円になっております。

一番大きいのが作付再開水田の均平化支援ということで、不陸がある水田に対して支援をするという内容になっておりまして、こちら今年度作付を実施した水田で均平化支援、1反当たり5万円ということで計算しておりますので、89ヘクタールで5万円ということで4,450万円の事業費を見込んでおります。こちらの財源となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 生活支援課長。

○生活支援課長（横山秀樹君） 16ページの生活支援事業費の委託料、それから補助金に関してお答えいたします。

まず、仮設住宅合併浄化槽の維持管理委託料ですが、こちらのほう当初、本宮の恵向の住宅、それから南相馬市の八方内の仮設住宅について見込んでいたんですが、現在は全て退去となっております、こちらの委託料については全額減額するような形となっております。

それから、負担金、補助金の関係ですが、浪江町ふるさと住宅移転補助金、こちらにつきましては当初予算では129件ほどの支出を見込んでおりましたけれども、今回この補正で42件ほどを見込みまして、合計では171件ほどの支出を見込んでおります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 失礼いたしました。答弁漏れがございましたので、お答えいたします。

営農再開支援事業で畑も対象になるかということですが、対象になります。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、18ページの道路橋梁費、道路維持費の中の使用料及び賃借料につきまして、これは見込みかということのご質問にお答えいたします。

まず、今回は対象箇所、予定をしております。側溝の堆積物の除去が7か所及び路面の生成が1か所、合計8か所の予定をしております。

また、道路パトロールにつきましては月2回ほど定期的にやって

おりますが、うちの課の職員、現場に出れば常に道路パトロールだというようなことで、現場に行く途中、帰りにつきましても危険箇所がございましたらすぐに連絡をいただくようなシステムを取っております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 道路補修等の補正については、もう既に箇所づけがしてあるということです。したがって、新たな分についてはさらに新たな補正ということになると思うんですけども、住民からの要望があった場合、丁寧な対応ができるような担当課の取組を求めている。

しかも、今後の分については当然のことながら補正、あるいはどうしてもという場合には予備費対応ということもあると思うんですけども、今後追加発生した場合の予算措置についてどういうふうに考えているか、お尋ねをいたします。

それから、最初に戻って、歳入の分については了解をいたしました。

その上で、歳出で、農林業費11ページ、営農再開支援事業等については了解をしました。

それから、新しい事業で名称は忘れちゃったけれども、農業転換事業で農林水産省が苗も資材のうちなんだけれども、肥料だとかその他資材等について補助をするという制度がスタートしました。浪江町の場合は、その国の資材等購入に対する新事業の申請は何件ほどあったんでしょうか。

それから、多分同じ事業だと思うんだけど、申込みが殺到して該当しない人が県内でも続出しました。これは全国的にも発生しております。浪江町の実情と、もし対象にならなかった、申請が遅れて予算措置が取れなかったという人がいた場合、今後国との関係でどういうふうになっていくのか、お尋ねをいたします。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、使用料等について今後の追加はというようなご質問にお答えをいたします。

現在のところ、予算の残につきましては約300万円ほどございます。緊急性の高いもの、あとは軽微にすぐにやらなければいけないところ、できるところというようなことで箇所づけにつきましては設定しておりますので、大きな工事になれば当然工事費等々で対応するようになります。現在のところ300万円程度ありますが、場所あとは緊急性を検討しながら箇所づけをして、施工していきたいと

考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 農林水産省の制度ということで、当町でも活用を考えている方いらっしゃいます。ただ、今回の補正の資料として用意しておりませんでしたので、今お答えできるものはございません。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 新しい農林、水産も入るのか、農業関係の国の支援事業、浪江町でも希望した人がいた、しかし今回間に合わなかったということですから、浪江町では何件ぐらいあったんですか。

それから、今回措置されなかった分について、今後どうされますか。

以上、お尋ねして終わります。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） 手元に資料がない中なので、大体になってしまうんですけれども、この制度を活用するためにいろいろ相談を受けていたさなかに国からの説明会が開催され、それで当初になかった条件なども出てきたというところで、実際申請して対象にならなかったという方はいらっしゃいません。

ただ、その条件提示後、精査をした中で対象になる方が3経営体ほどいらっしゃったと記憶しております。

今後、しっかり進められるようサポートしてまいりたいと思いますし、そのほかの方はどうするかということなんですけれども、やはり制度でございますので、町としては対策はなかなか難しいかなというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

12番、山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） では初めに、11ページ、県支出金で7の教育費の県補助金で80万円なんですけれども、東京2020オリンピック・パラリンピックの準備事業補助金とあるんですけれども、今このような状況で来年度の準備のお金なのかその辺がちょっと明確じゃないんですけれども、何のために入金があったのか。今年、支出しなくちゃいけなかったお金だったのか、併せて。

それと関連で、21ページも同じくなるんですけれども、保健体育総務費で聖火リレー謝礼、それとその下に委託料で聖火リレー関連

イベント運営委託料、今年度やっていないようなイメージがあって、これも来年度の何か頼むだけの委託料なのか、ちょっと分かりません。

それで、本日の新聞に、聖火リレーのルートの変更で浪江町が載っていました。それに伴うものなのかも併せてお伺いします。

続きまして、18ページ、土木費で2の道路維持費の委託料で400万円ほどの不要資材処分委託料、結構な金額で一般財源から支出されるんですけども、今まであったものを撤去するのかなと思われるんですけども、どのようなものがどのぐらいかかってこの金額なのか。また、これを1回処分されれば、次回からは不要なものは一切ないというような認識でいいのか、この辺の説明をお願いします。

続きまして、すみません、17ページ、農林水産事業費、農地保全管理費でため池のハザードマップ作成業務委託料、ちょっとため池のハザードマップというのがよく理解できないんですけども、通常だと水害のとかいろいろあるんですが、ため池のハザードマップというのはどのようなことをみんなに周知するためのマップなのか、それに併せての業務委託なんですが、説明をお願いします。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 教育委員会事務局次長補佐。

○教育委員会事務局教育次長補佐（門馬純子君） それでは、お答えいたします。県の補助金と歳出と併せてお答えしたいと思います。

本日の新聞にも掲載されておりましたが、3月25日に聖火リレーが浪江町を通ることになっておりまして、その際の聖火リレーの独自盛り上げ施策ということで、こちら県から事業費の2分の1、上限80万円ということで補助金を見込んでおります。また、その歳出におきましても、独自盛り上げ施策の経費となっております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） それでは、18ページ、土木費、道路橋梁費、道路維持費の12委託料の400万円、不要資材につきましてご説明をいたします。

不要資材につきましては、現在、大堀総合グラウンドの駐車場のほうに山積みしてあります不要なU字溝とコンクリート製品につきましての処分料となります。今回、大堀地区のコミュニティセンターが建設中でありまして、景観的にも悪い、あとは使用も予定がないということで処分をするための費用でございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 農林水産課長。

○農林水産課長（金山信一君） ため池ハザードマップについてお答えいたします。

町では、10か所の防災重点ため池がございます。その防災重点ため池に対してハザードマップを作ることが義務づけられているということで、これまで8か所のハザードマップについて作成してまいりました。残り金ヶ森と関ノ倉のハザードマップがまだ作成されていないということで、当初予算で計上したところでございます。

ちなみに8か所については、ホームページでハザードマップとして掲載してございます。

今回、どうして2か所に対して補正になったかということなんですけれども、まずため池ハザードマップの説明ですが、ため池が破堤した際にため池の貯流水がどこまで到達するか、どこに避難すればよいかを記載したものです。このためため池の貯流水の流れる方向及び浸水がどこまで広がるかを把握することが重要であり、ため池の規模等により簡易解析を実施するか、詳細解析を実施するかが定められているということでございます。

当初予算では、この2つのため池に対して簡易調査で足りるだろうということで、それまで県とも相談してやってきました。簡易解析というのは、ため池の満水時の貯流水がため池が破堤したときにどこまで到達するかを、地形図等の机上検討レベルでシミュレーションしたものでございます。

しかし、その後、県とのやり取りの中で、この2か所に関しては詳細レベルまでのシミュレーションが必要であろうということになりましたので、机上検討結果を基に現況施設等の周辺状況を反映し、ため池が破堤したときの貯流水が下流域に対していつどのような速度、深さでどこまで到達するかをシミュレーションするというような詳細解析に変更しなくてはならないということになりましたので、簡易解析から詳細解析への委託料の増となることから、その差額分を補正させていただいているところでございます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） まちづくり整備課長。

○まちづくり整備課長（戸浪義勝君） 答弁漏れありました。失礼しました。

今回、不要物全て現在あるものを処分しますので、これからは現場で出ればまた不要となりますが、現在のところは在庫はない形になります。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより議案第157号 令和2年度浪江町一般会計補正予算（第6号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第157号は原案のとおり可決されました。

◎延会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） お諮りします。本日の会議はこれで延会したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。

（午後 0時11分）

1 2 月 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 2 年浪江町議会 1 2 月定例会

議 事 日 程（第 4 号）

令和 2 年 1 2 月 1 7 日（木曜日）午前 9 時開議

- | | | | |
|-----|-----|-------------------------|---|
| 日程第 | 1 | 議案第 1 5 8 号 | 令和 2 年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 | 2 | 議案第 1 5 9 号 | 令和 2 年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 | 3 | 議案第 1 6 0 号 | 令和 2 年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 | 4 | 議案第 1 6 1 号 | 令和 2 年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 | 5 | 議案第 1 6 2 号 | 令和 2 年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 | 6 | 議案第 1 6 3 号 | 令和 2 年度浪江町水道事業会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 | 7 | 同意第 4 号 | 監査委員の選任について |
| 日程第 | 8 | 同意第 5 号 | 教育委員会委員の任命について |
| 日程第 | 9 | 議会改革特別委員会報告 | |
| 日程第 | 1 0 | 請願・陳情審査報告 | |
| 日程第 | 1 1 | 発議第 8 号 | 浪江町議会議員定数条例の一部を改正する条例 |
| 日程第 | 1 2 | 委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について | |

出席議員（１６名）

１番	大浦泰夫君	２番	石井悠子君
３番	高野武君	４番	佐々木恵寿君
５番	半谷正夫君	６番	紺野則夫君
７番	佐々木勇治君	８番	平本佳司君
９番	山崎博文君	１０番	渡邊泰彦君
１１番	松田孝司君	１２番	山本幸一郎君
１３番	泉田重章君	１４番	紺野榮重君
１５番	佐藤文子君	１６番	馬場績君

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	吉田長数博君	副町	佐藤長良樹君
副町	小林長弘典君	教	育笠井長淳一君
代表監査委員	根岸弘正君	総務課長	安倍靖君
企画財政課長	西健一君	二本松事務所長兼 生活支援課長兼 仮設津島診療所事務長	横山秀樹君
産業振興課長	清水中君	農林水産課長兼 農業委員会事務局長	金山信一君
住宅水道課長	木村順一君	まちづくり整備課長	戸浪義勝君
教育委員会事務局 教育次長補佐兼 にじいろこども園長	門馬純子君	会計管理者兼 出納室長	佐藤祐一君
住民課長	中野隆幸君	健康保険課長兼 浪江診療所事務長	掃部関久君
介護福祉課長	松本幸夫君		

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長
書 吉 田 厚 志 君
鎌 田 記 典 太 朗 君

主 任 主 查 兼 係 長
志 賀 美 樹 君

◎開議の宣告

- 議長（佐々木恵寿君） おはようございます。
ただいまの出席議員数は16人であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
(午前 9時00分)
-

◎議事日程の報告

- 議長（佐々木恵寿君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
-

◎議案第158号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第1、議案第158号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第158号 令和2年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。
採決は、起立により行います。
本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。
[起立全員]
- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第158号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第159号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第2、議案第159号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。
これより質疑を行います。質疑ありませんか。
[「なし」と呼ぶ者あり]
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。
16番、馬場績君。
- 16番（馬場 績君） 159号 浪江町国民健康保険直営診療施設事業

特別会計補正予算に反対の討論をいたします。

補正予算資料 7 ページに、仮設津島診療所管理費、委託料66万円、オンライン資格確認システム整備委託料、同じく目の2、浪江診療所管理費、委託料66万円、これもオンライン資格確認システム整備委託という事業であります。所管案件ですから質疑はしませんでしたけれども、この議案に反対の討論をいたします。

反対の理由は、オンライン資格確認システム整備なるものは、マイナンバーカードの保険証利用等の登録システムであります。スタートは来年です。3月からということです。委員会の審査で、担当課長は薬剤情報や保険者情報のオンライン化であり、本人承諾が必要であるというふうに説明もされました。このことの問題は何かということでもあります。これまでも議案審議の中でマイナンバーの個人情報漏えいの問題について、たびたび質疑あるいは反対討論もしてきましたけれども、今回の問題もマイナンバーそのものに直結するものであり、住所、氏名、患者本人の薬剤情報や保険加入の種類など個人情報満載であることは間違いありません。マイナンバーそのものが公式に発表されたものとしては8月1日、全国的にはいまだに2,324万枚、18.2%、浪江町でも同水準の発行状況であると推測をされます。

このマイナンバーについても、皆さんご記憶だと思いますけれども、10万円の特別定額給付でもオンライン申請をしました。大混乱に陥りました。機能不全に陥ったわけであります。しかも今回はこういう制度について圧倒的多数の人が、町民は知らないのではないかというふうに思います。我々も今度の補正予算審議で初めて町から説明を受けて、内容を承知したということでもあります。マイナンバーそのものに関わるこういう説明については、今ほど申し上げましたけれども、国民の理解は得られていないからこそ、いまだに2割を切って、あの手この手でマイナンバーを普及し、様々な個人情報を行政が取得しようとするものであります。

改めて申し上げますけれども、今回のシステム導入は患者の資格情報などを取り込むものであり、より濃密な個人情報が管理されるということになるわけであります。様々なITシステムによる詐欺行為は後を絶ちません。情報漏えいが多発しております。マイナンバーカードを使わなくても受診はできます。このことについても多くの町民は分かっておりません。また、こういうことがスタートすれば、窓口でのカードの取り違いや、様々な個人情報の漏えい、そのことによる目的外使用の危険さえこれまでの経過からすれば十分に容易に推測可能であります。

したがって、そうした問題や個人に重大な損害を与えるようなシステムは強行すべきではありません。全国の医療機関においても導入はまだまであります。時間をかけてこういうものを町民的な議論をした上で、システム化の理解を得た上で進める、そういうことが求められている案件であります。そういう立場から、159号については明確に反対の立場を表明して討論をするものであります。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより議案第159号 令和2年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立多数であります。

よって、議案第159号は原案のとおり可決されました。

◎議案第160号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第3、議案第160号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

議案第160号 令和2年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第160号は原案のとおり可決されました。

◎議案第161号の質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第4、議案第161号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第161号 令和2年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第161号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第162号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第5、議案第162号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第162号 令和2年度浪江町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

- 議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。
よって、議案第162号は原案のとおり可決されました。
-

◎議案第163号の質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第6、議案第163号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

- 16番（馬場 績君） 163号議案の、これは資料ではなくて議案そのものだね。議案の添付資料、5ページに浪江町水道事業会計補正予算、収益的収入で収入の部の記載がございます。この件についてお

尋ねをしたいと思います。水道事業の営業外収益 2 億 8,750 万は議案提案説明の際に、これは東電賠償だという説明がありました。改めて確認しますが、これは何年度分の東電賠償なのか。逸失利益という理解でよろしいのかどうか。

それから、期間の現状からすれば、今後も本来の上水道事業運営は至難であるというふうに思います。したがって、正常な事業収益は見込めないというふうに考えます。その上で今後の賠償の継続についてはどうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） お答えいたします。

まず初めに、何年度分かの質問ですが、年度分につきましては平成 23 年度から平成 30 年度までの 8 年度分につきまして実費の賠償方式を見直したことによりまして、各年度の賠償費用を算定しまして、その差額について東京電力から支払われたものになります。逸失利益ですかということですが、逸失利益分というよりは、その基礎算定方式と実費賠償方式の違いといいますと、前にも言いましたけれども、固定費と、あと流動的な……

○16 番（馬場 績君） 分からない、はっきり言うと。

○住宅水道課長（木村順一君） はい。固定費の分で経費として認められたというものがあまして、その分について差額が生じたということであります。

今後の継続につきましては、来年度も逸失利益分につきましては東京電力に賠償させてまいりたいと考えております。

○議長（佐々木恵寿君） 16 番、馬場績君。

○16 番（馬場 績君） 2 億 8,750 万円の営業外収益については平成 23 年から平成 30 年、いわゆる 8 年間分のこれまでの賠償の差額であると。総額 2 億 8,750 万円だということについては分かりました。

今後についても賠償請求をするというお答えがありましたけれども、賠償請求の基本となるものは何ですか、東電に賠償請求する。これまでの固定費と認められたもの等の差額云々ということですが、水道事業全体の逸失利益分として請求するのか、東電があればこれはじいて、足し算引き算して、その差額分について請求するということになるのか、どういう中身で請求されますか。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 一番初めの基本となる額というのは基準年度の額になりますんで、基準年度は震災前の平成 22 年の使用料等が基準になると思っています。そこから固定費、変動費の部分で東電に認められる経費、認められない経費を逸失利益分の計算等に

混ぜまして請求していったって、そこは協議になると思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 2億8,750万円を8年で割ると、年間3,000万円強です。したがって、浪江町の水道事業において基準年度の逸失利益はその程度のものではないというふうに思います。東電賠償が誠意を持って賠償するというふうに言いながら、賠償を打ち切る、賠償を圧縮する。圧縮というよりも打ち切ってきているというのが現状です。全く自分で与えた損害に責任を負おうとしないということは明らかでありますけれども、東電賠償の今後の見通しが明確にないということから、今度の議会には議案としては提案されませんでしたけれども、11月の全員協議会で来年度から基本料金については通常賦課にすると。これによる収入は1,650万円だと。さらにその翌年度、令和4年度からは従量料金、分かりやすく言うと使用分に対する料金賦課、令和4年度は50%、7,824万円。令和5年度からは100%使用料賦課をして、通常賦課に切り替えた場合、3,214万7,000円の町民負担が発生すると。もちろん接続をして、受益している人たちは一定の負担が求められるということは、それは分かる話ではありますが、ここ一、二年の間にこれまでの減免が全てなくなると。通常徴収、通常賦課に切り替わると。その背景には何があるかということ、東電の賠償の見通しが不透明だということから、そういう水道事業運営の判断をされたのではないかと。

別な角度から、そうではないと。従来どおり東電に賠償請求をして、確固たる買収を求めるということであれば、通常賦課に切り替える必要性はなくなるわけですが、水道事業全体の今後の経営見通しと東電賠償の見通しの関係についてどのようにお考えになっているのか。東電賠償がはっきり、きっちり見通しがあるということなのかどうか、改めて答弁を求めたいというふうに思います。

○議長（佐々木恵寿君） 住宅水道課長。

○住宅水道課長（木村順一君） 東電の賠償の見通しは今のところ継続される見通しはありません。ですから、毎年度逸失利益分について請求してまいります。全協の際にもお話ししましたが、町の減免につきましては賠償の料金には含まれておりませんので、そのところも今後の経営として徴収していくという考えに至ったわけでありです。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。
これより議案第163号 令和2年度浪江町水道事業会計補正予算
（第4号）を採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、議案第163号は原案のとおり可決されました。

◎同意第4号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第7、同意第4号 監査委員の選任につ
いてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより同意第4号 監査委員の選任についてを採決します。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第4号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎同意第5号の質疑、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第8、同意第5号 教育委員会委員の任
命についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
これより同意第5号 教育委員会委員の任命についてを採決しま
す。

採決は、起立により行います。

本案を原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立全員であります。

よって、同意第5号は原案のとおり同意することに決定しました。

◎議会改革特別委員会報告

○議長（佐々木恵寿君） 日程第9、議会改革特別委員会報告を議題とします。

議会改革特別委員会委員長から報告を求めます。

議会改革特別委員会委員長、泉田重章君、登壇でお願いします。
泉田重章君。

〔議会改革特別委員長 泉田重章君登壇〕

○議会改革特別委員長（泉田重章君） それでは、議会改革特別委員会調査報告を申し上げます。

令和2年12月17日、浪江町議会議長、佐々木恵寿様。

議会改革特別委員会委員長、泉田重章。

議会改革特別委員会調査報告書を朗読させていただきます。

令和2年3月定例会において本委員会設置の発意が可決され、委員8名が選任されました。

委員会では、議会基本条例の制定と議会へのタブレット導入の必要性について、これまで13回の審議を重ねてまいりました。基本条例制定につきましては、平成22年12月の定例会に報告された浪江町議会基本条例（素案）を基に、現在に即した条例とするため、内容を精査してまいりました。

審議の過程で分かったことは、浪江町議会は東日本大震災及び東京電力福島第一原子力発電所の事故から一丸となって復興を目指してきた中で、基本条例の内容を既に実践してきていることが多いということでありました。

委員会の審議の結果、この基本条例の目的にあるとおり、議会としての姿勢を基本理念として明文化し、浪江町議会における議会運営の最高規範として基本条例を定めるべきとの結論に至りました。

議会へのタブレット導入については、ペーパーレス化、経費削減等を目指して議会活動にどのようなメリット、デメリットがあるのかを調査してまいりました。国もデジタル化を目指している中、実際にデモンストレーションを体験して、十分に導入のメリットがあると判断し、導入すべきとの結論に至りました。

私たち特別委員会に与えられた目的は、議会基本条例制定調査と議会へのタブレット導入についての調査であり、議会改革の根幹となる議会基本条例（素案）の作成と議会へのタブレット導入を導入すべきとした本報告書の作成をもって目的を達したものと考えます。今後は本報告書を基に、具体的施策の実行に向けた取組がなされることを強く要望し、報告といたします。

添付資料として、浪江町議会改革特別委員会審議過程が13回の時系列に記載してあります。

それから、添付資料としまして、この13回の審議の経過を記載しております。

続いて、報告書の資料として、資料1、浪江町議会基本条例（素案）を添えております。中身1ページをご覧ください。

前文が記載されております。その前文の中に基づきまして、3つの基本理念を表しております。1、町民に信頼される議会、2、しっかり討議する議会、3、町民の意思が政策に反映できる議会を目指してを基本として、その基本理念を実現するために5つの方針を規定しました。1、議会の公開度と透明性の高い議会づくり。2、町民への説明責任を果たすため報告度を高める。3、町民参加の議会運営。4、政策提言と政策立案ができる合議体としてのシステムづくり。5、議会機能の充実と議員の資質の向上であります。

第1章につきましては、総則であります、ここで目的を規定しております。

第1条、これは先ほど申し上げました目的を明文化するということの流れが記載されております。

第2章につきましては、議会議員の使命と政治倫理を記載しております。

第2条において、議会議員の使命を規定しております。

第3条におきましては、議員の政治倫理を記載しております。

第3章、議会議員の活動原則。

第4条において、議会の活動原則を規定しております。これは町民に開かれた議会、町民参加を不断に推進する議会を目指して活動するということを意味しております。

続いて、4ページ、第5条に議員の活動原則を規定しております。

次に、第4章、町民と議会の関係を規定しています。

第6条において、町民参加、町民との協働について記載しております。町民との互いの情報を共有するということを目的としております。

続いて、6ページ、第7条において町長と議会議員の関係について記載してあります。ここでは特筆すべき条文として、町長と議会議員が政策の計画や実施に関わる活動のため、質疑や一般質問、さらにはその内容を充実させるために必要な反問をすることができますということで記載しております。これには町との協議が必要となります。

第8条には、町長による政策形成過程等の説明と政策評価について

て記載してあります。

8 ページ、第 9 条、予算決算における政策説明資料の作成を記載しております。これについては、説明資料の細かな分かりやすい説明ができる資料ということで協議しております。

続いて、第10条、議決事件の拡大ということで、議会としての議決責任を問うという役割を町長と公平に分担するということを表しております。

次、9 ページの第 6 章、政策提言立案の強化。

第11条では、政策立案、政策提案及び政策提言について述べております。この場合は議会は町の政策水準の向上を図るために、その機能の強化に努めるということの内容であります。

続いて、第12条では、議員間の自由討議による合意形成が必要であるということを規定しております。

続いて、10ページ、13条、委員会活動の充実ということで、これは委員間の討議の時間を設定すると。十分に討議することということを目的としております。

第14条、政策討論、これは政策立案、政策提案及び政策提言を推進するため、政策討論の場を設けるということであります。

続いて、11ページ、第 7 章、適正な議会機能ということであります。

第15条、適正な議会費の確立を求めるということの規定であります。

続いて、第16条、議員定数、歳費について述べております。これは議員の活動、それから議員定数の削減と、そういう定数の考え方について公聴会制度等を十分に活用して、適正な議員定数、歳費の確率を期することということを規定しております。

続いて、12ページ、第17条では、議員研修の充実を述べております。これは議員研修を実施するということであります。

第18条では、政務活動費の充実ですね、これを求めています。

続いて、13ページ、議会広報の充実ということで第19条に規定しております。これは議会だより速報版等の発行、こういうことも規定しております。

続いて、第20条では、議会事務局体制の整備を行うと。議会事務局の調査、法務機能の充実を図るものとするということであります。

第21条では、議会図書室の充実、これについてはいろいろ協議いたしました。が、図書等を保管して調査研究のための利用に供する場が少ないのではないかという意味から、これを規定しております。

14ページ、第 8 章です。条例の位置づけと見直し手続を定めております。

第22条、最高規範性、この条例は議会の最高規範であるということとを規定しております。

第23条において、議会議員の責務を規定しております。町民に対する責任を果たすこと、これが目的であるということとであります。

続いて、15ページ、第24条で検証と見直し手続について述べております。これはこの規定の精査をするために議会運営委員会において定期的に検証するというものと、全協においてその報告を協議するという内容まで踏み込んであります。

続いて、基本理念を表現する方向性ということで、資料2をご覧ください。

基本理念を実現する方向、浪江町議会における議会制度改革の体系ということで、ここに記載してあります。3つの基本理念、続いて、基本理念を実現する方向、これが5つですね。議会の公開度、議会の報告度、町民の参加度、政策提言と政策立案の強化、議会の機能の充実等を述べて、右側の具体的取組事項まで協議してまいりました。その結果、明文化して、一番右の34までの項目について条文に記載したということとであります。

続いて、浪江町議会タブレット検討ということとありますが、タブレット導入について検討した際の前提条件としまして、タブレット本体は通信費込みのリース契約20台、3年または4年契約を想定すべきだということとありました。これはいろいろな資料からそのような想定をいたしました。

次に、タブレット本体は2020 iPad プロ、12.9インチ、A4サイズですね。128ギガバイトを想定しております。

続いて、システムについてですが、東京インタープレイのサイドブックス、これを想定して、実際にその操作性について体験をしてみました。

続いて、通信容量ですが、これは3ギガバイト、通信会社はNTTドコモを想定しております。

続いて、この議会タブレット導入について、議員の皆様方とともに南相馬市、それから各都道府県に研修に行ってまいりました。皆さん、各地区においていろいろとお世話になって、この結果が出たものと思っております。

委員会としての見解であります。結論はタブレットを導入すべき。主な理由、大幅なペーパーレス化が見込まれる、議員活動の効率化が見込まれる、経費削減が見込まれる、事務の効率化が見込まれるということとあります。

審議の結果、見えてきた課題ではありますが、このことについても

報告しておきたいと思います。経費に対しての議員負担の有無、議員が負担する場合の負担割合等、これは検討すべきだということです。それから、執行部との協議、先行導入か同時導入かということでもあります。これも協議が必要であるということです。運用基準ですが、使用ルール等の策定が必要であるということです。

以上、審議の経過等を踏まえながら、報告書に記載されている内容を朗読させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議会改革特別委員会で度重なる審議、調査を重ねて、基本条例案を準備されたことに敬意を表したいというふうに思います。

その上で、今ほど報告がありました中身で、直接浪江町議会としても検討すべきというかね、この基本条例案に示されている中身とは真逆のことが行われているということについて委員長に見解を求めたいというふうに思います。

基本条例は議会の最高規範であるという位置づけです。それはそれでいいと思います。4ページ、5ページにわたってなんですけれども、町民参加と町民との協働、これも第6条で明確に位置づけられていると。議会は、議会の活動に関する情報公開を徹底し、説明責任を十分に果たす。地域を熟知する町民と互いの情報を共有すると。町民との双方向の活動を強調しております。

その上で、第4号に、議会は請願、陳情を町民による政策提言と位置づけ、審議においては提案者の意見を聞く機会を設けると。まさにこのことに対する実践が試されたというのが12月議会だったんですよ。この後議題となります請願第2号 浪江町の各小中学校の解体を延期し、町民・卒業生にお別れの機会となる閉校式の開催を求める請願書、門馬昌子さんと呼ばかけ人代表として5名の方が3,915筆の町内外あるいは海外の一部の賛同も含めて提出をしました。ところが、4号に書いてある請願、陳情を町民による政策提言と位置づけ、審議においては提案者の意見を聞く機会を設ける。条例は制定されていなかったけれども、実践で試される事案が私たちの議会に目の前で提起されたわけです。

実は12月11日にこの請願案件のみで委員会が開かれたわけです。開催と同時に、この請願案件について町から説明を聞く必要があるということで、渡邊泰彦委員長は、教育長、それから教育次長、そ

のほか係長、3人を呼んで、いわゆる町の考え方は、私の一般質問でも、あるいはこれまでの経過からも解体申請をして、解体をする、という立場です。閉校式はやるというけれども、規模や内容や時期についてはまだまだ検討の余地はある。不明瞭であるという当局の立場は明々白々であるにもかかわらず、請願案件を審査するに当たって、請願者代表を呼ぶ、あるいはそれが困難な場合は、実は私もこれ経験あるんですけれども、紹介議員が請願案件の説明をする。紹介議員に説明を求める。これが町民参加の議会の在り方なんです。それは基本条例に明文化されるまでもなく、議会運営の基本中の基本なんですよ。全く真逆のことが行われたんです。

そのことについて私は、それは駄目だというふうに言いましたが、委員長の裁量ではかの委員に諮った結果、教育長あるいは教育次長関係者の出席を認めてもよろしいということになって、請願案件の審議は進められたわけだけでも、あり得ない話なんですよ、これね。

ということについて議会改革特別委員会の委員長の文教厚生常任委員の構成メンバーの1人として参加されております。今あなた自らがリーダーになって、この基本条例をまとめて、ポイントについて説明されましたけれども、そういう当議会において発生した具体问题についてどのように認識をし、どうあるべきだと考えますか、お尋ねします。

○議長（佐々木恵寿君） それでは、泉田委員長。

○議会改革特別委員長（泉田重章君） それでは、お答えいたします。

まず、この議案審議の中で今後の基本条例について、こういう提案者の意見を聞く機会を設けるべきだということを入れたということは、今後この条例制定の中で進めていくべきではないかということが出ました。その中で、これは意見を聞く機会を設けるという条項は入れました。その中で、今回の文教・厚生常任委員会の中の今事例をお話しされましたが、今まだこの基本条例については制定されておらない中ではありますが、やはりそういう真逆の事例だということで、今後の委員会審議の中でそういう場面も登場するのかなと。これも必要なんだろうなということを改めて認識いたしました。ですから、今後この条例が制定された中で、これは運営の方向で図っていくべきと考えております。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 今後の議会運営の中で改善を図るという委員長の表明ですから、それはそのとおりだと、そのように評価したいと

思いますけれども、しかし、現実にあなたが特別委員長で、あなたが文教厚生の常任委員、メンバーの1人で、この基本条例は、今日審議されたわけではなくて、13回にわたって審議してきたわけ。委員会の中でも私はそういう発言をしているわけ。条例が制定されていると、いないのにかかわらず、議会の基本的な姿勢として真逆のことが白昼堂々で行われているということについては、本来は基本条例制定を目指す議会としても、それはやっぱりまずいということで、委員会の中でやっぱりあるべき姿を追求すべきではなかったかというふうに思います。

そのほか、もちろん我々議員は生身の人間ですから、完全な活動とか、それは難しいかもしれませんが、町民と議会との関わりで根本的、根源的、本質的な問題については、条例が制定される前であろうと議会としての基本姿勢は貫くべきだというふうに思いますが、委員長の認識をお尋ねいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 議会改革特別委員会委員長。

○議会改革特別委員長（泉田重章君） それでは、お答えいたします。

今内容について全てをここで報告する必要はないと思いますが、私もあのときに馬場議員からそのような当初から委員会の中で教育委員会の説明があつていいのかというようなお話があつたときに、私はこう発言したはずです。要するに請願審議の中で、その内容に疑問がある場合は、その段階で教育委員会の入室を認めるべきではないのかということで馬場議員は言っておられるのではないですかということを発言しました。それは運営上のやはりいろんな流れがありますが、やはりそれが馬場議員がおっしゃるとおり、質疑が生じた場合には、それをまとめて、後で意見を伺うというふうな形で取るべきではないかという趣旨からそういう発言をさせていただきました。ですから、決してそれを否定したわけでは私はありません。以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） そういう経過があつたということは承知をしております。その上で問題を指摘して、呼ぶならば請願者代表あるいは紹介議員を呼ぶべきだという提起もしたんですよね。だから、この基本条例に書いてあることが制定前ではあるけれども、我々議会が試される、そういう事案、事例が発生したということについては、やっぱりそういうことはまずいと、改めるべきだと。今後基本条例の趣旨に沿って、町民の負託に応える議会の在り方をあくまで追求すべきだということを表明いただきたいというふうに思いますが、いかがですか。

- 議長（佐々木恵寿君） 議会改革特別委員会委員長。
- 議会改革特別委員長（泉田重章君） 今後基本条例に基づいて、各委員会で請願、陳情が出た場合には、それを十分に理解して、その趣旨を説明してもらおう機会を設けるべきではないかなと思います。
- 以上です。
- 議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。
- 〔「なし」と呼ぶ者あり〕
- 議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。
- 以上で議会改革特別委員会報告を終わります。
-

◎請願・陳情審査報告

- 議長（佐々木恵寿君） 日程第10、請願・陳情審査報告を議題とします。
-

◎請願第2号の委員長報告、質疑、討論、採決

- 議長（佐々木恵寿君） 請願第2号 浪江町の各小中学校の解体を延期し、町民・卒業生にお別れの機会となる閉校式の開催を求める請願書を議題とします。
- 付託中の委員会から、お手元に配付のとおり審査報告書が提出されております。
- 事務局長に朗読をさせます。
- 事務局長。
- 〔事務局長朗読〕
- 議長（佐々木恵寿君） ただいま朗読のとおりです。
- 所管委員長から趣旨説明をお願いします。
- 文教・厚生常任委員会委員長、渡邊泰彦君、登壇をお願いします。
- 〔文教・厚生常任委員長 渡邊泰彦君登壇〕
- 文教・厚生常任委員長（渡邊泰彦君） 文教・厚生常任委員長の渡邊です。

それでは、請願第2号の趣旨説明をさせていただきます。

請願第2号 浪江町の各小中学校の解体を延期し、町民・卒業生にお別れの機会となる閉校式の開催を求める請願書の審査結果について説明します。

本請願の趣旨として、主に2つの事項が挙げられております。1つは、国への学校解体への延期の要請、もう一つは、各学校の歴史を閉じるにふさわしい閉校式の開催であります。委員会としても非常に重要な問題であると認識しており、結論を出すまでに時間を要しました。その結果、事務局長朗読のとおり、委員会として不採

択とすべきと決定したものであります。

委員会として不採択と審査結果は出しましたが、審査中に出た委員からの採択、不採択に関する意見等の内容についてご報告させていただきます。

初めに、請願を不採択とすべきとの意見内容ですが、地域住民からも学校跡地を避難場所として早めに整備してほしいという話が出ており、また、跡地に防災コミュニティセンター等の建設計画があると帰町した方々の災害時の避難場所の安全性を確保する意味からは、早めに整備すべきだと考える。

2つ目は、解体延期の期日が不明確だと。

3つ目、解体までまだ時間が残されている。この残された期間の中で最大限に対応すべきだ。

4つ、閉校式については実施する方向で進んでいる。

以上のような意見が出ました。

次に、請願を採択すべきとの意見内容ですが、住民に寄り添って、請願の趣旨を理解する必要がある。

2つ目、学校の設置者として町民の心の穴を埋めるのにふさわしい閉校式を実施する責任がある。

3つ目、学校は町民の心のよりどころである。

4つ目、町民あつての町であり、町民あつての教育行政である。内容を深掘りして、町民の願いに応える、そういった姿勢が必要ではないか。

以上の意見が出てまいりました。

最後に、委員会として不採択と審査結果を出させていただきましたが、町に対しては引き続き請願者、町民の思いに寄り添った形の閉校式の計画実施に努めることを要望し、委員会の報告とさせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 6番、紺野則夫でございます。

紹介議員として、委員会の審議についてお尋ねをいたします。

請願者3,900名に及ぶ各小学校の解体延期、閉校式の開催についての請願は非常に重いものであると思われます。その賛否についての議論は時間をかけ、委員会としての結論に至ったものと思われます。私は、この請願は2つの請願内容に分けた議論がなされるべきと考えております。今委員長からも2つに分けて議論したというふ

うなことでありますけれども、これについても当然慎重なる皆さんの委員としての意見を長時間かけて当然なされたものかなというふうに思われますが、結局は否決になったと。採択には至らなかったというふうなことでございます。当然学校、行事関係については教育委員会が主体となってやっているというふうなことから、今までの教育委員会の見解を踏まえた上で、どのような議論がなされたのか、その詳細について再度お伺いいたします。

2つ目でございますけれども、学校解体の延期についてでございます。これは国、いわゆる環境省が事業主体となってやっているわけでございますので、解体延期の可否は当然環境省が決定するものというふうに考えております。結局町が、それから教育委員会がどのような意見か何かあったか分かりませんが、町が決めるものでもない。あくまでも国が決定するものであるというふうなことを前置きとして伝えておきます。

現在、コロナ禍の中での閉校式、町民が一堂に会して行うことは非常に難しい環境となっていることは事実でございます。そこで、コロナ感染症のワクチン接種の実施による感染予防対策がなされた後に、思い出のあるおのおのの学校において閉校式が実施されることが請願者3,900名の思いであることは言うまでもありません。そのことを踏まえまして、国に対する請願についてどのような意見が出され、不採択に至ったのか、その詳細についてもお伺いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 文教・厚生常任委員会委員長。

○文教・厚生常任委員長（渡邊泰彦君） それでは、紺野則夫議員の質問にお答えします。

紺野議員の質問にもあるように、当委員会では本請願の審査に当たり、2つの事項が挙げられていると。先ほど申し上げましたが、2つに分けて議論させていただきました。まず、閉校式につきましては、町教育委員会の方で、実施する方向で調整を進めているんだと。これは現実性があると認識しました。しかし、委員会で論議する中で、ただ実施するだけではなく、町民の希望に寄り添い、町民の思いを受け止め、実のある閉校式の実施を望む声もありました。ただ、現状のこのコロナ禍の中でどのような閉校式を町としては計画するのかということは、期間的には決定はしているようですが、内容についてはどこまで広げたらいいのか。要するにソーシャルディスタンスを取った開催が必要なんだろうということで、その辺の意見は私は聞いております。

次に、学校解体の延期についてですが、解体の延期について、請

願者、そして町民の方々の思いに応えるべきという意見はもちろんありました。一方、学校跡地に防災コミュニティ等の建設計画があると。すなわち帰町する、町で暮らす住民、現在、避難指示解除がされてから、二度ほど避難するという災害が起きております。そのときの声、やはり安心な避難所が欲しいんだと。駐車場を完備している。今で言えばソーシャルディスタンスが取れるような避難所は望まれているわけです。そういったことを考えまして、町は学校跡地に防災コミュニティセンター等の建設計画があると。町で暮らす住民の避難時の避難場所を確保したい。安全性も確保したい。早めに整備すべきだと。そしてまた、解体までまだ時間が残されています。残された時間の中で最大限の対応をすべきという意見も出ています。

紺野議員の質問の中で、新型コロナウイルスに関しても触れておりましたが、終息等を待つにも期日が非常に不透明であると。この議論を始めてから何日かたっていますけれども、コロナのほうは終息するのではなくて、拡大するような今状況になっているということも紺野議員には考慮に入れていただきたいなというふうに思っています。

以上のような議論から、最終的には賛否、どちらの意見もございましたが、多数決という方法で委員会は不採択という結果を出させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 閉校式に関しては、今議会の一般質問の中で馬場議員からの質問もありましたけれども、当然閉校式をやるというふうなことで、私たちは閉校式をやっていただくというふうなことになれば、当然その思い出のある学校、それから、そこを卒業した、それから、地域のシンボルであった、いわゆる学校が存続するかしないかじゃなくて、閉校式をやっていただくことによって、当然自分の思い出のあった学校を懐かしむ。それから、この地域をどういうふうに守っていくかという、そういったいわゆるこれからの前向きな地域に対する思いが生まれるのかなというふうなことで、非常にこれは閉校式についてはありがたいなというふうに私は理解いたしました。

しかしながら、今防災の施設の計画があって、それで学校の解体が進んでいるというふうなこともあるんでしょうけれども、結局は学校の解体の延期というのは、当然防災計画があるから延期ができないというふうなことではなくて、これはいわゆるこの請願によっ

て環境省が当然決定することだと思えます。先ほども申し上げましたけれども、町が解体の延期について決定するとかしないとかの問題ではないんですね。やはり国のほうに責任を持った形でもって回答を求める、請願を求めるというのが委員会としての中身ではなかったのかというふうに私は思います。その辺、委員長、もう一度答弁をお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 文教・厚生常任委員会委員長。

○文教・厚生常任委員長（渡邊泰彦君） それでは、今の紺野則夫議員のご質問にお答えします。

解体までの流れというのをまずちょっと説明させていただきますけれども、学校の建物の方向性、すなわち解体するのか、残すかという議論は我々議会を含めて十分にやってきたはずです。その中で、まず、それでは学校の利用法を考えましょうということで、割と新しいと言ったらおかしいですけども、建物がそれほど傷んでないものに関しては、利用できる方の募集をしましょうということで募集をしました。その中で、やっぱり募集になかなか応じていただけなかったというか、希望者がいなかったということで、その利用方法もちょっと変わってきたと。

それでは、その学校をどうしようかという議論の中に入ってきて、かなり古い、相当修理しなければ使えない、そういった議論がずっと出てきておりました。さらには町のほうの判断として、町の経費と言ったらおかしいものですけども、維持経費もかなりかかってくるだろうと、補修費もかかってくるだろうというような形の議論を議会の中でも当然私も意見も聞きました。その中で、町は解体するための準備をきちっと整えて、環境省に町のほうで解体をお願いしたと。解体してくださいということの意見になったわけです。その中で、環境省のほうでは、じゃ、きちっと準備ができているんですか、大丈夫なんですかという確認も町にしているようです。その中で、町は準備が整ってありましたんで、解体をしてくださいと。入札の準備を国のほうではしたと。

そういった経緯がありまして、ここはちょっと質問の中の深く入るところで申し訳ないんですが、仮に解体をじゃ延期するんだというようなことで町で要請したらどうなるんだという質問を私はしました。そのときにはこういったお答えで、すなわち地域の住民がこういった災害に遭ってきていると。その安心・安全にできる要するに避難所を兼ねたコミュニティセンターができていないんだと。やっぱりこの町の住民の声を聞かなければいけないんだと。それを一日も早くやるためには解体は延期ということ。それはまだ環境省

に申し込んでないんであれなんですけれども、ただ、言われていることは、やっぱり相当延びるだろうと、解体を延期。例えば3月に予定したのを夏までというわけではなくて、入札があって、そして仮に解体の準備が入ってということになってくると、1年、2年というふうに先延ばしになるだろうと。

もう一つ心配事は、これはお聞きしたんですけれども、解体申請が終わった後の取下げした場合には、町で負担をして解体してくださいということもあり得るだろうというようなことが、ちょっと紺野議員の質問とは離れて申し訳ないんですけれども、そういったことがあると。言ったように、環境省に言われて解体するのではなくて……

〔「取り下げろなんて誰も言ってないんです。論点ずらしては駄目です」と呼ぶ者あり〕

○文教・厚生常任委員長（渡邊泰彦君） すなわち環境省が町に対して要請したわけでも何でもなくて、町のほうでそういった形の段取りと準備を整えて、解体をお願いしたということになっています。ちょっと答えになっているか分かりませんが、再質問どうぞ。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

6番、紺野則夫君。

○6番（紺野則夫君） 今、委員長の答えは私には響いてきませんでした。あくまでも町の防災計画というようなことと当然リンクしているのは確かに私は分かっております。しかしながら、議会として国に対する請願というのは町と全く関係ないことではございませんので、その辺は議会としての結論をやはり委員長は皆さんに求めるべきだったのかなというふうに思います。いわゆる町の中身を考慮して当然やらなくてはならないのは我々当然議員でもあるし、議会だと思っていますけれども、請願に対する中身については当然町の考慮というのは頭の片隅には入ってなくてはならないと思いますけれども、やはり議会として住民相互の意見を国に対して申し上げる。議会ですそれを採択して、議会として国に対して請願していくというふうなことが我々に課された責務ではないのかなというふうに思います。その辺、委員長はどういうふうに考えているか、簡単に答えていただければありがたいなと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 文教・厚生常任委員会委員長。

○文教・厚生常任委員長（渡邊泰彦君） 紺野議員の再々質問にお答えいたします。

1つは、回答になっているかどうかというのはちょっと紺野議員に判断していただきたいんですけれども、1つ、私たち議会として

考えなければいけないことがありまして、この計画に対して学校の跡地に、避難所兼防災コミュニティセンターを建設する計画に対して、議会は反対したわけではなくて、容認してきたと。それを推進してきたと。もちろん町は施策を進めるために議会の承認を得ることが1つありますんで、その施策が出たときに、私も含めてなんですが、早期に着工するように推進してきたというのが議会だというふうに私は理解しています。そういった意味からも、じゃ、我々が町と一緒にそういったことに取り組んできたものを反転してと言ったらいいんですか。それで解体を延期していけるように請願をすべきだということだと思います、言っていることが。ですから、議会としての本当の立場を考えて、いろんなことをやらなければいけないのかなと私は思っておりますが、この辺は私も勉強不足なところもあるし、議員として資質もあまり高いほうではないんで、その辺、議員のご意見をちょっと参考にさせていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

委員長は自席にお戻りください。

これより討論を行います。

まず、本請願に賛成する立場の方の討論を許可します。

討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 請願に賛成する立場で討論をしたいと思います。

請願者は、150年も続いた浪江ゆかりの大堀・幾世橋、1873年に創設された学校です。浪江中学校は1970年に創立されました。まさに地域の文化、教育、歴史のシンボルとしてこれまで幾多の卒業生や、そこで学んだ先生と生徒、それを支えてきた地域の人々との切っても切れない関わり、絆、縁があるわけです。学校解体の議案が提案されたのは2月の臨時議会です。私は今後の利活用も含めて解体すべきでないという態度を取りました。その後、浪江町議会では解体に賛成した議員からも資料館として保存し、活用できないか、そういう見識ある提案と質疑が行われました。解体議案は賛成多数で議決されたけれども、その後の閉校式開催について町民参加の議論をして、どうあるべきかということは町も当然教育委員会も、そして町民を代表する議会も真剣に議論を重ねてくるべきだったというふうに思います。

私は、今回の請願は7月に行われた学校見学会で約2,600名の卒業生や地域の方々が参加した結果、改めて原発避難という特殊な事情ではあれ、閉校式をやってもらいたいと。そのためには解体も延期してくれと、こういう素朴な町民の願いが出発点になって、みるみるうちに浪江出身者はもちろん、町外、全国、そして世界の一部の方々にも共鳴共感を呼んだというのがこの流れだと思うんです。私は議会人の1人でありますけれども、こうした自発的な市民の声、それが町と議会に届けられる。間もなく原発避難から10年になろうとしているときに、ふるさと浪江をかけがえのないものとして自分の体にしみ込んでいるからこそ、それぞれが犠牲を払って署名運動をして、繰り返し議会の傍聴にも来ていると。こういう市民運動、住民運動は行政にとっても我々議会にとってもありがたいことだ。本来ならば一般的に考えればというふうに言ったほうがいい。

町を離れて間もなく10年になる。町が何しようと、議会が何を決めようと、それはもうそちらで決めてくれと突き放した感情を持ったとしても私は不思議でないと思います。しかしそうではない。若いときに都会に出た。住所は都会だけれども、心はふるさと浪江にある。その現われだと思うんです。先ほど議会基本条例のところで町民参加の議会こそ本来あるべき議会の姿だ、そういうことも報告されました。まさに今そういう立場で議会がこの請願にどういう判断を示すか、ということが求められていると思います。

そこで、委員長報告の中で看過できない報告がありました。解体を取り下げた場合、町の負担になる。この請願のどこに解体を取り上げてくれと書いてありますか。同僚議員に誤解を招くような、委員会審議にも出てない、そういう屈曲した報告をして、請願案件に不採択という立場で誘導しようとするなら、絶対容認できない問題だと繰り返し申し上げます。解体延期をしてほしい。閉校式を開催してほしいという請願の中には1ミリも解体申請を取り下げてくれなんていうことは書いてない。明確に私は主張しておきたい、と思います。

それから、閉校式についてです。私の一般質問でも、委員会審議でも閉校式はやるという教育長の答弁がありました。私は閉校式をやるのは当然だと思います。閉校式の開催の仕方について、ふれあいセンターなみえで一堂に会してやるというのも一つの方法でしょう。コロナが心配だから、いつどこでどういう形でやるか十分検討しなければならない。当局としてはそういう問題もあるでしょう。しかし、例えば1つの提案として、それぞれの校舎の前に関係者が集まって記念撮影をする。最小限校舎周辺。校舎の中を見学する。

参加した人たちに閉校式の思い出として記念品はいいですけども、そういう写真を添えて町民に贈呈する。それぐらいのことをやっても何らおかしくない。それどころか委員会審議でも教育長は私の質問にこう言ったんです。閉校式については正式に閉校式の開催について表明をしてこなかった。やるとは言ってきたけれども、正式には表明してこなかった。こういう教育行政を預かる責任者からは信じがたい答弁さえ出た。なぜならば閉校式をやらなければならないなどという法律的な文言はないけれども、町民がこれだけ求めている。特別な事情で町民が避難している。そういう中で閉校式はどうあるべきなのか。まだ時期は決まってないけれども、閉校式は必ずやります。方法も町民参加の下で、町民の皆さんが納得いくような形で閉校式をやります。そういうメッセージを送るべきなんですよ。それもやってこなかった。これは教育行政の不作为と言わざるを得ない。

それから、最後になりますけれども、跡地利用の問題です。町長は私の質問に対して跡地利用の計画があるから、延ばすわけにはいかない。それは3月末までに解体するという暦の上で判断すれば、そういうことになると思います。しかし、もう既にこの案件は環境省に渡っていて、この請願を採択して、その上でこれが町民の声だと、議会の声だということを環境省に伝えることが何か支障あります。もちろん先ほど委員長報告にあったように、コミュニティセンターをつくる、そういう計画があるとか、あるいは校舎が壊れてきて安全でないとか、そういう問題があるでしょう。それは一定程度部外の者が侵入しないような安全策を講ずる。あるいはコミュニティセンターの事業を一定程度延期する、それぐらいの町長の判断があってしかるべき。もう既に解体申請をして、3月までの期限ありき。ここからは数ミリも変更するわけにはいかない。これはこういう特殊な事情の下で行政運営をする際に、町民の願いは何かということを根本に、土台に考えた場合には、それは柔軟な判断をする。町民の声を背に受けて、環境省に折衝する。そのことができないはずではありません。ほかの公共事業には何十億、何百億と国のお金とはいえ、投じながら、町民の素朴でささやかな解体延期と閉校式開催について同情の念も含めて町民を代表する議会として、町民の心に寄り添う行政としてできないはずがない。

話はちょっと脱線するけれども、これほどコロナが拡大している中で、時の総理大臣、菅総理は12月11日まではG o T o トラベルの変更ありません、できません、というふうに言っていたんですよ。しかし、国民の声に押されて、状況判断をして、12月14日にはG o

Ｔｏトラベル延期の判断をしたではありませんか。まさに今何が大事か。町民は何を求めているか。これからの浪江まちづくりを考えた場合に、こうして己の犠牲を顧みず、町民のために浪江町のためにこうしてください。そういう願いに応えることが何か不都合がありますか。私は正直足かけ32年の議員生活をやってきております。この瞬間、こうした発言をするのもこれが最後になるでしょう。ここまで言うつもりはありませんでした。私は町民の声を代表する議員の1人だからこそこの案件はあだやおろそかに否決できるようなものではない。まさに町民の心が宿つとる問題だ。このことを議員各位にも深くご理解いただいて、賛同をいただくようお願いを申し上げて、請願賛成の討論といたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、本請願に反対する立場の方の討論を許可します。

討論ありませんか。

2番、石井悠子君。

○2番（石井悠子君） 私は請願に対しての反対討論をさせていただきます。

私も請願書を提出された皆様のお気持ちは十分理解した上で発言させていただきます。

浪江町は避難指示解除をして3年が経過します。この間、台風による水害を含めて、町民が避難しなければならない事態も発生しています。幾世橋、大堀、権現堂、川添など、各地域に住民が帰還しております。災害における町のハザードマップも県から示されており、各地域の住民から安心・安全な避難所の設置をしてほしいと強い要望があり、議会と町と一体となって防災計画を推進してきた経過があります。各学校の解体を延期にすることは、これらの町の計画が大幅な遅れとなり、避難所の設置を望む声、その声に応えようとしている町、その計画に理解を示している議会活動の整合性が取れなくなること、それから、町は閉校式を行う予定があるとのことから、私は請願に対して反対討論をさせていただきます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより請願第2号 浪江町の各小中学校の解体を延期し、町民・卒業生にお別れの機会となる閉校式の開催を求める請願書を採決します。

採決は起立により行います。

本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立少数]

○議長（佐々木恵寿君） 起立少数であります。

よって、請願第2号については不採択することに決定しました。

◎発議第8号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（佐々木恵寿君） 日程第11、発議第8号 浪江町議会議員定数
条例の一部を改正する条例を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

事務局長。

[事務局長朗読]

○議長（佐々木恵寿君） 提出者の山本幸一郎君から提案理由の説明を
求めます。

山本幸一郎君、登壇をお願いします。

[12番 山本幸一郎君登壇]

○12番（山本幸一郎君） 提案理由を説明いたします。

今、町は一部の地域の避難指示解除から4年を迎えようとしています。しかし、帰還人口の現状や一般財源の確保が見込めない中、町の将来を考えると議員定数を見直すべきと考えます。議員定数を4人削減することを提案します。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 8番。

先ほど発議をいただきました。

本来、定数削減の議論にするならば、少なくとも半年あるいは一、二年前から協議を重ねて審議した上で議員発議として上程すべきかと思えますし、定数を減らした場合、今現状あります3常任委員会、今五、六名でやっていますが、非常にそれでも審議が滞るときもあります。それが例えばこの案によりますと、12名になりますと、3委員会の場合、約4名ほどになります。そういうものも含めて審議、協議、議論が成り立っていくのかということをお尋ねしたいと同時に、その常任委員会の割り振りをどうするのか。また、町民、被選挙人に対してどのような形で周知をしていくのかをお尋ねします。

また、この案ですと、次期から施行ということでございますが、来年4月の改選時からということであれば、残り3か月余りしかございません。これを一度も議論されずに定数を12名にした発議をし

た理由をお尋ねしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） お答えします。

初めに、特別委員会等々で1年以上前から審議しなかったかというような一番初めの質問からお答えします。多くの若い議員の皆様方からは議員定数の話は出ていました。しかし、その他の議員の私より先輩の方々からは、話はするが、発言は全然なく、今に至っていました。それで、次期の4月には改選です。これは皆様方が手を挙げて委員会をつくろうというような話に持っていかなかったから委員会がなく、下のほうでこのようなお話だけがなされるようになってしまったのが現実だと思います。もちろん8番議員の言うように、皆様、共通認識の上で、もしかすれば2人減、3人減や、このままでいかなくてもいけない。避難も10年なので、今のままだもまだ復興途中だと言う方も多分いるかと思いますが。

しかし、私に賛同してくれた皆様は、町民からは議会は税金を元に戻すような方向で賛成しておきながら、自分のことは何もしないと集まるたびに言われています。それは多くの議員の皆様もそうだと思います。その上で、次回の改選に間に合わせるようにするのであれば、今期以外にこのような発議を急とはなりましたが、賛同者の皆様と相談し、そうさせていただきました。

また、順番はずれますが、4人減にした場合の常任委員会がどうなるかというようなご質問ですが、12人になれば、その時点で12人の今は3常任委員会ですが、これを2にするか、もしくは3のままでいくか、それはそのときの判断でやると思っています。なぜ私も12人にしたかといいますと、最低12人がいないと、なかなか一気に議会運営が滞ることがなくなる最低人数は12人なのかなと、これも皆様と協議しました。中には10人と言う方もいましたが、最低12人いないとなかなか議会活動もしくは委員会活動が手薄になるのではないかということで、この人数にさせていただきました。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 改めて提案理由の中では分かるんですが、それでは、何名がベストだというふうな話の議論は、提案者あるいはその同意者での話であって、全体的に話はしていないのかなと思っています。そういう意味で言うと、全体的な話を申し上げますと、じゃ、この浪江町、我が町は定数は何名がベストなのかなと。また、いわゆる言われているように、人口1,000人あたりに1人ぐらいの議員定数が好ましいと言われていることもあります。そういうふうな中で、現在、町内居住町民約1,200人ですが、避難先には住基人

口で見ますとほかに約1万6,000人いるわけです。そうすると、私の考えですが、それだけの町民、住基人口を抱えているのであるならば、適正な今の現状の16名ではないかなと私は思っております。そういう中で再度確認させていただきますが、人数を12名にした理由をもう一度確認をしたいと思います。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 町の帰還人口の見通しで、復興計画の中にも後に8,000人を目標で書かれていました。私の予想ではなかなか難しい数字なのかなと思っております。今現時点では1万6,000人が浪江の人口だというのも認識しております。しかし、5,000人にするのもなかなか難しいこの浪江町に戻ってくる帰還人口があって、今の16人の議員で本当にいいと思われているのでしょうか。私から言えば、他の議員の人も10名でもいいよというような発言もありましたが、やはり議会活動をするのであれば、一気にじゃなく、4名減の12名。それは人口1人当たりではなく、この町の現状を認識した上で、このように判断させていただきました。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 8番、平本佳司君。

○8番（平本佳司君） 大体理解はさせていただきますが、私は定数削減に対しては、やはりもっともっと協議をしながら、いろんな話でこの問題点、この課題をどうしようというふうな話をしながら、もう少し時間を置いてやるべきではないのかなと思っております。そしてまた、当町議会定数削減については、過去においても特別委員会を開いて、一、二年かけてやっている。議論を重ねて削減をしてきたというふうな経緯を聞いております。そういう中で、今回でなく、今後一、二年をかけて協議すべきと思いますが、その辺のお考えはございませんでしょうか。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 私がこの発議を出すのが遅かったのが原因で、そのように思われたかもしれませんが、もし今から一、二年後でこの定数でいくというのは、あまりにも議員皆様方は何を考えて今までやってなかったんだと。もう少し前にそのような意見を出して、特別委員会をつくるのであれば、つくるような努力をしてくるのが遅かったのが原因で、私がもう少し早く発議なり違う委員会等々でそういう委員会の設立をすればよかったと思っています。その点に関してはそういうことは十二分におわび申し上げます。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君）　こういう議会全体に関わることについては、今平本議員が言ったように、もっと議員全体で議論すべきですよ。それは仲間内で話し合ってきたということはあるかもしれませんが、それはその人たちの範囲でしょう。例えば先ほど報告された議会基本条例の議員の定数についてはどういうふうに書いてあるか。まさに今平本議員が言われたとおりなんです。16条の2、議員定数、歳費の改正に当たっては行財政改革の視点だけではなく、町政の現状と課題、将来の予測と展望を十分に考慮するとともに、合議制の機関である議会の機能を果たす役割を認識し、議員活動の評価等に関して町民の意見を徴取するとか、広聴会制度を活用するとか、そうした中で議員定数のあるべき姿を決めるべきだ。

あなたはこの特別委員会に参加されていたかどうかは分かりませんが、今報告されて、まさに我々として基本条例を制定して、新しいスタートを切ろう。町民の負託に新鮮な気持ちで応えよう。こういうことで共通認識を持ったばかりではありませんか。このことについて議会として定数の在り方について、この角度から議論をする。そういう議論も取組もないまま、発議で、もちろん発議権はあるわけだから、それは脇に置くとしても、合議制である議会として定数の問題をどうするかというときには、時間をかけて議論すべきだ。今ほど山本議員が言われた委員会の設置についても、定数についても先輩議員からは何も意見がなかった。それはあなたの主観ですよ。そういう問題を公の場で投げかけたことはありますか、お尋ねします。

それから、委員会活動のこともありました。浪江町の予算を見てくださいよ。補正含めれば400億を超えるんですよ。当初予算で375億だから。震災前は75億ですよ。だからこそ2人副町長制を敷いて、行政の執行に当たっているんじゃないですか。我々は行政のチェックマンでもある。予算の規模からしても、行政の体制からしても定数を減らす理由はない。そのことについてどう考えるか。これが第2点。

第3点、一般質問でも一部触れましたけれども、町民は分散しております。分散している中でどういう状況に置かれているか。個別、孤立、孤独化が進んでいる。しかも生活の貧困がひたひたと進んでいます。そういう状況について我々議員はもっと町民に寄り添う立場から、町民の実態について自ら調査をする。議会としても調査をする。16名の議員が英知を集める。そして、先ほども議会改革基本条例にあったように、政策提言もしていく、そういう議会こそが求められているんじゃないですか。議会の活性化とは何だと思います

か。定数を減らすことですか。かつてない署名を集めて、町と議会に解体延期と閉校式開催を求めた。それを潰しておいて、一方では定数削減をすることが町民の負託に応えることと全く認識がずれている、そう思いませんか。

これは我々議員定数が減るからどうだという問題ではないんですよ。町民を代表する者として議会のボリュームをどうするか。ボリュームだけではなくて、レベルアップをどうするか、このことが求められているわけでしょう。そういう議論もなしに、賛成者何人か署名して発議する。あまりにも唐突、そう思いませんか。明快な答弁を求めます。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めの1番から申し上げます。委員会等こういうわけで定数の話をしたかと、全体の会議でというものが1番目の質問だと思うんですが、全協等でそのような発言は私はしませんでした。初めの1番で。

2番目が、ちょっとよく分からなかったんですけども、もう一度ちょっといいですか。

○16番（馬場 績君） 分かっている範囲で答えて。

○12番（山本幸一郎君） じゃ、分かっている範囲でお答えします。

ちょっとずれていたら申し訳ございません。今年度の予算400億円等々でこのような事業費になっているのにもかかわらず、減らす理由等々を言ったのかと思います。ちなみに今年度の予算は400億超です。それで、自主財源は幾らかと申しますと、8億2,000万円です。平成21年度のデータと比較しますと、平成21年度の自主財源は20億円です。今年が8億になったのも前回より23%増になって、8億になったんですが、これは町の減免が元に戻ってくるような方向にあって、若干ずつ自主財源が増えてきているのかと私の認識です。

そこで、やはり何をしなければいけないかというのは、議員はもちろん減らすだけ、減額するだけではありませんが、町の今の状況を鑑みれば、議員の経費削減は当然のことだと私は認識したからです。1人頭年間360万円ほどかかります。約ですけれども。このような状況において、4人にしたのは1,500万円近くの1年間に削減が図られるのじゃないかと。また、4年間なので、5,000万円ほどの税金を削減して、何かに使ってもらったり、その他でそういうのも考えるべきではないのかなと思って、4名という人数にしました。先ほど8番議員のときも言いましたけれども、4人は、やはり最低限度4人以上減らすと議会運営が成り立たなくなるのかなと思って、

そのようにしました。

3 番目、ちょっと記入できなかったんですが、ちょっと再質問でお願いします。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 議会基本条例の第16条を見てください。仮に定数を減らすのであれば、段階があるでしょう。私は定数削減には反対だけれどもね、様々な理由で。民意がそれだけ反映されなくなるわけだから。議会というのは民主主義のコストですよ。仮に定数削減するというならば、1,500万減るから云々ではなくて、議会として本来あるべき活動はどうなんだ。自分たちの活動も評価して、広聴会を開いて、議会のレベルアップを図るべきだ。それもやらないで仲間内で下相談して、唐突に定数削減の発議をするというのは、同僚議員の1人としてそういう取扱いに対して、極めて軽率ではないかというふうに思います。定数削減あるいは議員定数について、基本条例に書かれているような立場で議論すべきという、そういう認識はありませんか。これが再質問。

その上で、375億、400億超の一般会計の予算です。執行体制も副町長2名、いろいろ機構改革は行われておりますけれども、ギブアップです。なぜそうならざるを得ないかということは私が言わなくてもいいでしょう。仮に議員定数を減らすということになれば、間違いなくその反動で町は定数削減、これをやってくるんですよ。そうならば、もちろん必要な計画はやらなくてはならないよ。だけれども、定数削減が1つのでこになって、執行体制が削減される。結果、町民の実態が今でも把握できていないのに、私がどうだと言うんではないけれども、町民の現状に 대응することができないのに、議会も体力を落とす。行政も体制、体力を落とすということになれば、この緊急事態、想定外の事態、これからも続くでしょう。しかし、浪江町から離れられない、そういう人たちは1万7,000いるわけだから、その人たちをつなぎ止めて、今後さらに拡大する、こういう役割を果たすというのが議会じゃないですか。

今まで16人でできてこなかったから、4人減らせばそういう活動が活発になり、町民の期待に応えることができるという保証は何もない。今の体制で議会として質の改善をやるべきだ。活動の量を増やすべきだ。私は毎回一般質問をやってきたから言うんではないけれども、ほかの議員の人たちもやっぱり全然一般質問もしない。そういうことなどではなくて、おのおの町の課題、町民の現状、それを踏まえた一般質問なり議会活動をやっていく、そのことが今求められているのではないですか。本来見直すべき質の改善を後にして、

数だけ減らす、そういうことは全く民主主義に逆行する問題だというふうに思います。問題を整理して答えてください。どう考えますか。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 初めの再質問からお答えして、基本条例の11ページの議員定数と歳費の件から申します。

私もこの特別委員会の委員であり、これは認識しております。そこで、ここにも書かれていますように、議員定数と歳費の改正に当たっては、ちょっと飛んで言いますけれども、町政の現状の課題と将来の予測の展望を十分に考慮し決めるんだと、簡単に言うとそうも書いています。やはり議員というのは将来の町をどのようにするか皆様は考えていると思います。そう考えるのであれば、先ほど自主財源のお話もしましたが、なかなか厳しい。16番議員が一番長いんで、この厳しさも十分に分かっているかとは思いますが、なかなか帰ってくる人口も少なく、浪江の状況はますます悪化しないように食い止めているとは思いますが、よくなる方向に行くとは断定は今のところできません。

やはり自分の身を削って、若干でも町民目線に立って、ここにも書いてありますが、町民の意見の聴取をする。集まりに行けば、何だ、議員、先ほども言いましたけれども、議員だけかと。以前は報酬もカットしていたけれども、何もしなくなると。定数の削減のお話は出ているのかと言われます。そのほかにはやはり税金の問題です。馬場議員は毎回、税金は上げるなと言っていて、もう認識はしていますが、これからの町の行財政を考えれば、やむを得ず元に戻っていくのではないかと私は思っています。やはり議員はどこで町民目線なのか、それを理解するのは議員個人の判断だと思っています。

次の質問は、あまりにも多く、どこからしゃべっていいか分からないもので、今と多分回答はダブると思いますので、よろしくお願いします。同じ質問なんだから。

○議長（佐々木恵寿君） 16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） あなたも定数削減を発議するわけだから、そのことについて、質疑されたポイントについて把握できないようでは、議員の身分に関わる定数削減を提起するというのは、ちょっと乱暴だよ。もっと時間をかけてこれは議論すべき。しかも私は町民目線から考えれば、議員定数を減らせば、必ずそれが行政のコスト削減ということで職員の定数削減につながっていくんですよ。これも改革の一つだという見方もあるでしょう。しかし、全県全国に散らば

っている町民の負託にどう応えるかということであれば、今の体制でも仕事がこなし切れない。その1つの例として、社会的な要因で、あるいは自然災害があって、契約案件の変更ということもあるけれども、十分なチェックもできないまま事務量だけが増えてくる。そういう中での混乱の出来事です。そういうことで議員を減らせば、かならず行政の圧縮にもつながっていく。結果、町民サービスが圧縮される、こういう悪循環になるんです。

もし歳費が高いという認識があるならば、議員全体で協議をして、削減するという方法だってあるんじゃないですか。全く具体的な提案を議論しないまま、一方的にこういう発議をするというのは今までの浪江町議会ではあり得なかったことです。これまでの経過を踏まえてどう考えますか。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 先ほども8番議員のときに説明した答弁とダブリますが、結果、このような遅い発議になったのは、先ほどもおわびしたとおりに、改選前のこの時期に言うのは遅かったのかと思いますが、今までこのような議論がなされてなかったのが議員として私個人、皆様と会話しながら進めることができなくて、先ほどもおわびしましたが、それに対しては反省します。

しかし、次の4年をどのように議員の皆様が活動する。次の4年は経費は自主財源だけではやっていけません。それで、来年の予算は国から来るように決まりましたが、来年、再来年、次の見通しはまずもって不明確です。この日本の気候変動、そして今のコロナ禍、いろんな面でなかなか国もこの被災地に税金を投資するのは鈍っているのかなというふうに感じています。なので、いろんな減免がなくなってきたのかなと思います。

私は、先ほどの16議員の質問にありましたが、議員定数がやっぱり削減されれば職員の数も減ってくるのかなとは個人的には思っています。なぜならば、お金がないところに人は雇えないからです。幾ら言ってもないところに誰々さん、パートで使いますか、臨時で使いますかなどとできますか。そのお金の担保もないのに、私たち議員だけが同じ給料をもらっていて、何の話もしてないでいいのでしょうか。質問の回答にはなりませんが、このようなことは多くの議員がそのように思っていると私は認識しております。ただ、出すのが遅かったのは先ほどから申し上げているとおり、遅かったのは申し訳ございません。しかし、次期の改選に間に合わせるために今回提出させてもらいました。またこのような議論を皆様と十二分に改選後もやっていきたいと思っています。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） 発議、大変ご苦労さまです。

定数を削減する、要するに経費を削減するということに関しては、提案者と同じ気持ちであります。その前にちょっと1つ提案理由について質問させていただきます。

提案者のほうで1つ目の理由に挙げているのが、帰還人口の現状、2つ目に挙げているのが一般財源の確保、この2点がこれの理由だというふうに私は今これを見て理解しました。1つ目の帰還人口の現状を挙げっていますが、確かに浪江の在住人口は約1,500人です。これ逆に考えれば、町外、すなわち県内、県外を含めてその10倍の1万5,000人がばらばらに避難しているというのが今の浪江町の現状です。これは二重住民票と言っていいんだか分かりませんが、ほかに避難している人も浪江町民というふうにカウントはされているようですが、これはあくまで浪江町民としてなんですね。

じゃ、我々議員の役割は何だというふうなことの根本的なものに入ってくると、町民の意見を吸い上げて、町へ要望したり、町政に取り入れてもらったりというのが一つの役目だというふうに私は思っているんです。現在16名、この人数が多いかどうかという議論ではないんですが、各地で活動することで広く町民の意見を徴取できるということが今私の中では思っています。

私のことをちょっと個人的に申し上げるのはあれなんです、私は浪江在住なものですから、浪江に避難している方々の意見というのはよく私は吸い上げるというか、聞くことができるんですが、中通りに避難している方とか、例えば県外その他府県に避難している方々の意見を吸い上げるなんていうことは到底活動範囲の中ではできないというふうには自分では思っています。そんなことで、今各議員の方々も各地のほうにおられる方もおるんで、そういう方々がそういった我々が浪江にいる議員ができないことをやっていたいというということで、1つの意見が吸い上げられるということが行われているのかなというふうに認識しております。

質問なんです、これだけ各地にいる中で、議員定数を12人に削減するということになると、これまでやってきたこの町民の意見を吸い上げていくという議員の活動が相互性を確保するということとはどんなふうにして相互性を確保するのかというのは提案者はどのように考えているのかなということがまず1つです。

2つ目の理由であります、一般財源の確保を挙げてきております。先ほどから皆さんと議論をしている中で、経費削減だと。当然

この提案者がおっしゃるとおり、これからの財政を考えれば当然ことながら削減するべきというふうなところでは一致しています。ただ、その削減方法として歳出を減らすということになるかと思えます。その方法としては、実は私自身は身を切る改革という格好いい言葉で言うてはいいのかどうか分からないんですが、私は議員報酬は50%でいいと思っているんですね。提案者が今おっしゃったのをちょっと数字にしてしまうとあれなんです、4人削減すれば1,500万、議員報酬を半分にすれば3,000万の削減になるんですね。であれば、私はこういった中途半端な削減方法ではなくて、50%にするというのをご提案をして、町の歳出削減に大きく貢献できる方法を取ったほうが方法論とすればいいのではないかと思うんですけども、その辺、提案者の考え方をお尋ねします。

以上、2点です。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） じゃ、初めの12人になると相互性はどうなるのかというようなご質問だったかと思えます。12人しろ16人にしろ、改選後、町外、町内の議員さんがどのようになるかはちょっと理解が今のところ取れないんで、なかなかちょっと答弁にはなりません。たとえば町外に多くの議員さんがいれば、それなりの情報は入ってくるとは認識します。しかし、もし12人でやろうと決めた場合には、いろんなところの情報の収集の仕方を議会で一度もんで、そこに合うような施策を考えればいいのかなと思えます。ただ、町外にいるから情報が絶対収集できているんだという認識では質問者もないと思えます。何らかの困っている目安箱とか、いろいろ何か会合をもう少し町外で意見交換会等をやればいいのかと。それも基本条例にもうたっていたとおりにかと思えます。

あと2番目の給料が半額というか50%減というようなほうが財源的にはいいんじゃないかと言います。しかし、渡邊議員はお仕事もされているようですから、これ一本ではないかと思えますが、もし議員一つで活動をしている人がいるとするならば、半分の、多分23万5,000円が月に入っているかなと思うんですが、12万円ぐらいでは議員活動は名誉職といえどもなかなかできないかと私は……

〔「名誉職でなんかないよ」と呼ぶ者あり〕

○12番（山本幸一郎君） これは俺の答弁だってば。と私は思います。やはり以前、10番の渡邊議員が震災前に定員削減と給料減の広聴会でさせていただいたときの記憶がよくあります。議員の日当は矢祭に合わせて3万にしろというようなことで、その当時議会の中では定員削減と報酬削減、その当時はその議論でやってきました。渡邊

議員は昔からこういう削減に大賛成だったというふうに思い、その結果、代表としてここに来ているのかなと思ってもおりますし、今言った50%削減がちょっと現実的じゃないように私は思います。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） 10番、渡邊泰彦君。

○10番（渡邊泰彦君） ありがとうございます。

今、提案者の方からいろいろお答えいただいて、そこで私が今ちょっと結果的に思ったのが、いろんな今意見が出て、いろんな回答が提案者のほうから返ってきています。これ、先ほどから提案者は申し訳ないというふうにちょっと遅かったというように話ししているんですけども、やはりその提案者がやった、考えていたことと、我々ここにいる議員が考えていることのやっぱりキャッチボールをしながらでないと、今質問して、提案者からいい答えが返ってきています。こういう考えですと。それをやっぱりやる必要は、私はこの定数を削減するということに関しては反対ではないんですけども、その手法として、例えば今度の3月議会に再提案するために、ちょっと今回は話合いの場を2か月か3か月設けるだとかというふうなことをして、ある程度のキャッチボールをしないと、提案者の言っていることは分かると。確かに賛同するんだけど、その賛同するにしても、そうではなくてこういう手法があるんじゃないですかと。こういう削減の仕方があるんでないしょうかということで、私、今ちょっと質問させていただいたんで、多分私だけではなくて、各議員がそういうふうな思いがあるのかなというふうに思うんですね。

ここで大変失礼な質問ではありますが、どうかちょっと期間を置いて、要するに次の改選に間に合うのがいつになるかというのはよく分からないんですが、例えば臨時議会を開いて、もう一回やって間に合わせるとかというふうなことを念頭に入れながら、少し時間をいただくような考え方というのは提案者はないのかなということ でちょっと質問します。これで終わりです。

○議長（佐々木恵寿君） 山本幸一郎君。

○12番（山本幸一郎君） 質問者のキャッチボールがなされてなく、今回ではちょっと早いんじゃないかというようなご指摘でありました。それはここで後でやるなんていうことは言えませんが、それは控えさせていただきます。

以上です。

○議長（佐々木恵寿君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

提案者は自席へお戻りください。

これより討論を行います。

まず、本案に反対する立場の方の討論を許可します。討論ありませんか。

16番、馬場績君。

○16番（馬場 績君） 2つの理由で反対いたします。

1つは、あまりにも突然唐突だ。議論が不十分。これが第1点。

第2点は、町民の負託に応える議員活動とは何ぞや。改めて我々は議会基本条例に立ち返って町民の負託に応える、こういう議会の在り方を熱く、深く議論すべきです。そういう時間も暇も配慮もない、こういう発議に明確に反対をいたします。

○議長（佐々木恵寿君） 次に、本案に賛成する立場の方の討論を許可します。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第8号 浪江町議会議員定数条例の一部を改正する条例を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立少数〕

○議長（佐々木恵寿君） 起立少数であります。

よって、発議第8号は否決されました。

◎委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出について

○議長（佐々木恵寿君） 日程第12、委員会の閉会中の継続審査又は調査の申出についてを議題とします。

各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長並びに各特別委員会委員長から、お手元に配付した申出書のとおり、閉会中の継続審査または調査の申出があります。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（佐々木恵寿君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定しました。

以上で、今期定例会に付された事件は全て終了しました。

◎町長挨拶

○議長（佐々木恵寿君）　ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許可します。

町長。

○町長（吉田数博君）　今期定例会が閉会されるに当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月8日の本定例会開会以来、慎重かつ熱心にご審議を賜り、ご提案申しあげました全ての議案についてご承認をいただきました。厚く御礼を申し上げます。

審議の過程でいただきましたご意見、ご提言につきましては、今後の町政執行に十分生かしてまいりたいと考えております。

さて、ご承認いただきました議案第139号　東日本大震災等による被災者に対する令和3年度の町税の減免に関する条例の制定につきましては、一般質問でもご意見をいただきましたとおり、持続可能なまちづくりのため、町民の皆様に対する行政サービスを維持するため、自主財源を確保するため苦渋の決断でございました。この町を次の世代につないでいくため、議員各位のご理解とご協力を賜りますよう、改めてお願いを申し上げます。

また、議案第145号から153号までの介護関連施設、まちづくり支援施設、アスレチック施設の建設工事に係る契約案件につきましては、ご承認を賜り誠にありがとうございました。

当施設は、ＪＲ浪江駅を核とした中心市街地再生に向けた重要な施設であり、今後帰還を希望する町民あるいは新たに浪江町に住まわれる方々にとって、生活環境の充実につながる施設であります。令和3年末の完成に向け、しっかりと工事を進めてまいります。

新型コロナウイルスの感染拡大が連日報道されております。当町においても、会期中に感染者が確認されるなど、猛威を振るっております。年の瀬を迎え、例年ですと飲食の機会の増える時期ではありますが、議員各位におかれましては、感染リスクの高い5つの場面にご留意をいただき、引き続き感染防止対策にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

また、今回退任されます根岸代表監査委員並びに今野教育委員におかれましては、長きにわたり町政進展にご尽力を賜りましたことに改めて深甚なる謝意を表しますとともに、今後とも引き続き町の復興にご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

結びになりますが、師走を迎え、寒さも厳しくなっております。健康に十分ご留意をいただき、新年を迎えられますことをご祈念申し上げ、閉会の挨拶とさせていただきます。

ありがとうございました。

◎閉会の宣告

○議長（佐々木恵寿君） これをもって、令和２年浪江町議会12月定例会を閉会します。

（午前 1 1 時 3 3 分）

上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

令和 年 月 日

浪江町議会議長 佐々木 恵 寿

署 名 議 員 半 谷 正 夫

署 名 議 員 紺 野 則 夫

署 名 議 員 佐々木 勇 治